

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700021-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  	  	  
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容		コピー機リース料 ①リコー製 カラーデジタル複合機IM C6000i ² 1台 ②リコー製 カラーデジタル複合機IM C3000 1台 (令和7年5月～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日22日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり リース料 57,640円(税込)/月 内訳リース料 ①36,300円 /月 ②16,100円 /月 消費税 3,630円 /月 1,610円 /月 合計額 39,930円 /月 17,710円 /月 契約書添付			
購入(依頼)予定業者		富山市黒崎141番地1 日通リース&ファイナンス株式会社富山営業所 お問い合わせ窓口 富山市二口3-2-16 (株)大用堂 代表取締役 田島 盛男		取引規定 ☒ 抵触なし	
支出予定金額		634,040円(令和7年5月～令和8年3月11ヶ月分)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

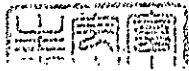
令和7年6月2日

経緯書

自由民主党

整理番号 0700021-1 の事前審査書の特記事項欄に、「IMC3000 コピー機は会派
太政・みどりの^{に使用を許可}~~控室に設置~~した為、毎月の支払いは IMC6000 と合わせて一旦当
会派より大用堂へ支払い、後に会派太政・みどりに IMC3000 分を請求し当会派
の政務活動費通帳に戻入するもの。」との文言を追加するもの。

リース契約書



契約番号 2232940-00

2021年 5月 27日

賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)は、物件のリースに関し、次のとおり約定したのでその証として本書を2通作成し、甲乙は署(記)名捺印のうえ各その1通を保持します。

甲 (賃借人)

住所又は所在地 富山市新橋町7番38号
TEL (076) 443-2152 (直通)

氏名又は名称 富山市議会自由民主党

代表者 利山致男



乙 (賃貸人)

所在地 名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号
日通リース&ファイナンス株式会社名古屋支店

社名 支店長 小川 誉夫

代表者

連帯保証人

住所

氏名



連帯保証人

住所

氏名



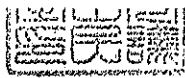
22329400000

日通リース&ファイナンス株式会社

別

表

(1)	物件の売主	株式会社 大用堂					
(2)	物 件	物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式					数 量
		リコー 製 カラーデジタル複合機 IM C6000F					1台
(3)	物件の引渡場所 及び使用設置場所	富山県富山市新桜町7番38号 議員控室 富山市議会 自由民主党					
(4)	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月					
(5)	リース料	月 額	リース料 消費税等 合 計 額	36,300円 3,630円 39,930円	総 額	リース料 消費税等 合 計 額	2,178,000円 217,800円 2,395,800円
(6)	リース料の支払日 及び支払方法	回数		支払日		支払方法	
		第1回 第2回以降	物件借受日 借受日の属する月の翌月22日から 毎月		振込 口座振替 北陸銀行 富山市役所出張所支店 普通 5021490		
(7)	前払リース料	支払日					
		充 当					
(8)	損害保険	保険の種類		保険上の特約		保険会社	
		動産総合保険				損害保険ジャパン	
						免責事項 ただし、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については、担保されません。	
(9)	規定損害金	始期の基本額		2,178,000円			
		逓減月額		36,300円			
(10)	再リース料	年額 43,560円 (一括払い、別途消費税等を申し受けます。)					
(11)	保守先					電話番号	
(12)	特 約						



№ 07000021

物件借受証

お客様控

借受日 2021年5月28日
(リース開始日)

日通リース&ファイナンス株式会社

御中

(賃借人)

住所又は所在地

富山市新桜町7番38号

TEL(076)443-2152(直通)

下記物件の検査の結果、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき当社が必要とする一切の事項を含む。）が、下記契約内容に適合していることを確認しましたので、本日これを借受けました。

氏名又は名称

富山市議会自由民主党

代表者

杉山 教男

(リース契約書と同じ押印をお願いします)



リース契約書番号：2232940-00

NO	物件の売主 メーカー名 物件名（品名） 製造番号	型式 物品管理番号	数量
	物件の引渡場所及び使用場所		
001-00	株式会社 大用堂 リコー 製 カラーデジタル複合機 IM C6000F		1台
	富山県富山市新桜町7番38号 議員控室		

リース期間は借受日から 60ヶ月とします。

契約条項

第1条 (リース契約の目的)

乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主(以下「売主」という。)から、甲が指定する別表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条 (中途解約の禁止)

この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第3条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第4条 (リース料及び支払方法)

- (1)物件のリース料は、別表(5)記載のとおりとします。
- (2)甲は、別表(5)記載のリース料を別表(6)記載の支払日及び支払方法に従い乙に支払います。
- (3)別表(6)記載の支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第5条 (前払リース料)

- (1)甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、別表(7)記載の前払リース料を第1回リース料に併せて乙に支払います。
- (2)前払リース料は、リース期間の最終月から順次さかのぼる各月分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)とし、その支払期日の到来をもって自動的に充当されるものとします。前払リース料は無利息とします。
- (3)甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料を甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- (4)甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることはできません。

第6条 (物件の引渡し)

- (1)物件は、売主から別表(3)記載の引渡場所へ搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。
- (2)甲は搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、乙が物件借受証を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- (3)前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」という。)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、前項に従い、物件借受証を乙に発行するものとします。
- (4)甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第7条 (物件の品質等の不適合等)

- (1)天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。
- (2)物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
- (3)前二項の場合、甲は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- (4)第2項の場合において、甲が、乙に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- (5)甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の減免、または弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第8条 (物件の使用・保管)

- (1)甲は、第6条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の使用設置場所において物件を使用できます。
- (2)甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
- (3)甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第9条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- (1)甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- (2)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
 - ①物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - ②物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 - ③物件を第三者に転貸すること。
 - ④物件の占有を移転し、または別表(3)記載の使用設置場所から物件を移動すること。
 - ⑤この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- (3)乙の事前の書面による承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から取去せるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

(4)物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。

(5)第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条 (物件の所有権標識)

- (1)乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- (2)甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第11条 (物件の点検)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第12条 (通知・報告事項)

- (1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知します。
 - ①名称または商号を変更したとき。
 - ②住所または所在地を移転したとき、または代表者を変更したとき。
 - ③事業の内容に重要な変更があったとき。
 - ④合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
 - ⑤財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑥第18条第1項第3号から5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑦物件につき滅失(修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。)、損傷の事故が発生したとき。
 - ⑧物件自体またはその使用若しくは保管に起因して第三者に損害を与えたとき。
 - ⑨その他乙の権利を侵害する事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- (2)甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第13条 (権利の移転等)

- (1)乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- (2)乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
- (3)乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむなく必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士費用等一切の費用を甲に請求でき、甲は乙の請求に基づきこれらの費用を乙に支払います。

第14条 (規定損害金)

規定損害金の額は、別表(9)記載のとおりとし、リース期間の開始月から1ヶ月間は始期の基本額とし、その後については、リース期間の開始月から1ヶ月経過するごとに、所定の減額率を減じた金額とします。ただし、減額した期間に、リース料及びその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第15条 (損害保険)

- (1)乙は、乙を被保険者とし、リース期間中(再リース期間を除く。)、物件に別表(8)記載の損害保険を付保します。
- (2)物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
- (3)前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
 - ①物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第8条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
 - ②物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第16条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条 (物件の滅失・損傷)

- (1)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができなときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
- (2)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。ただし、乙に生じた損害が別表(9)記載の損害賠償額を超えたときは、甲はその超過額も乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
- (3)前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第17条 (物件使用に起因する損害)

- (1)物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- (2)前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- (3)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

18条 (契約違反)

- 1) 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。
- ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ② この契約またはこの契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反したとき。
 - ③ 小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき。
 - ④ 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき。
 - ⑤ 事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 - ⑥ 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑦ 連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。

2) 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は第21条第1項の規定に基づき、直ちに物件を乙に返還するとともに、別表(9)記載の規定損害金を乙に支払います。

3) 前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。

9条 (遅延損害金)

甲は、第4条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を乙に支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

10条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、この契約を更に1年間リースを受ける(以下「再リース」という。)か、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに乙に対し書面で終了の申し出をするものとします。この申し出がない限り、この契約は別表(10)記載の再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了します。

11条 (物件の返還・清算)

この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第4項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離取去しなければならないものとします。また、物件にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。

甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。

甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。

甲が物件に付着させた動産の取去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が蒙った損害のすべてを賠償します。

リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ、第18条第2項の損害金及びその他費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。

第1項にかかわらず甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係諸法令に従って、事業者として自己の責任と負担により、直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。

甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令(物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。)により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

2条 (物件の一時預かり)

甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、物件及び債権保全のため、この契約を解除する前であっても、甲に対して物件を一時預かることを請求することができます。この場合甲は直ちに物件を乙に引き渡します。乙が物件を一時預かった場合であっても甲のリース料その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはありません。

12条 (連帯保証人)

連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。

乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ代位によって取得した権利を行使しません。

連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。

- ① 法人ではない連帯保証人の本条に基づく保証債務の極度額は、別表(9)記載の始期の基本額とします。法人である連帯保証人につき、その保証債務に極度額は定めません。
- ② 甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
 - ア 財産及び収支の状況
 - イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

③ 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。

(6) 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

(7) 甲及び乙は、連帯保証人の個人情報について、この契約の目的の達成のために使用します。

第24条 (費用負担等)

(1) 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。

(2) 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(3) 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)及び(7)記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(4) 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。

(5) 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第25条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第26条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第27条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務金額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第28条 (通知の効力)

第18条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

第29条 (反社会的勢力の排除)

(1) 甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む。)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等横暴者、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条第2項、第19条、第21条が適用されるものとします。

(4) 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第30条 (戦略物資等)

物件が「外国為替及び外国貿易法」に定める戦略物資等に該当する場合、甲は、当該物件を経済産業大臣の許可等を受けることなく日本国外へ輸出することが禁止されていることを了解します。

第31条 (合意管轄)

甲及び連帯保証人、乙は、この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、この契約書記載の乙の所在地を管轄する地方裁判所(ただし、調停の場合は地方裁判所または簡易裁判所)を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第32条 (特約)

(1) 別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

(2) この契約と異なる合意は、別表(12)に記載するか、別に書面で甲及び乙が合意しなければ効力はないものとします。

第33条 (準拠法)

この契約の準拠法は、日本法とします。

リース契約書

契約番号 2232941-00

2021年5月27日

賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)は、物件のリースに関し、次のとおり約定したのでその証として本書を2通作成し、甲乙は署(記)名捺印のうえ各その1通を保持します。

甲(賃借人)

(主所又は所在地) 富山市新橋町7番38号
TEL(076)443-2152(直通)

氏名又は名称 富山市議会自由民主党

代 表 者 杉山 教男



乙(賃貸人)

所在地 名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号
日通リース&ファイナンス株式会社名古屋支店

社 名 支店長 小川 誉夫

代 表 者



連帯保証人

住 所

氏 名



連帯保証人

住 所

氏 名



22329410000

日通リース&ファイナンス株式会社

別

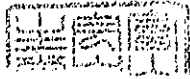
表

(1)	物件の売主	株式会社 大用堂					
(2)	物 件	物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式					数 量
		リコー 製 カラーデジタル複合機 IM C3000					1台
(3)	物件の引渡場所 及び使用設置場所	富山県富山市新桜町7番38号 議員控室 富山市議会 自由民主党					
(4)	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月					
(5)	リース料	月 額	リース料 消費税等 合 計 額	16,100円 1,610円 17,710円	総 額	リース料 消費税等 合 計 額	966,000円 96,600円 1,062,600円
(6)	リース料の支払日 及び支払方法	回数		支払日		支払方法	
		第1回 第2回以降	物件借受日 借受日の属する月の翌月22日から 毎月		振込 口座振替 北陸銀行 富山市役所出張所支店 普通 5021490		
(7)	前払リース料	支払日					
		充 当					
(8)	損害保険	保険の種類		保険上の特約		保険会社	
		動産総合保険				損害保険ジャパン	
						免責事項 ただし、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については、担保されません。	
(9)	規定損害金	始期の基本額		966,000円			
		遞減月額		16,100円			
(10)	再リース料	年額 19,320円 (一括払い、別途消費税等を申し受けます。)					
(11)	保守先					電話番号	
(12)	特 約						

№ 0700021

物件借受証

お客様控

借受日
(リース開始日)

2021年5月28日

日通リース&ファイナンス株式会社

御中

(賃借人)

住所又は所在地

富山市新桜町7番38号

TEL(076)443-2152(直通)

下記物件の検査の結果、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき当社が必要とする一切の事項を含む。）が、下記契約内容に適合していることを確認しましたので、本日これを借受けました。

氏名又は名称 富山市議会自由民主党

代表者

杉山 毅男

(リース契約書と同じ押印をお願い)



リース契約書番号：2232941-00

NO.	物件の売主 メーカー名 物件名（品名） 製造番号	型式 物品管理番号	数量
	物件の引渡場所及び使用場所		
001-00	株式会社 大用堂 リコー 製 カラーデジタル複合機 IM C3000		1台
	富山県富山市新桜町7番38号 議員控室		

リース期間は借受日から 60ヶ月とします。

契約条項

第1条 (リース契約の目的)

乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主(以下「売主」という。)から、甲が指定する別表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条 (中途解約の禁止)

この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第3条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第4条 (リース料及び支払方法)

- (1)物件のリース料は、別表(5)記載のとおりとします。
- (2)甲は、別表(5)記載のリース料を別表(6)記載の支払日及び支払方法に従い乙に支払います。
- (3)別表(6)記載の支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第5条 (前払リース料)

- (1)甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、別表(7)記載の前払リース料を第1回リース料に併せて乙に支払います。
- (2)前払リース料は、リース期間の最終月から順次さかのぼる各月分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)とし、その支払期日の到来をもって自動的に充当されるものとします。前払リース料は無利息とします。
- (3)甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料を甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- (4)甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることはできません。

第6条 (物件の引渡し)

- (1)物件は、売主から別表(3)記載の引渡場所へ搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。
- (2)甲は搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、乙が物件借受証を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- (3)前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」という。)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、前項に従い、物件借受証を乙に発行するものとします。
- (4)甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第7条 (物件の品質等の不適合等)

- (1)天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。
- (2)物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選別または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
- (3)前二項の場合、甲は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- (4)第2項の場合において、甲が、乙に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- (5)甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の減免、または弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第8条 (物件の使用・保管)

- (1)甲は、第6条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の使用設置場所において物件を使用できます。
- (2)甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
- (3)甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第9条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- (1)甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- (2)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
 - ①物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - ②物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 - ③物件を第三者に転貸すること。
 - ④物件の占有を移転し、または別表(3)記載の使用設置場所から物件を移動すること。
 - ⑤この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- (3)乙の事前の書面による承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付着しない旨の書面を、また、物件を不動産から取去せるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

(4)物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。

(5)第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条 (物件の所有権標識)

- (1)乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- (2)甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第11条 (物件の点検)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第12条 (通知・報告事項)

- (1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知します。
 - ①名称または商号を変更したとき。
 - ②住所または所在地を移転したとき、または代表者を変更したとき。
 - ③事業の内容に重要な変更があったとき。
 - ④合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
 - ⑤財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑥第18条第1項第3号から5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑦物件につき滅失(修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。)・損傷の事故が発生したとき。
 - ⑧物件自体またはその使用若しくは保管に起因して第三者に損害を与えたとき。
 - ⑨その他乙の権利を侵害する事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- (2)甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第13条 (権利の移転等)

- (1)乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- (2)乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
- (3)乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむなく必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士費用等一切の費用を甲に請求でき、甲は乙の請求に基づきこれらの費用を乙に支払います。

第14条 (規定損害金)

規定損害金の額は、別表(9)記載のとおりとし、リース期間の開始月から1ヶ月間は始期の基本額とし、その後については、リース期間の開始月から1ヶ月経過ごとに、所定の減額月額を減額した金額とします。ただし、減額した期間に、リース料及びその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第15条 (損害保険)

- (1)乙は、乙を被保険者とし、リース期間中(再リース期間を除く。)物件に別表(8)記載の損害保険を付保します。
- (2)物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
- (3)前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
 - ①物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第8条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
 - ②物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第16条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条 (物件の滅失・損傷)

- (1)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができます。乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
- (2)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に戻込んだ残存価値を直ちに乙に支払います。ただし、乙に生じた損害が別表(9)記載の損害賠償額を超えるときは、甲はその超過額も乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
- (3)前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第17条 (物件使用に起因する損害)

- (1)物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- (2)前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- (3)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

118条 (契約違反)

(1) 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。

- ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
- ② この契約またはこの契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反したとき。
- ③ 小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき。
- ④ 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは賭税の滞納処分または仮金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申立てがあったとき。
- ⑤ 事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
- ⑥ 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑦ 連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。

(2) 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は第21条第1項の規定に基づき、直ちに物件を乙に返還するとともに、別表(9)記載の規定損害金を乙に支払います。

(3) 前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。

119条 (遅延損害金)

甲は、第4条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替けした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を乙に支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

120条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、この契約を更に1年間再リースを受ける(以下「再リース」という。)か、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに乙に対し書面での終了の申し出をするものとします。この申し出がない限り、この契約は別表(9)記載の再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了します。

121条 (物件の返還・清算)

(1) この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復したうえで、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第4項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離除去しなければならないものとします。また、物件にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。

(2) 甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。

(3) 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。

(4) 甲が物件に付着させた動産の取去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が蒙った損害のすべてを賠償します。

(5) リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第18条第2項の損害金及びその他費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。

(6) 第1項にかかわらず甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係法令に従って、事業者として自己の責任と負担により、直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。

(7) 甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令(物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等)であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。)により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

122条 (物件の一時預かり)

甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、物件及び債権保全のため、この契約を解除する前であっても、甲に対して物件を一時預かることを請求することができ、この場合甲は直ちに物件を乙に引き渡します。乙が物件を一時預かった場合であっても甲のリース料その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

123条 (連帯保証人)

(1) 連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。

(2) 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

(3) 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ代位によって取得した権利を行使しません。

(4) 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

(5) 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。

① 法人ではない連帯保証人の本条に基づく保証債務の極度額は、別表(9)記載の始期の基本額とします。法人である連帯保証人につき、その保証債務に極度額は定めません。

② 甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。

ア 財産及び収支の状況

イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

③ 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。

(6) 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

(7) 甲及び乙は、連帯保証人の個人情報について、この契約の目的の達成のために使用します。

第24条 (費用負担等)

(1) 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。

(2) 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(3) 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)及び(7)記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(4) 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。

(5) 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第25条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第26条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第27条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務金額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第28条 (通知の効力)

第18条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所若しくは差出人に差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不審または延滞によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

第29条 (反社会的勢力の排除)

(1) 甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む。)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団等が経営を支配していると思われる関係を有すること。
- ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること。
- ⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条第2項、第19条、第21条が適用されるものとします。

(4) 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じて、乙は一切の責任を負担しません。

第30条 (戦略物資等)

物件が「外国為替及び外国貿易法」に定める戦略物資等に該当する場合、甲は、当該物件を経済産業大臣の許可等を受けることなく日本国外へ輸出することが禁止されていることを了解します。

第31条 (合意管轄)

甲及び連帯保証人、乙は、この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、この契約書記載の乙の所在地を管轄する地方裁判所(ただし、調停の場合は地方裁判所または簡易裁判所)を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第32条 (特約)

- (1) 別表(9)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- (2) この契約と異なる合意は、別表(9)に記載するか、別に書面で甲及び乙が合意しなければ効力はないものとします。

第33条 (準拠法)

この契約の準拠法は、日本法とします。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700021-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.5.1		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日				
☒	要請陳情活動費	R7.5.8				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.5.22	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.5.22		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日				
☒	事務費	R7.5.26				
特記事項						
支出内容		コピー機リース料 ①リコー製 カラーデジタル複合機IM C6000F 1台 ②リコー製 カラーデジタル複合機IM C3000 1台 (令和7年5月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日22日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠		☐ 見償等添付あり リース料 57,640円(税込)/月 内訳リース料 ①36,300円 /月 ②16,100円 /月 消費税 3,630円 /月 1,610円 /月 合計額 39,930円 /月 17,710円 /月				
購入(依頼)業者		富山市黒崎141番地1 日通リース&ファイナンス株式会社富山営業所 お問い合わせ窓口 富山市二口3-2-16 (株)大用堂 代表取締役 田島 盛男				取引規定 ☒ 抵触なし
請求金額		57,640円				
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額		57,640円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

リース料お支払明細表

1 頁

富山市議会 自由民主党

年 月 日

御中 日通リース&ファイナンス株式会社

ご契約番号	2232940-00	期 間	60 か 月	富山営業所 〒 939-8214 富山県富山市 黒崎141-1 TEL : 076-492-6185
開 始 日	2021年05月28日	満 了 日	2026年05月27日	
ご契約物件名	リコー カラーデジタル複合機 IM C6000F			
契約種類	リース			
支払方法	口座振替			お支払金額内訳
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所			
口座種類・口座番号	普通 N°. 5021490			
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	2,395,800 円 (217,800 円) 円			

リース料	2,178,000 円
消費税	217,800 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1		2021/5/31	39,930	2,355,870	31		2023/11/22	39,930	1,157,970
2		2021/06/22	39,930	2,315,940	32		2023/12/22	39,930	1,118,040
3		2021/07/22	39,930	2,276,010	33		2024/01/22	39,930	1,078,110
4		2021/08/22	39,930	2,236,080	34		2024/02/22	39,930	1,038,180
5		2021/09/22	39,930	2,196,150	35		2024/03/22	39,930	998,250
6		2021/10/22	39,930	2,156,220	36		2024/04/22	39,930	958,320
7		2021/11/22	39,930	2,116,290	37		2024/05/22	39,930	918,390
8		2021/12/22	39,930	2,076,360	38		2024/06/22	39,930	878,460
9		2022/01/22	39,930	2,036,430	39		2024/07/22	39,930	838,530
10		2022/02/22	39,930	1,996,500	40		2024/08/22	39,930	798,600
11		2022/03/22	39,930	1,956,570	41		2024/09/22	39,930	758,670
12		2022/04/22	39,930	1,916,640	42		2024/10/22	39,930	718,740
13		2022/05/22	39,930	1,876,710	43		2024/11/22	39,930	678,810
14		2022/06/22	39,930	1,836,780	44		2024/12/22	39,930	638,880
15		2022/07/22	39,930	1,796,850	45		2025/01/22	39,930	598,950
16		2022/08/22	39,930	1,756,920	46		2025/02/22	39,930	559,020
17		2022/09/22	39,930	1,716,990	47		2025/03/22	39,930	519,090
18		2022/10/22	39,930	1,677,060	48		2025/04/22	39,930	479,160
19		2022/11/22	39,930	1,637,130	49		2025/05/22	39,930	439,230
20		2022/12/22	39,930	1,597,200	50		2025/06/22	39,930	399,300
21		2023/01/22	39,930	1,557,270	51		2025/07/22	39,930	359,370
22		2023/02/22	39,930	1,517,340	52		2025/08/22	39,930	319,440
23		2023/03/22	39,930	1,477,410	53		2025/09/22	39,930	279,510
24		2023/04/22	39,930	1,437,480	54		2025/10/22	39,930	239,580
25		2023/05/22	39,930	1,397,550	55		2025/11/22	39,930	199,650
26		2023/06/22	39,930	1,357,620	56		2025/12/22	39,930	159,720
27		2023/07/22	39,930	1,317,690	57		2026/01/22	39,930	119,790
28		2023/08/22	39,930	1,277,760	58		2026/02/22	39,930	79,860
29		2023/09/22	39,930	1,237,830	59		2026/03/22	39,930	39,930
30		2023/10/22	39,930	1,197,900	60		2026/04/22	39,930	0

リース料お支払明細表

1 頁

富山市議会 自由民主党

御中

年 月 日

日通リース&ファイナンス株式会社

ご契約番号	2232941-00	期 間	60 か 月
開 始 日	2021年05月28日	満 了 日	2026年05月27日
ご契約物件名	リコー カラーデジタル複合機 IM C3000		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 No. 5021490		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	1,062,600 円 (96,600 円) 円		

富山営業所

〒 939-8214

富山県富山市

黒崎141-1

TEL : 076-492-6185

お支払金額内訳

リース料	966,000 円
消費税	96,600 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1		2021/5/31	17,710	1,044,890	31		2023/11/22	17,710	513,590
2		2021/06/22	17,710	1,027,180	32		2023/12/22	17,710	495,880
3		2021/07/22	17,710	1,009,470	33		2024/01/22	17,710	478,170
4		2021/08/22	17,710	991,760	34		2024/02/22	17,710	460,460
5		2021/09/22	17,710	974,050	35		2024/03/22	17,710	442,750
6		2021/10/22	17,710	956,340	36		2024/04/22	17,710	425,040
7		2021/11/22	17,710	938,630	37		2024/05/22	17,710	407,330
8		2021/12/22	17,710	920,920	38		2024/06/22	17,710	389,620
9		2022/01/22	17,710	903,210	39		2024/07/22	17,710	371,910
10		2022/02/22	17,710	885,500	40		2024/08/22	17,710	354,200
11		2022/03/22	17,710	867,790	41		2024/09/22	17,710	336,490
12		2022/04/22	17,710	850,080	42		2024/10/22	17,710	318,780
13		2022/05/22	17,710	832,370	43		2024/11/22	17,710	301,070
14		2022/06/22	17,710	814,660	44		2024/12/22	17,710	283,360
15		2022/07/22	17,710	796,950	45		2025/01/22	17,710	265,650
16		2022/08/22	17,710	779,240	46		2025/02/22	17,710	247,940
17		2022/09/22	17,710	761,530	47		2025/03/22	17,710	230,230
18		2022/10/22	17,710	743,820	48		2025/04/22	17,710	212,520
19		2022/11/22	17,710	726,110	49		2025/05/22	17,710	194,810
20		2022/12/22	17,710	708,400	50		2025/06/22	17,710	177,100
21		2023/01/22	17,710	690,690	51		2025/07/22	17,710	159,390
22		2023/02/22	17,710	672,980	52		2025/08/22	17,710	141,680
23		2023/03/22	17,710	655,270	53		2025/09/22	17,710	123,970
24		2023/04/22	17,710	637,560	54		2025/10/22	17,710	106,260
25		2023/05/22	17,710	619,850	55		2025/11/22	17,710	88,550
26		2023/06/22	17,710	602,140	56		2025/12/22	17,710	70,840
27		2023/07/22	17,710	584,430	57		2026/01/22	17,710	53,130
28		2023/08/22	17,710	566,720	58		2026/02/22	17,710	35,420
29		2023/09/22	17,710	549,010	59		2026/03/22	17,710	17,710
30		2023/10/22	17,710	531,300	60		2026/04/22	17,710	0



年 月 日	摘 要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	繰り引き残高 (円)
1 **-*-*-**	繰越			*2,943,312
2 07-04-28	普通預金	読売新聞 床入分	*887	*2,944,199
3 07-04-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 4月分	*2,940,199
4 07-04-30	普通預金	北日本新聞 床入分	*934	*2,941,133
5 07-05-01	振込資金	*40,073	コピーカレント料 4月分	*2,901,060
6 07-05-02		*3,880	トマシキ"ン 4月分	*2,897,180
7 07-05-02	普通預金	富山新聞 床入分	*906	*2,898,086
8 07-05-07		*38,362	シ-フ-ファイナンス 4月分	*2,859,724
9 07-05-07	普通預金	PC等リース料 7台分 床入分	*8,952	*2,868,676
10 07-05-09*		*211,756	事務員給料 4月分	*2,656,920
11 07-05-09*		*2,700	電話料 4月分	*2,654,220
12 07-05-09*		*2,974	普通預金 押田議員	*2,651,246

13 07-05-13*		*2,974	普通預金 金国議員	*2,648,272
14 07-05-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*1,500,000	*4,148,272
15 07-05-22		*39,930	キヨウ"ウシテム コピー機	*4,108,342
16 07-05-22		*17,710	キヨウ"ウシテム リース 5月分	*4,090,632
17 07-05-22*		*101,660	事務員社会保険料 4月分	*3,988,972

18
19
20
21
22
23
24

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に々と表示します。
2. お預金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

クセ- 00-00
トリクター 00-00

お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
普通預金口座の残高と一致する必要があります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700020-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  		
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費	会派数の変動等により使用料の変更があります。			
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容	インターネット使用料(令和7年5月分) (口座名義)富山市議会インターネット支払口へ振込				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 基本料金 1,833円 /月 メールアドレス 176円 /月 合計 2,009円 /月 令和7年4月分使用料請求額添付				
購入(依頼)予定業者	富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	2,009円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

令和7年4月3日

自由民主党
会長 柞山 数男 様

富山市議会議長 横 野 昭

インターネット使用料について（ご依頼）

会派控室のインターネット使用料（4月分）については、次のとおりです。

令和7年4月23日（水）までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

自由民主党
金 2,009 円 （基本料金 1,833 円 メールアドレス料金 176 円）

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通 6020249

トヤマシギカイインターネットシハライグチ
（口座名義）富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課
内線 3315

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700020-2	
				会派名		自由民主党	
				議員名			
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄			
☒	研修費	R7.5.13		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広報広聴費	承認日					
☒	要請・陳情活動費	R7.5.14					
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.5.23	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告			
☐	資料購入費	R7.5.23		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人件費	承認日					
☒	事務費	R7.5.26					
特記事項							
支出内容		インターネット使用料 令和7年5月分 (口座名義)富山市議会インターネット支払口へ振込					
積算根拠		☐ 納品書等添付あり 別紙請求書のとおり					
購入(依頼)業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		2,009円					
振込手数料		880円		金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額		2,889円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

令和7年5月13日

自由民主党
会長 柞山 数男 様

富山市議会議長 高田 重信

インターネット使用料について（ご依頼）

会派控室のインターネット使用料（5月分）については、次のとおりです。

令和7年5月23日（金）までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

自由民主党

金 2,009 円（基本料金 1,833 円 メールアドレス料金 176 円）

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通 6020249

トヤマシギカイ インターネット システム
（口座名義）富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課
内線 3314

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

振込先 銀行名 (漢字) 左づめでご記入ください。 北 陸		銀行 信金 農協 信組 その他 ○ ○ ○ ○ ○ ○		支店名 (漢字) 左づめでご記入ください。 富 山 市 役 所		支店	
カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点 (・)、半濁点 (゜) も1字) ト ヤ マ シ キ カ イ イ ン タ ー ネ ッ ト 法人の場合は、カ) 名称で記入してください。 シ ハ ラ イ フ		振込金額 預金種目 普通 当座 貯蓄 その他 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○をおつけください		左づめでご記入ください。 6 0 2 0 2 4 9		振込金額 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 2 0 0 9 円	
カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点 (・)、半濁点 (゜) も1字) シ ュ ム イ ン シ ュ ト ウ 法人の場合は、カ) 名称で記入してください。 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。		振込金額 自由民主党 日中のご連絡先 (076 - 443 - 2152)		振込金額 自由民主党 日中のご連絡先 (076 - 443 - 2152)		振込金額 自由民主党 日中のご連絡先 (076 - 443 - 2152)	

- 「現金として現金または有価証券 (当座小切手等) を受領した場合は、振込金受取書 (兼手数料受取書)」、これ以外 (預金請求書・口座振替) による場合は、振込受付書 (兼手数料受取書) として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います (振込規定ご入用の方は申し出ください)。
- 「翌日振」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 錯誤・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち
未決済小切手
万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

後納

手数料後納の場合は後納扱いの表示を行います

振込手数料 (消費税込)	本支店	880 (消費税80)	その他 (支店)		消費税 円
消費税10%	他 行	990 (消費税90)	その他 (他 行)		消費税 円

【印刷】支店番号: 2035029 | 保存区分: 振込依頼書 | 保存期間: 1年 | 2024101201711000000



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 **--**--**	繰越			*2,943,312
2 07-04-28	普通預金	読売新聞 戻入分	*887	*2,944,199
3 07-04-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 4月分	*2,940,199
4 07-04-30	普通預金	北日本新聞 戻入分	*934	*2,941,133
5 07-05-01	振込資金	*40,073	コピーカセット料 4月分	*2,901,060
6 07-05-02		*3,880	トナシマフン 4月分	*2,897,180
7 07-05-02	普通預金	富山新聞 戻入分	*906	*2,898,086
8 07-05-07		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 4月分	*2,859,724
9 07-05-07	普通預金	PC等リース料 7台分 戻入分	*8,952	*2,868,676
10 07-05-09*		*211,756	事務員給料 4月分	*2,656,920
11 07-05-09*		*2,700	電話料 4月分	*2,654,220
12 07-05-09*		*2,974	普通預金 押印議員	*2,651,246

13 07-05-13*		*2,974	普通預金 金庫議員	*2,648,272
14 07-05-20	振込	トナシマ"カイヨムカ	*1,500,000	*4,148,272
15 07-05-22		*39,930	キョウト"ウシテム" コピー機	*4,108,342
16 07-05-22		*17,710	キョウト"ウシテム" リース 5月分	*4,090,632
17 07-05-22*		*101,660	事務員社会保険料 4月分	*3,988,972
18 07-05-23	普通預金	PC等リース料 2台分 戻入 追加分	*16	*3,988,988
19 07-05-23	振込資金	*2,889	インターネット 5月分	*3,986,099

20				
21				
22				
23				
24				

(お預り)

1. 当行の提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 当行をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー 00-00
 トリタチ 00-00

お支払いできる日
 お支払いできる期間は、所定の
 不効期限満後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700017-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  		
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☒	資料購入費				
☐	人件費				
☐	事務費				
支出内容		自治体情報誌 D-file			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 2025年度 26冊分			
購入(依頼)予定業者		東京都文京区音羽1-5-8 イマジン出版株式会社 代表取締役 片岡 幸三		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		64,240円			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

〒930-8510
富山県富山市新桜町7-38
富山市議会

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

登録番号 T3010001000788

TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

自由民主党 様

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
自治体情報誌のご契約更新が迫ってまいりました。
ご更新に必要な書類をお送りいたします。
次期のお断りがない場合自動継続手続きをさせていただきます。

ご購読を中止されます場合は、お手数ですが至急下記までご連絡
をお願いいたします。

今後とも、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

◆◆◆◆◆◆◆◆お振込み先◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

みずほ銀行 江戸川橋支店

普通口座 1327831

(イマジンシュツパンカブシカイシャ)

イマジン出版株式会社

□□□□□□□□お問い合わせ先□□□□□□□□

イマジン出版株式会社 経理担当

TEL:03-5227-1825

御見積書

自由民主党 様

13442

下記の通り御見積り申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

登録番号 T3010001000788

TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840
14				
15				
摘要		合 計 26	10%対象金額 58,400 10%消費税額 5,840	税込金額 64,240

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700017-2																																	
				会派名	自由民主党																																	
				議員名																																		
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄																																		
☐	研修費	R7.5.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)																																
☐	広報広聴費	承認日																																				
☐	要請・陳情活動費	R7.5.26																																				
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.5.26																																	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告																																		
☒	資料購入費	R7.5.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)																																
☐	人件費	承認日																																				
☐	事務費	R7.5.26																																				
特記事項																																						
支出内容		自治体情報誌 D-file																																				
積算根拠		☒ 納品書等添付あり 別紙請求書あり																																				
購入(依頼)業者		東京都文京区音羽1-5-8 イマジン出版株式会社 代表取締役 片岡 幸三				取引規定 ☒ 抵触なし																																
請求金額		64,240円																																				
現金取扱手数料					金融機関名	ゆうちょ銀行																																
政務活動費支出額		64,240円																																				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																																						
振替払込請求書兼受領証 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">001006</td> <td colspan="2">34749</td> <td colspan="2">イマジン出版株式会社</td> <td colspan="2">07-05-26</td> <td colspan="2">T501000111</td> <td colspan="2">2730 ユウチヨ</td> <td colspan="2">現金振</td> <td colspan="2">N94120003</td> </tr> <tr> <td colspan="2">001006</td> <td colspan="2">34749</td> <td colspan="2">イマジン出版株式会社</td> <td colspan="2">07-05-26</td> <td colspan="2">T501000111</td> <td colspan="2">2730 ユウチヨ</td> <td colspan="2">現金振</td> <td colspan="2">N94120003</td> </tr> </table> 富山県富山市新緑町7-38 富山市議会 自由民主党 様 記帳事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。							001006		34749		イマジン出版株式会社		07-05-26		T501000111		2730 ユウチヨ		現金振		N94120003		001006		34749		イマジン出版株式会社		07-05-26		T501000111		2730 ユウチヨ		現金振		N94120003	
001006		34749		イマジン出版株式会社		07-05-26		T501000111		2730 ユウチヨ		現金振		N94120003																								
001006		34749		イマジン出版株式会社		07-05-26		T501000111		2730 ユウチヨ		現金振		N94120003																								

自由民主党 様

13442

下記の通り納品致します。

¥64,240

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840
14				
15				
摘要		合 計 26	10%対象金額 58,400 10%消費税額 5,840	税込金額 64,240

請求書

自由民主党 様

13442

下記の通り御請求申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840
14				
15				
摘要		合 計 26	10%対象金額 58,400 10%消費税額 5,840	税込金額 64,240

払 込 取 扱 票

通常払込料金
加入者負担

02	口座記号		口座番号 (右詰めで記入)		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
00100	6	34749			¥	6	4	2	4	0			
加入者名	イマジン出版株式会社												
通 信 欄	D-file 2025年5月発行号～2026年4月発行号 別冊あり												
おとこ	No. 51032												
おとこ	日付 2025年 05月 01日												
おとこ	ID 13442												
おとこ	930 - 8510												
おとこ	富山県富山市新桜町7-38												
おとこ	富山市議会												
おとこ	自由民主党 様												
おとこ	076-443-2152												
おとこ	(ご連絡先電話番号)												

各票の※印欄は、ご依頼人においてご記入ください。

ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。
これより下部には何も記入しないください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号	00100	6	34749					
加入者名	イマジン出版株式会社							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	4	2	4	0		
ご依頼人	富山県富山市新桜町7-38 富山市議会 自由民主党 様							
料金	様							
備考	日 附 印							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

(ご注意)

- この用紙は、ゆうちょ通帳アプリおよびゆうちょ銀行・郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この用紙は、機械で読み取りますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙の返信欄や、依頼人様が記載されたおとこ・おなまえ等は、加入者様に通知いたします。
- この受領証は、払込みの証拠となるものです。大切に保管してください。なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
- この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるときは、引き換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。

ゆうちょ通帳アプリで払込みができます！

※普段お使いのスマートフォンで現在地・入出金明細の確認や送金、資産管理ができるアプリです。





年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 ***-**-**	繰越			*2,943,312
2 07-04-28	普通預金	読売新聞 戻入分	*887	*2,944,199
3 07-04-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 4月分	*2,940,199
4 07-04-30	普通預金	北日本新聞 戻入分	*934	*2,941,133
5 07-05-01	振込資金	*40,073	コピーカレント料 4月分	*2,901,060
6 07-05-02		*3,880	トマシフン 4月分	*2,897,180
7 07-05-02	普通預金	富山新聞 戻入分	*906	*2,898,086
8 07-05-07		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 4月分	*2,859,724
9 07-05-07	普通預金	PC等リース料 7台分 戻入分	*8,952	*2,868,676
10 07-05-09*		*211,756	事務員給料 4月分	*2,656,920
11 07-05-09*		*2,700	電話料 4月分	*2,654,220
12 07-05-09*		*2,974	普通預金 押田議員	*2,651,246

13 07-05-13*		*2,974	普通預金 金岡議員	*2,648,272
14 07-05-20	振込	トマシカカイヨムカ	*1,500,000	*4,148,272
15 07-05-22		*39,930	キョウト"ウシテム"コピー機	*4,108,342
16 07-05-22		*17,710	キョウト"ウシテム"リース 5月分	*4,090,632
17 07-05-22*		*101,660	事務員社会保険料 4月分	*3,988,972
18 07-05-23	普通預金	PC等リース料 2台分 戻入 追加分	*16	*3,988,988
19 07-05-23	振込資金	*2,889	インターネット 5月分	*3,986,099
20 07-05-26*		*1,823,083	令和6年度返還金	*2,163,016
21 07-05-26*		*64,240	D-file 令和7年度分	*2,098,776
22 07-05-26	振込	*34,100	ナハケノウキョウ 時農業新聞	*2,064,676
23 07-05-26	手数料	*440	プリコム 令和7年5月~8月分	*2,064,236
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に※と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ 〇〇-〇〇

トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
不渡期間を過ぎるとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700032-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1			
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☒	資料購入費				
☐	人件費				
☐	事務費				
支出内容		日本農業新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 令和7年5月～令和8年3月分 1ヶ月3,100円 ×11ヶ月＝34,100円			
購入(依頼)予定業者		富山市豊田本町3-18-21 なのはな農業協同組合 代表理事組合長 谷井 悦子		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		34,100円			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

軽減	品名	数量	単価	金額	摘要
※	日本農業新聞購読料 (令和7年5月から令和8年3月分)	11	3,100	34,100	
消費税10%対象 小計					
内消費税					
消費税8%対象 小計				34,100	
内消費税				2,525	
合 計				34,100	

軽減の欄に※は軽減税率対象商品です



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	繰上引き残高 (円)
1 ***-**-**	繰越			*2,943,312
2 07-04-28	普通預金	読売新聞 戻入分	*887	*2,944,199
3 07-04-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 4月分	*2,940,199
4 07-04-30	普通預金	北日本新聞 戻入分	*934	*2,941,133
5 07-05-01	振込資金	*40,073	コピーカレント料 4月分	*2,901,060
6 07-05-02		*3,880	トマシマフン 4月分	*2,897,180
7 07-05-02	普通預金	富山新聞 戻入分	*906	*2,898,086
8 07-05-07		*38,362	シャ-フ-アイトス 4月分	*2,859,724
9 07-05-07	普通預金	PC等リース料 7台分 戻入分	*8,952	*2,868,676
10 07-05-09*		*211,756	事務員給料 4月分	*2,656,920
11 07-05-09*		*2,700	電話料 4月分	*2,654,220
12 07-05-09*		*2,974	普通預金 押印議員	*2,651,246

13 07-05-13*		*2,974	普通預金 金園議員	*2,648,272
14 07-05-20	振込	トマシマ"カシヨムカ	*1,500,000	*4,148,272
15 07-05-22		*39,930	キョウト"ウシスル"コピー機	*4,108,342
16 07-05-22		*17,710	キョウト"ウシスル"リース 5月分	*4,090,632
17 07-05-22*		*101,660	事務員社会保険料 4月分	*3,988,972
18 07-05-23	普通預金	PC等リース料 2台分 戻入 追加分	*16	*3,988,988
19 07-05-23	振込資金	*2,889	インターネット 5月分	*3,986,099
20 07-05-26*		*1,823,083	令和 6年度 返還金	*2,163,016
21 07-05-26*		*64,240	D-file 令和 7年度分	*2,098,776
22 07-05-26	振込	*34,100	ナカハノウキョウ 日本農業新聞	*2,064,676
23 07-05-26	手数料	*440	フリコミ 令和 7年 5月~8月 3月分	*2,064,236
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日順に*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

クセー 〇〇-〇〇

リタデー 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
不渡日を除く日曜日もとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700022-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
回	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
回	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
回	広 報 広 聴 費	R7.5.1			
回	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
回	会 議 費	R7.5.1			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☒	資 料 購 入 費				
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
支出内容		読売新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月分～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり 朝刊のみ 読売新聞 1ヶ月 3,800円 (税込) 別紙ホームページの写しのとおり			
購入(依頼)予定業者		富山市弥生町2-1-2 読売センター富山中央 (株)太田新聞店		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		41,800円(令和7年5月～令和8年3月11ヶ月分)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

著作権法により
公開できません

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700022-2															
				会派名	自由民主党															
				議員名																
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄																
☐	研修費	R7.5.1		代表者	経理責任者 申請者(議員)															
☐	広報広聴費	承認日																		
☐	要請・陳情活動費	R7.5.8																		
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.5.27															
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告																
☒	資料購入費	R7.5.27		代表者	経理責任者 申請者(議員)															
☐	人件費	承認日																		
☐	事務費	R7.5.27																		
特記事項																				
支出内容	読売新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)																			
積算根拠	☐ 納品書等添付あり 朝刊のみ 読売新聞 1ヶ月 3,800円 (税込)																			
購入(依頼)業者	富山市弥生町2-1-2 読売センター富山中央 (株)太田新聞店			取引規定 ☒ 抵触なし																
請求金額	3,800円																			
振込手数料				金融機関名	北陸銀行															
政務活動費支出額	3,800円																			
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																				
領収書 区域016 金戸0013 お問合せNo 01755 登録番号 T5030001063708 お名前 富山市議会 自由民主党 様 富山市新桜町7 東6F 市議会 07年 5月分 振替ご利用可能ポイント 0 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞朝刊 ※</td> <td>1</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> ※は軽減税率 (10.0%対象 8.0%対象) 0円消費税 3,800円消費税 0円 281円) 領収日 R7年 5月 27日 毎日配達されている新聞購読料は 軽減税率 (8%) が適用されます (株) 太田新聞店 富山市弥生町2-1-2 ☎076-433-2315 領収印 *両面もあわせて内容を十分お読みください。						銘	部数	金額	1 読売新聞朝刊 ※	1	3,800	2			3			合 計		3,800円
銘	部数	金額																		
1 読売新聞朝刊 ※	1	3,800																		
2																				
3																				
合 計		3,800円																		



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	繰り引き残高(円)
1 ***-**-**	繰越			*2,943,312
2 07-04-28	普通預金	読売新聞 戻入分	*887	*2,944,199
3 07-04-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 4月分	*2,940,199
4 07-04-30	普通預金	北日本新聞 戻入分	*934	*2,941,133
5 07-05-01	振込資金	*40,073	コピーカレント料 4月分	*2,901,060
6 07-05-02		*3,880	トマソンフン 4月分	*2,897,180
7 07-05-02	普通預金	富山新聞 戻入分	*906	*2,898,086
8 07-05-07		*38,362	シーフファイブ 4月分	*2,859,724
9 07-05-07	普通預金	PC等リース料 7台分 戻入分	*8,952	*2,868,676
10 07-05-09*		*211,756	事務員給料 4月分	*2,656,920
11 07-05-09*		*2,700	電話料 4月分	*2,654,220
12 07-05-09*		*2,974	普通預金 押田議員	*2,651,246

13 07-05-13*		*2,974	普通預金 金園議員	*2,648,272
14 07-05-20	振込	トマソンカイヨムカ	*1,500,000	*4,148,272
15 07-05-22		*39,930	キョウトウシステム コピー機	*4,108,342
16 07-05-22		*17,710	キョウトウシステム リース 5月分	*4,090,632
17 07-05-22*		*101,660	事務員社会保険料 4月分	*3,988,972
18 07-05-23	普通預金	PC等リース料 2台分 戻入 追加分	*16	*3,988,988
19 07-05-23	振込資金	*2,889	インターネット 5月分	*3,986,099
20 07-05-26*		*1,823,083	令和6年度返還金	*2,163,016
21 07-05-26*		*64,240	D-file 令和7年度分	*2,098,776
22 07-05-26	振込	*34,100	ナリケノキヨウ 日本農業新聞	*2,064,676
23 07-05-26	手数料	*440	フリコミ 令和7年5月~8月分	*2,064,236
24 07-05-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 5月分	*2,060,436

(お引当)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額(円)に次のとおり表示します。
 タクシー ○○-○○○
 トリクター ○○-○○○

お支払いできる日

お支払いできる期間は、前述の
不連続期間経過後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700023-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☒	広 報 広 聴 費	R7.5.1	  		
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☒	会 議 費	R7.5.1			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☒	資 料 購 入 費				
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
支出内容	北日本新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月分～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 月末				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 朝刊のみ 北日本新聞 1ヶ月 4,000円 (税込) 別紙ホームページの写しのとおり				
購入(依頼)予定業者	富山市舟橋北町6-20 (株)北日本新聞前澤販売店			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	44,000円(令和7年5月～令和8年3月11ヶ月分)				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

著作権法により
公開できません

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700023-2													
				会派名	自由民主党													
				議員名														
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄														
☐	研修費	R7.5.1		代表者	経理責任者	申請者(議員)												
☐	広報広聴費	承認日																
☐	要請・陳情活動費	R7.5.8																
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.5.30													
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告														
☒	資料購入費	R7.5.30		代表者	経理責任者	申請者(議員)												
☐	人件費	承認日																
☐	事務費	R7.6.2																
特記事項																		
支出内容	北日本新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 月末																	
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 朝刊のみ 北日本新聞 1ヶ月 4,000円 (税込)																	
購入(依頼)業者	富山市舟橋北町6-20 (株)北日本新聞前澤販売店				取引規定 ☒ 抵触なし													
請求金額	4,000円																	
振込手数料					金融機関名	北陸銀行												
政務活動費支出額	4,000円																	
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																		
領収証 30-00-049-00 (00007997) 2025年 5月分 富山市新桜町7-38 富山市役所 6F 自由民主党 様 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>部数</th> <th>金額</th> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※北日本新聞朝刊</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>¥4,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>(8%対象 4,000円 内消費税 296円)</td> </tr> </tbody> </table> ※は軽減税率対象 ご購入ありがとうございます。 購読料金の口座振込受付中です。 所蔵ご開帳有難うございます。 上記金額正に領収いたしました。 2025年 5月30日 北日本新聞 登録番号: T1230001004629 (株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町6-20 電話: 076-432-1680 担当者							品名	部数	金額	合計金額	※北日本新聞朝刊	1	4,000	¥4,000				(8%対象 4,000円 内消費税 296円)
品名	部数	金額	合計金額															
※北日本新聞朝刊	1	4,000	¥4,000															
			(8%対象 4,000円 内消費税 296円)															



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシンワゴン 5月分	*2,052,556
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出の必要なお取引めときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振替預金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり振替します。
 タケノコ 〇〇-〇〇
 トリタケ 〇〇-〇〇

▶ お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
不遇日・休日・年末年始となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700024-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
回	調査研究費	会派承認欄			
回	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
回	広報広聴費	R7.5.1			
回	要請・陳情活動費	承認日			
回	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☒	資料購入費				
☐	人件費				
☐	事務費				
支出内容	富山新聞の自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5分～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 翌月2日(金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 朝刊のみ 富山新聞 1ヶ月 3,880円(税込) 別紙ホームページの写しのとおり				
購入(依頼)予定業者	富山市黒崎字塚田割588 富山新聞販売(株) 奥田センター			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	42,680円(令和7年5月～令和8年3月11月分)				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

著作権法により
公開できません

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700024-2
				会派名	自由民主党
				議員名	
回	調査研究費	起案日		会派承認欄	
回	研修費	R7.5.1		代表者	経理責任者
回	広報広聴費	承認日			
回	要請・陳情活動費	R7.5.8			
回	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.2
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告	
☒	資料購入費	R7.6.2		代表者	経理責任者
☐	人件費	承認日			
☐	事務費	R7.6.2			
特記事項					
支出内容	富山新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年5月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 翌2日(金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 朝刊のみ 富山新聞 1ヶ月 3,880円 (税込)				
購入(依頼)業者	富山市黒崎字塚田割588 富山新聞販売(株) 奥田センター				取引規定 ☒ 抵触なし
請求金額	3,880円				
振込手数料			金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	3,880円				

領収

領収証

25 年 05 月分 25年 6月 2日 No. 520830

登録番号: T8230001003731

お名前 富山市議会 自由民主党 様

ご住所 新桜町 7-38 富山市役所 6F

8%対象税込額 3,880
うち8%税額 287
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額 3,880

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,880

富山新聞販売(株)
奥田センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額
お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	繰し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トナマシンマン 5月分	*2,052,556
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券所得を預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー 〇〇-〇〇
 トリタチー 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払できる時間は、前年の
 不遇返還時限経過後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700025-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒	調査研究費	会派承認欄			
☒	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	R7.5.1			
☒	要請・陳情活動費	承認日			
☒	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容		PC等リース料 令和7年5月分 ①パーソナルコンピューター ProDesk 400 G7 SFF/CT 7台 ②コンピューターソフト ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス 7台 銀行口座引き落とし 口座振替日翌月3日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり PC等月額リース料 リース料 34,875円 /月 消費税 3,487円 /月 合計 38,362円 /月 契約書添付			
購入(依頼)予定業者		石川県野々市市御経塚4丁目103番地 シヤープファイナンス株式会社 金沢支社 支店長 小西 正浩 お問い合わせ窓口 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 シヤープファイナンス(株) 事務センター		取引規定 ☒ 抵触なし	
支出予定金額		38,362円			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

⑤

11

5.

•

[illegible]

100

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700025-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.5.1		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日				
☒	要請・陳情活動費	R7.5.8				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.3	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.3		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日				
☒	事務費	R7.6.3				
特記事項						
支出内容	令和7年5月分 PC等月額リース料 7台分 リース料 34,875円 消費税 3,487円 合計 38,362円 銀行口座引き落とし 口座振替日翌3日(金融機関休業日の場合は翌営業日)					
積算根拠	□納品書等添付あり 支払明細添付					
購入(依頼)業者	石川県野々市市御経塚4丁目103番地 シャープファイナンス株式会社 金沢支社 支店長 小西 正浩 お問い合わせ窓口 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 シャープファイナンス(株) 事務センター				取引規定 ☑抵触なし	
請求金額	38,362円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	38,362円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

930-8510

富山県富山市新桜町7-38

富山市議会自由民主党 御中

(4601K0516022) 02803-02803

(お問い合わせ窓口)

102-0083

東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 0時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 5月28日		お問い合わせ番号	4601K0516022
商品名	H ^o -ソナルコンヒーター カカ ※2品目以上ご利用の場合は代表品のみ表示しております。			
リース期間	2021年 6月1日から 2025年 5月31日まで (48ヵ月)			
お支払合計額	1,841,376 円		内消費税額	167,376 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

北陸銀行	富山市役所(出店)	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人 トヨタ*リミテッド
お取扱店	無線パーツ(株)	TEL 076-421-6887

お支払明細

作成日 2021年 6月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	21 7	38,362円	3,487円	18,030円14銭
2	21 8	38,362円	3,487円	17,646円52銭
3	21 9	38,362円	3,487円	17,262円90銭
4	21 10	38,362円	3,487円	16,879円28銭
5	21 11	38,362円	3,487円	16,495円66銭
6	21 12	38,362円	3,487円	16,112円04銭
7	22 1	38,362円	3,487円	15,728円42銭
8	22 2	38,362円	3,487円	15,344円80銭
9	22 3	38,362円	3,487円	14,961円18銭
10	22 4	38,362円	3,487円	14,577円56銭
11	22 5	38,362円	3,487円	14,193円94銭
12	22 6	38,362円	3,487円	13,810円32銭
13	22 7	38,362円	3,487円	13,426円70銭
14	22 8	38,362円	3,487円	13,043円08銭
15	22 9	38,362円	3,487円	12,659円46銭
16	22 10	38,362円	3,487円	12,275円84銭
17	22 11	38,362円	3,487円	11,892円22銭
18	22 12	38,362円	3,487円	11,508円60銭
19	23 1	38,362円	3,487円	11,124円98銭
20	23 2	38,362円	3,487円	10,741円36銭
21	23 3	38,362円	3,487円	10,357円74銭
22	23 4	38,362円	3,487円	9,974円12銭
23	23 5	38,362円	3,487円	9,590円50銭
24	23 6	38,362円	3,487円	9,206円88銭
25	23 7	38,362円	3,487円	8,823円26銭
26	23 8	38,362円	3,487円	8,439円64銭
27	23 9	38,362円	3,487円	8,056円02銭
28	23 10	38,362円	3,487円	7,672円40銭
29	23 11	38,362円	3,487円	7,288円78銭
30	23 12	38,362円	3,487円	6,905円16銭
31	24 1	38,362円	3,487円	6,521円54銭
32	24 2	38,362円	3,487円	6,137円92銭
33	24 3	38,362円	3,487円	5,754円30銭
34	24 4	38,362円	3,487円	5,370円68銭
35	24 5	38,362円	3,487円	4,987円06銭
36	24 6	38,362円	3,487円	4,603円44銭
37	24 7	38,362円	3,487円	4,219円82銭
38	24 8	38,362円	3,487円	3,836円20銭
39	24 9	38,362円	3,487円	3,452円58銭
40	24 10	38,362円	3,487円	3,068円96銭
41	24 11	38,362円	3,487円	2,685円34銭
42	24 12	38,362円	3,487円	2,301円72銭
43	25 1	38,362円	3,487円	1,918円10銭
44	25 2	38,362円	3,487円	1,534円48銭
45	25 3	38,362円	3,487円	1,150円86銭
46	25 4	38,362円	3,487円	767円24銭
47	25 5	38,362円	3,487円	383円62銭
48	25 6	38,362円	3,487円	0円00銭

※本借状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 北陸支店
石川県野々市市御経家4丁目103番地



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシンワゴン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャープファイナンス 5月分	*2,014,194
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 前記の欄出のあるお取引のときは年月日欄に○と表示します。
 2. 振替をお預り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 クレジット ○○-○○
 トリタテ ○○-○○

お支払いで来る日
 お支払できる期限は、所定の
 不渡延滞時限までとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700026-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒	調査研究費	会派承認欄			
☒	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	R7.5.1	  		
☒	要請・陳情活動費	承認日			
☒	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費	IMC3000コピー機は会派太政官ビルの控室へ搬入した為、毎月の支払いはIMC6000と合わせて一旦当会派より大用堂へ支払い、後に会派太政官ビルにIMC3000分を請求し当会派の政務活動費通帳に戻入するもの。			
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容		コピー機カウンターチャージ料(令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり 基本料金 月額 IMC6000 6,000円 / IMC3000 2,000円 モノカラー 枚/3円 フルカラー 枚/16円 フルカラープリント 枚/14円 SpeedocV4 for RIKOH 月額/900円 (パフォーマンス契約書及びSpeedoc for RICOHに関する覚書きお写しのとおり)			
購入(依頼)予定業者		富山市二口3-2-16 株式会社大用堂 代表取締役 田島 盛男		取引規定 ☒ 抵触なし	
支出予定金額		金額は、使用実績に応じ変動			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

令和7年6月18日

経緯書

自由民主党

整理番号 0700026-1 の事前審査書の特記事項欄の、「IMC3000 コピー機は会派
太政・みどりの控室へ^{使用許可}譲渡した為、毎月の支払いは IMC6000 と合わせて一旦当
会派より大用堂へ支払い、後に会派太政・みどりに IMC3000 分を請求し当会派
の政務活動費通帳に戻入するもの。」との文言を記入した。

コピーカウント料の請求は会派太政のみで会派みどりは支払しないとのことな
ので会派みどりの箇所を抹消したが、その後会派みどりも支払いすることにな
った為改めて会派みどりを追記するもの。

№0700026

パフォーマンス契約書

締結日 2021年 5月 20日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所

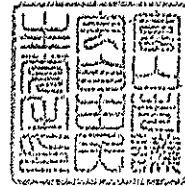
富山市新楼町7番38号

TEL (076) 443-2152(直通)

会 社 名
(氏名)

富山市議会自由民主党

会長 杉山 敦男



(印)

(乙)

住 所

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

会 社 名

株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

富山市二口町3丁目2番16

株式会社 大 用 堂

会 社 名
(氏名)

代表取締役 田島 盛男

(印)

別表 (1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 2,000円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1 ~ 10カウント迄 16円

ロ) 11カウント 以上 16円

2) モノカラー総出力

イ) 1 ~ 10カウント迄 3円

ロ) 11カウント 以上 3円

3) フルカラープリント

イ) 1 ~ 10カウント迄 14円

ロ) 11カウント 以上 14円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、

- 1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、
 1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表(2) 機械/設置場所

機種名 IMC3000 (301C)			
設置場所			
初回納入日 2021年 5月 28日	カウンター確認基準日 1: 10日 2: 15日 3: 20日 4: 末日		サービス実施会社
納入日 2021年 5月 28日	トナー込有無	有	
料金変更日 年 月 日	リモートサービス有無	有 ・ 無	

《 社内使用欄 (納品時追記) 》

※開始時カウンターは、新規納入・再納入の場合のみ記入

機番	7/3351
----	--------

開始時 カウンター	フルカラートータル カウンター	3							
	モノカラートータル カウンター	2	1						
	フルカラープリント カウンター	3							

第1条 (定義)

本契約 (各条約を含む) に用いる用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
- (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。
- (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。
- (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。
- (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
- (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。

- (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
- (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
- (3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸与および交換。
- (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。

2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。

3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供されるときは、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。

2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。

- (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
 - (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
 - (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。

4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。

2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。

- (1) 「機械」の使用上の故意、取扱い上の不注意または誤用による故障の修理。
 - (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
 - (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
 - (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等 (以下、「回線等」といいます。) またはその周辺機器に起因した故障の修理。
 - (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウィルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
 - (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
 - (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
 - (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
 - (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。
2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載されたデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー有と記載された「機械」 (以下、「トナー込機」といいます。) に関して適用されます。

2. 乙は、「トナー」を「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。

3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。

4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。

5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙の推薦する用紙または「機械」の「使用説明書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

第10条 (感光体等の取扱い)

乙は、甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」をして貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、複製、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。

2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンタ数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

第14条 (消費税等)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金額に課税される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
 - ① 車道等による走行距離が50kmを超える場合。
 - ② 有料道路等を經由しなければならない場合。
 - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
 - ④ 宿泊を要する場合。

第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。

- (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」 (以下、「基準額」といいます。) の8%相当額。
 - (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。
2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急激なその他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。

- (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
 - (2) 火災、天災、その他の事由 (甲の責に帰すべき事由であるかを問わない) により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さない乙が判断した場合。
2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。
- (1) 「機械」の自然消耗原因または老朽化等が著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
 - (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
 - (3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。

- (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
- (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
- (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
- (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
- (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。

2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

第20条 (免責)

1. 乙は、天災地震、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。

2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停断、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しない、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
- (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
- (3) 前各号の他、本契約違反に關し30日の予告期間をもって書面にて催告されたにもかかわらず、当該期間にかかると違反を是正しない場合。
- (4) 延滞、仮延滞、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは

- 販売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合、
- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合、
 - (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合、
 - (7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合、
 - (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合、
2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。
3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」に対して貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを保証します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条（秘密保持）、第20条（免責）、第21条（契約の譲渡禁止）、第22条3項（解除）、第27条（規定なき事項）、第28条（印紙税）および第29条（管轄裁判所）の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約（以下、「旧契約」といいます。）が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【リモートサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表（2）で「リモートサービス」を適用しない場合（無に○がついている場合）を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表（2）記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

- (1) カウンター自動検針サービス
本契約の「パフォーマンスチャージ」の締結日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス
- (2) 遠隔診断保守サービス
①故障時自動通報
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス
②修理依頼通報
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス
③リモート点検
「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス
④リモートファーム更新
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス
- (3) 遠隔サポート（対応機種のみ）
インターネットを経由して操作サポートの提供、および設定変更、障害復旧を支援するサービス

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット回線のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。
2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機器情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報（以下、「甲の情報」といいます。）を乙が閲覧、取得することに同意します。また、甲が別途同意した場合に限り、「機械」を利用するために接続された甲の端末の情報（以下、「甲の端末情報」といいます。）を閲覧、取得することができるものとします。なお、「甲の情報」および「甲の端末情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙はこれらを取得してはならないものとします。
2. 乙、乙の関連会社および乙の代理人は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヶ月前までに甲に対し書面で通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

【追加サービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表（1）に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス（以下、「本件サービス」といいます。）の使用に関して以下のサポートを提供します。

- (1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。
- (2) 「本件サービス」にリビジョンアップ（バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更）が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第3条 (追加料金)

別表（1）の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

【フルタイムサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表（1）に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表（1）のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス（以下、「フルタイムサービス」といいます。）を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

- (1) サプライ（トナー、ペーパー）等の配送
- (2) 部品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表（1）の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

№0700026

パフォーマンス契約書

締結日 2021年 5月 20日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

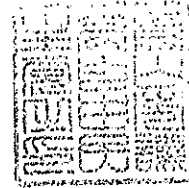
住 所

富山市新橋町7番38号
TEL(076)443-2152(直通)

会 社 名
(氏名)

富山市議会自由民主党

会長 市川 政男



(印)

(乙)

住 所

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

会 社 名

株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

会 社 名
(氏名)

富山市二口町3丁目2番16
株式会社 大 用 堂
代表取締役 田島 盛男

(印)

別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 6,000円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1 ~ 10カウント迄 16円

ロ) 11カウント 以上 16円

2) モノカラー総出力

イ) 1 ~ 10カウント迄 3円

ロ) 11カウント 以上 3円

3) フルカラープリント

イ) 1 ~ 10カウント迄 14円

ロ) 11カウント 以上 14円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、

1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表(2) 機械/設置場所

機種名 IMC6000 (303A)			
設置場所			
初回納入日 2021年 5月 28日	カウンター確認基準日 1:10日 2:15日 3:20日 (4) 末日		サービス実施会社
納入日 2021年 5月 28日	トナー込有無	(有)	
料金変更日 年 月 日	リモートサービス有無	(有) ・ 無	

《 社内使用欄 (納品時追記) 》

※開始時カウンターは、新規納入・再納入の場合のみ記入

機番 632567

開始時 カウンター	フルカラートータル カウンター	2							
	モノカラートータル カウンター	3	3						
	フルカラープリント カウンター	2							

第1条 (定義)

本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
- (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めたとおりとします。
- (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めたとおりとします。
- (4) 「乙の代理人」：乙が代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めたとおりとします。
- (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
- (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービス内容をいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めたとおりとします。

第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。

- (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
- (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
- (3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸出および交換。
- (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。

2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。

3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供される場合は、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。

2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。

- (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
- (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
- (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。

3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。

4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面に甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。

2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および割増費用は、甲の負担とします。

第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。

- (1) 「機械」の使用上の故意、取扱いの不注意または誤用による故障の修理。
- (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
- (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
- (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。)またはその周辺機器に起因した故障の修理。
- (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウイルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
- (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
- (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
- (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
- (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。

2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載されたデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー有と記載された「機械」(以下、「トナー込機」といいます。)に限り適用されます。

2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。

3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。

4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。

5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙の推薦する用紙または「機械」の「使用説明書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」をして貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、複製、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。

2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

第14条 (消費税等)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれます。甲は支払う料金に課税される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
 - ① 車輦等による走行距離が50kmを超える場合。
 - ② 有料道路等を経由しなければならない場合。
 - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
 - ④ 宿泊を要する場合。

第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。

- (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。)の8%相当額。
- (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。

2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急騰その他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。

- (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
- (2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。

2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面に通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。

- (1) 「機械」の自然消耗度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
- (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
- (3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。

- (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
- (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
- (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
- (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
- (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。

2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

第20条 (免責)

1. 乙は、天災地災、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。

2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停頓、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものと、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しない、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
- (2) 前条8項、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
- (3) 前各号の他、本契約違反に関し30日の予告期間をもって書面で催告されたにもかかわらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
- (4) 盗用、複製、改訂、改訂、公衆処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、反社会性、社会更生手続の開始、破産もしくは

販売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。

- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。
- (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。
- (7) 自ら撤退もしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。
- (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。

2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。

3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条（秘密保持）、第20条（免責）、第21条（契約の譲渡禁止）、第22条第3項（解除）、第27条（規定なき事項）、第28条（印紙税）および第29条（管轄裁判所）の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間に締結された「機械」の保守に関する契約（以下、「旧契約」といいます。）が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【リモートサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合（無に○がついている場合）を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

(1) カウンター自動検針サービス

本契約の「パフォーマンスチャージ」の締結日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス

(2) 遠隔診断保守サービス

①故障時自動通報

「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス

②修理依頼通報

「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス

③リモート点検

「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス

④リモートファーム更新

インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス

(3) 遠隔サポート (対応機種のみ)

インターネットを経由して操作サポートの提供、および設定変更、障害復旧を支援するサービス

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別協定の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。

2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要となる事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要となる情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機器情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報（以下、「甲の情報」といいます。）を乙が閲覧、取得することに同意します。また、甲が別途同意した場合に限り、「機械」を利用するために接続された甲の端末の情報（以下、「甲の端末情報」といいます。）を閲覧、取得することができるものとします。なお、「甲の情報」および「甲の端末情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙はこれらを取得してはならないものとします。
2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヶ月前までに甲に対し書面で通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

【追加サービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス（以下、「本件サービス」といいます。）の使用に関して以下のサポートを提供します。

- (1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。
- (2) 「本件サービス」にリビジョンアップ（バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更）が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

【フルタイムサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス（以下、「フルタイムサービス」といいます。）を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

- (1) サプライ（トナー・ペーパー）等の配送
- (2) 部品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

Speedoc for RICOHサポートに関する覚書

ソフトウェア名	SpeedocV4 for RICOH	機種略号	3J5Y	機番	004476
---------	---------------------	------	------	----	--------

1. お客様(甲)

締結日	2021 年 5 月 28 日
-----	-----------------

ご住所	〒930-0005		
	(フリガナ) 富山県富山市新桜町7-38		
フリガナ			
お客様名	富山市議会自由民主党		
フリガナ	ホウサヤマ カズヲ		
代表者名	柞山 数男		
ご担当者(連絡先)	フリガナ 富山市議会自由民主党	フリガナ	
	電話番号 076-433-2152	ご担当者名(姓)	

2. 販売会社(乙)

住所	〒939-8211		
	(フリガナ) 富山県富山市二口町3-2-16		
フリガナ			
販売会社名	株式会社 大用堂		
フリガナ			
代表者名	田島 盛男		
担当者(連絡先)	フリガナ	フリガナ	
	部署名	担当者名	
	電話番号 076-421-1128		

< 保守メニュー >

- 下記表内の選択欄で該当する本体機械の保守契約形態と同じ欄に○印をひとつ付けてください。
1. で○印を付けて頂いた本体機械の保守契約形態に該当する料金が適用されます。

(消費税別)

選択欄	契約書名	料金	支払い期日/支払い方法
☒	パフォーマンス保守契約書	月額 900円	本体機械のパフォーマンス契約と同じ条件となります。
☐	M-PaC保守契約書	月額 900円	本体機械のM-PaC保守契約と同じ条件となります。
☐	HMS保守契約書	月額 900円	本体機械のHMS保守契約と同じ条件となります。
☐	キット保守契約書	年額 10,800円	・振込・自動振替・他() (締め日) 日 (支払日) 月 日

表記の甲及び乙は、以下の通り合意したため、本覚書を締結します。

第1条

乙は、甲が、上記ソフトウェア名欄に記載のアプリケーションソフト(以下、本件アプリといいます。)を、別票の本体機械欄に記載の機械(以下機械といいます。)に接続して使用するにあたって、以下のサポートを提供します。

- 障害発生時の本体アプリと機械の切り分け支援。
- 本件アプリにリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第2条

本件サポートの料金は、表記「保守メニュー」中の表(以下、保守メニュー表といいます)から選択された欄に記載された料金とし、甲は、同じく保守メニュー表記載の支払い期日/支払い方法にて、本サポートの料金およびこれに賦課される消費税相当額を併せて乙に支払うものとします。

第3条

乙は、本件サポートの実施を、自ら指定する者に再委託することができるものとします。

第4条

乙の責によらず本覚書の効力が終了した場合においては、支払い済みの料金は返金されないものとします。

第5条

本覚書は、別票のサービス開始年月日から、該当する保守メニューに記載された機械の保守契約が終了するまでの間、効力を有するものとします。

以上

(裏面に続く)

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700026-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☐	研修費	R7.6.6		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	承認日				
☐	要請・陳情活動費	R7.6.9				
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.9	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.9		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日				
☒	事務費	R7.6.11				
特記事項						
支出内容	コピー機カウンターチャージ料(令和7年5月分)					
積算根拠	☒ 納品書等添付あり ☒ 請求書添付あり					
購入(依頼)業者	富山市二口3-2-16 株式会社大用堂 代表取締役 田島 盛男				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	14,439円					
振込手数料	440円			金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	14,879円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

サービス料金計算明細

自由民主党（富山市議会） 様

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 (税抜き)	2025年5月 ご利用分
	11,127 円

(株) 大用堂
51111031042/20250610/C82

【ご利用サービス】

ご利用サービス種別	ご利用金額
パフォーマンスチャージ	10,227

【ご契約情報】

・トナー込み契約です。

IMC6000

機番: 632567

モノカラー総出力

フルカラー総出力

フルカラーコピー

フルカラープリント

①

①-②

②

今回検針内容

5月31日

128,721 カウント

62,678 カウント

18,851 カウント

43,827 カウント

前回検針内容

4月30日

127,156 カウント

62,283 カウント

18,790 カウント

43,493 カウント

ご使用カウント

1,565 カウント

395 カウント

61 カウント

334 カウント

【ご請求金額内訳】

パフォーマンスチャージ

モノカラー総出力

控除 1%の控除カウント

請求カウント

1 - 10 /月

11 - 以上 /月

フルカラーコピー

控除 1%の控除カウント

請求カウント

1 - 10 /月

11 - 以上 /月

フルカラープリント

控除 1%の控除カウント

請求カウント

1 - 10 /月

11 - 以上 /月

合計 (税抜き)

単価/金額

3円

3円

16円

16円

14円

14円

カウント/月/率

1,565カウント

16カウント

1,549カウント

10カウント

1,539カウント

61カウント

1カウント

60カウント

10カウント

50カウント

334カウント

4カウント

330カウント

10カウント

320カウント

内訳金額

30円

4,617円

160円

800円

140円

4,480円

10,227円

サービス料金計算明細

自由民主党（富山市議会） 様

(株) 大用堂
51111031042/20250610/C82

===== 【ご利用サービス】 =====

ご利用サービス種別	ご利用金額
SpeedocV4 保守	900

===== 【ご契約情報】 =====

IMC6000
機番：632567
SpeedocV4 保守
SpeedocV4 for RICOH

===== 【ご請求金額内訳】 =====

	単価／金額	月・年／率	内訳金額
SpeedocV4 保守			
SpeedocV4 for RICOH	900円	1ヶ月	900円
合計（税抜き）			900円

サービス料金計算明細

自由民主党（富山市議会）様

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 (税抜き)	2025年5月ご利用分
	2,000円

(株) 大用堂
51111031042/20250610/C82

===== 【ご利用サービス】 =====

ご利用サービス種別	ご利用金額
パフォーマンスチャージ	2,000

===== 【ご契約情報】 =====

・トナー込み契約です。

IMC3000 機番: 713351	今回検針内容 5月31日	前回検針内容 4月30日	ご使用カウント
モノカラー総出力	22,572 カウント	22,120 カウント	452 カウント
フルカラー総出力 ①	5,734 カウント	5,713 カウント	21 カウント
フルカラーコピー (①-②)	2,858 カウント	2,837 カウント	21 カウント
フルカラープリント ②	2,876 カウント	2,876 カウント	0 カウント

===== 【ご請求金額内訳】 =====

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
基本料金	2,000円	1ヶ月	2,000円
合計 (税抜き)			2,000円

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納品書

納品日 2025年 6月 5日

伝票No. 037738 (1/1)

株式会社 大用堂

代表取締役 田島 盛男

〒939-8211 富山市二口町3-2-16

TEL: 076-421-1128 FAX: 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党 (富山市議会)

P/C

様

御発注 様 お客様No. 41741 ()

品名	数量	単価	金額	税率	
IMC3000 パフォーマンス 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	2,000.00	2,000	税抜 10.0%	
IMC6000 パフォーマンス 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	10,227.00	10,227	税抜 10.0%	
IMC6000 Speedoc V4 保守 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	900.00	900	税抜 10.0%	
	合計	13,127	消費税	1,312	税込合計 14,439

税率※印: 軽減税率対象

請求書

請求日 2025年 6月 5日

伝票No. 037738 (1/1)

株式会社 大用堂

代表取締役 田島 盛男

〒939-8211 富山市二口町3-2-16

TEL: 076-421-1128 FAX: 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党 (富山市議会)

P/C

様

御発注 様 お客様No. 41741 ()

品名	数量	単価	金額	税率	
IMC3000 パフォーマンス 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	2,000.00	2,000	税抜 10.0%	発行責任者
IMC6000 パフォーマンス 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	10,227.00	10,227	税抜 10.0%	経理部 076-421-1128
IMC6000 Speedoc V4 保守 5月分 (5/1~31ご利用分)	1 式	900.00	900	税抜 10.0%	担当者
					営業部 076-421-1128
	合計	13,127	消費税	1,312	税込合計 14,439

税率※印: 軽減税率対象

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0111059	07-06-09	
銀行番号	預金店番号	日付・口座番号	振込額
01440191	8502	* * 00000191	
万円	千円	円	角
時刻	ご利用の残高 (前日引き当り)	お取引金額	
10:07	¥440円	¥14,439円	
おつり		お取引後の残高	
円		¥1,999,315円	

手数料のうち振込手数料 ¥440
000004北陸銀行
越前町支店
当座 2601780
カ)タイヨウトウ 様

リョウミンシヨウトウ 様

電話番号 076-443-2152

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類		請求番号	処理番号	日付	
お振込		0111	1059	07-06-09	
銀行番号		預金店番号	日付・口座番号		振込額
0144		0191	8502***000001		91
振込枚数		振込金額		振込残高	
万円	千円	円	角	分	厘
時刻		ご利用の残高 (前日引き当り)		お取引金額	
10:07		¥440円		¥14,439円	
おつり		お取引後の残高			
		¥1,999,315円			

手数料のうち振込手数料 ¥440
000004北陸銀行
越前町支店
当座 2601780
カ)タイヨウトウ 様

リョウミンシヨウトウ 様

電話番号 076-443-2152

裏面もあわせてご覧ください。

※ キャッシュカードサービス利用控が感謝紙の
コピーも添付



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回帳	*1,269,771
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お引当)
1. 通帳のご振出のお取引のときは年月日欄に記入と表示します。
2. 振替預金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン-○○-○○
トリツテ-○○-○○

お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
不変期間に限り適用となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700027-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  		
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容		会派控室電話料(FAX回線分) (令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり (076)431-6100 回線使用料 2,680円 ダイヤル通話料 使用実績による ユニバーサルサービス料 使用実績による 消費税 ※使用実績の参考として、令和7年3月分の請求金額の明細を添付			
購入(依頼)予定業者		NTT西日本	取引規定		
			☒ 抵触なし		
支出予定金額		使用実績に応じ変動			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

No 0700027



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL 0120-747488

受付先: 千812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001321001 00452 00371 00*

コード

NTT西日本料金請求書
(NTT WEST-Bill)

2025年 3月30日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。)
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

ご請求の内訳		金額(円)	お知らせ
NTT西日本ご利用分 (合計)		2,840 2,840	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ 営業時間: 午前9時~午後5時 ※年末年始を除く(12月29日~1月3日)		加入電話番号: 局番なしの「116」 電話サービス: 携帯電話・PHSからは0800-2000116 ※フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116	故障に関するご相談 営業時間: 24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付		加入電話番号: 局番なしの「113」 電話サービス: 携帯電話・PHSからは0120-444113 ※フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995
--	--	--	--	--	---

※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700027-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.6.9		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日				
☒	要請・陳情活動費	R7.6.9				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		
☒	会費			R7.6.9		
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.9		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日				
☒	事務費	R7.6.11				
特記事項						
NTT利用料5月分2,765円(税込)のところ、日割り計算で4/16~4/23分と5/1~5/15分を政務活動費から支払うもの						
支出内容	令和7年5月分 会派控室電話料金(FAX回線分)					
積算根拠	☒ 請求書添付あり 電話料5月分2,765円(税込)のところ、4/16~4/23分と5/1~5/15分は政務活動費から支払い、4/24~4/30分は議員負担とする。 $2,765円 \div 30日 \times 23日 = 2,119.8円$ (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て) 2,119円 (4/16~23, 5/1~5/15) は政務活動費から支払い、差額分 $2,765円 - 2,119円 = 646円$ (4/24~4/30) は議員負担とする。					
購入(依頼)業者	NTT西日本				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	2,119円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	2,119円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						
電話料金等領収証 (Receipt) 請求番号 9047467151170 お客様氏名 自由民主党 様 金額 2025年5月分 ¥2,765 西日本電信電話株式会社 251円 富山支店 お客さまからの 料金お問合せ先(無料) 0120-747488 領収日付印 7.6.9 文庫・富山支店 3-2 収入印紙貼付欄 (552円)						

富山市新桜町7-38

自由民主党 様

自由民主党 様

TEL 0120-747488

受付先: 千812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私信箱112号

利用 101001321001 00443 00365 00*

NTT西日本料金請求書 (NTTWEST-Bill)

2025年 5月 31日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号 (076)431-6100 ご請求番号 9047467151170		ご請求年月 2025年 5月分	ご請求額 (Charge) 2,765 円	お支払期限 (Due Date) 2025年 6月 16日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
NTT西日本ご利用分 (合計)		2,765 2,765	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 加入電話等 局番なしの「116」 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日) フレッツサービス・ひかり電話：0120-116116		故障に関するご相談 加入電話等 局番なしの「113」 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付 フレッツサービス・ひかり電話：0120-248995		
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

西日本電信電話株式会社 (払込通知票)

通常払込料金加入者負担

00140-7-900500

ご請求額 ¥ 2,765

※金額等を訂正した請求書ではお支払いができません。

お客さま氏名 自由民主党 様

請求番号 9047467151170 2025年 5月分 支払期限 6月 16日

370014090050000000002765200000000022110

151480685708100000000000000025050616250627



(91)955595-4806857081006070520100
290616-0-002765-6

収納連絡先 (金融機関専用)

0120-017669

社用コード 0510 0 00 F

(金融機関等→NTT西日本)

領収日付印

通常払込料金加入者負担

電話料金等払込受領証兼収入金領収控

ご請求額 ¥2,765

ご請求番号 9047467151170

西日本電信電話株式会社
00140-7-900500

2025年 5月分 支払期限 6月 16日

お客さま氏名
自由民主党 様

収納連絡先 (金融機関専用)

0120-017669

領収日付印

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
9047467151170

お客さま氏名
自由民主党 様

金額
2025年 5月分

¥2,765

うち、消費税等 251円

西日本電信電話株式会社

富山支店
お客さまからの
料金お問い合わせ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

領収日付印

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

社用コード 00365

ご利用料金内訳書

お客様番号 (076)431-6100

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	4月16日～ 5月15日
ダイヤル通話料	161	合算	4月16日～ 5月15日。なお前月分は102円でした。
ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	251		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(251)		合算表示の料金を合計した2,514円に10%を乗じて算出しています。
(合 計)	2,765		



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマソンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャープファイブス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カタイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回帳	*1,269,771
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 別送のご提出のあるお取引のときは年月日欄に * と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー 〇〇-〇〇
 トリクター 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 営業時間内となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700029-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  		
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☒	人件費				
☐	事務費				
支出内容		会派事務員給料及び賞与 2名分 (令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり 雇用契約書のとおり ・賃金月額 160,000円×2名分×11か月=3,520,000円 + 交通費×2名分 ・賞与 160,000円×2名分×2回(夏・冬)=640,000円 (交通費 ■■■@480円×出勤日数 ■■■@560円×出勤日数) 尚、社会保険・労災保険・雇用保険に加入するもの。			
購入(依頼)予定業者		富山市議会 自由民主党会派事務員2名分		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		4,160,000円 + 交通費2名分(勤務日数分)(11ヶ月分)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

(送付先)
930-0005
富山県富山市新桜町7-38
富山市議会自由民主党 御中

平成30年10月18日



#01000070
181018

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)



法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、
下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法人番号 (13桁)		2	7	0	0	1	5	0	0	9	1	2	4	6
法人番号の指定を受けた者※1	商 号 又 は 名 称	富山市議会自由民主党												
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	富山県富山市新桜町7-38												
	国内における 主たる事務所等 の所在地※2													
法人番号指定年月日		平成30年10月18日												
国税庁法人番号 公表サイトの表記 ※3	商 号 又 は 名 称	富山市議会自由民主党												
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	富山県富山市新桜町7-38												
	国内における 主たる事務所等 の所在地※2													

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。(G181018-0000070)
※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。
※3 国税庁法人番号公表サイトでは、JIS第1水準及び第2水準以外の文字をJIS第1水準及び第2水準の文字に置換えしています。
また、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。

雇用保険事業主事業所各種変更届

№ 0700029 (必ず第2面の注意事項を読んだから記載してください。)

※ 事業所番号

帳票種別

12003

※1. 変更区分

2. 変更年月日

54-040126

元号 年 月 日

3. 事業所番号

1601-677990-2

4. 設置年月日

4-300901 (3 昭和 4 平成)

元号 年 月 日

●下記の5～11欄については、変更がある事項のみ記載してください。

5. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

2700150091246

裏面に記入押印をお願いします

6. 事業所の名称 (カタカナ)

三工ウミニョトウ

事業所の名称 [続き (カタカナ)]

7. 事業所の名称 (漢字)

自由民主党

事業所の名称 [続き (漢字)]

8. 郵便番号

10. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

市外局番

市内局番

番号

9. 事業所の所在地 (漢字)

市・区・郡及び町村名

事業所の所在地 (漢字)

丁目・番地

事業所の所在地 (漢字)

ビル、マンション名等

11. 労働保険番号

※ 公共職業安定所
記載欄

12. 設置区分

(1 当然)
(2 任意)

13. 事業所区分

(1 個別)
(2 委託)

14. 産業分類

変 更 事 業 主	15. 事業主 (フリガナ) 住所 (法人のときはその 代表者の所在地)	(フリガナ) 18. 変更前の事業所の名称		富山市議会自由民主党			
	(フリガナ) 名称	(フリガナ) 19. 変更前の事業所の所在地					
	(フリガナ) 氏名 (法人のときは 代表者の氏名)	20. 事業の 開始年月日	年 月 日	24. 社会保険 加入状況	健康保険	厚生年金保険	労災保険
	16. 変更後の事業の概要	※事業の 廃止年月日	平成 年 月 日	25. 雇用保険 被保険者数	一般	人	人
17. 変更の理由	名称変更	22. 常時使用 労働者数	人	26. 賃金 支払関係	賃金締切日	日	賃金支払日
備考		23. 雇用保険 担当課名	課 係	係	係	係	係

この届出は、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に提出してください。

注 意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめの文字によって明瞭に記載してください。
- 4 2欄の記載は、元号をコード番号で記載した上で、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成15年4月1日→150401）
- 5 3欄の記載は、公共職業安定所から通知された事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「 」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。（例：1301000001の場合→1301000001）
- 6 4欄には、雇用保険の適用事業となるに至った年月日を記載してください。記載方法は、2欄の場合と同様に行ってください。
- 7 5欄には、平成27年10月以降、国税庁長官から本社等へ通知された法人番号を記載してください。
- 8 6欄には、数字は使用せず、カタカナ及び「-」のみで記載してください。
カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガー→ガ、パー→パ）、また、「 」及び「 」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
- 9 7欄及び9欄には、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
小さい文字を記載する場合には、記入枠の下半分に記載してください。（例：ア→ア）
また、濁点及び半濁点は、前の文字に含めて記載してください。（例：が→ガ、ぱ→パ）
- 10 9欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載してください。
9欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載してください。
また、所在地にビル名又はマンション名等が入る場合は9欄3行目に左詰めで記載してください。
- 11 10欄には、事業所の電話番号を記載してください。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「 」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載してください。（例：03-3456-XXXX→033456XXXX）
- 12 27欄は、事業所印と事業主印又は代理人印を押印してください。
- 13 28欄は、最寄りの駅又はバス停から事業所への道順略図を記載してください。

- 1 変更のあった日の翌日から起算して10日以内に提出してください。
- 2 営業許可証、登記事項証明書その他の記載内容を確認することができる書類を持参してください。

27	事業所印影	事業主（代理人）印影	改印欄（事業所・事業主）			改印欄（事業所・事業主）			改印欄（事業所・事業主）		
			改印年月日	平成	年 月 日	改印年月日	平成	年 月 日	改印年月日	平成	年 月 日
登録印											

28. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

印

委託開始

年

月

日

委託解除

平成

年

月

日

上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。

公共職業安定所長 殿

住所

事業主

名称

氏名

雪山市新桜町7番38号

TEL(076)443-2152(直通)

自由民主党

一印

代表 柘山 敬男

社会保険 労務士 記載欄	平成年月日・提出代行者・事業所記載者の氏名	氏 名	電 話 番 号
		印	

※本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送達することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

雇用保険 ~~適用事業所設置届~~ 事業主控
事業主事業所各種変更届

1. 法人番号

2700150091246

2. 事業所番号

1601-617990-2

3. 管轄区分

0

4. 変更年月日

R040126

5. 事業所の名称

シユウミンシユトウ

自由民主党

6. 郵便番号

930-0005

7. 事業所の所在地

富山市新桜町

7番38号

8. 事業所の電話番号

076-443-2152

9. 設置年月日

H300901

10. 設置区分

1 (1 当然
2 任意)

11. 事業所区分

1 (1 個別
2 委託)

12. 産業分類

93

13. 労働保険番号

16101014175

14.
備

考



雇用保険 適用事業所設置届 事業主控
事業主事業所各種変更届

1. 法人番号

2. 事業所番号

1601-617990-2

3. 管轄区分

0

4. 変更年月日

5. 事業所の名称

トヤマシキ カイシ ユウミンシユトウ

富山市議会自由民主党

6. 郵便番号

930-0005

7. 事業所の所在地

富山市新桜町
7番38号

8. 事業所の電話番号

076-443-2152

9. 設置年月日

H300901

10. 設置区分

1 (1 当然
2 任意)

11. 事業所区分

1 (1 個別
2 受託)

12. 産業分類

93

13. 労働保険番号

16101014175

14.
備

考



雇 用 契 約 書 (案)

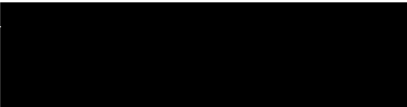
自由民主党（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用期間
2025（令和7）年5月1日から2026年3月31日までの間
- 2 勤務条件等
雇用条件通知書による。
- 3 その他

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 富山県富山市新桜町7番38号
自由民主党
会長 作 山 数 男

乙 

雇用条件通知書

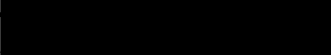
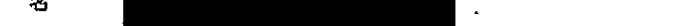
令和7年5月1日

[redacted] 殿	
事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号 使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男	
契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分 ～ 終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年末年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u> /無] 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費 [redacted] にて計算)480円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)%、法定超(125)%、 ロ 休日 法定休日(135)%、法定外休日(135)%、 ハ 深夜(150)% 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳)/ <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> /無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無1 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する(<u>更新する場合があります</u>)、契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
-------------------------------	---

令和7年 5月 1日現在

フリガナ 氏 名	
	※ 

ふりがな	電話番号
現住所 〒	
ふりがな	電話番号
連絡先 〒	(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)
方	

[illegible]

記入上の注意

①鉛筆以外の黒または青の筆記具で記入。 ②数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
③※印のところは、該当するものを○で囲む。

雇 用 契 約 書 (案)

自由民主党（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用期間
2025（令和7）年5月1日から2026年3月31日までの間
- 2 勤務条件等
雇用条件通知書による。
- 3 その他

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 富山県富山市新桜町7番38号
自由民主党
会長 柞 山 数 男

乙 

雇用条件通知書

令和7年5月1日

殿

事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号

使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男

契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分 ～ 終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年末年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u>]/無 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費(XXXXXXXXXX にて計算)560円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)％、所定超(125)％、 ロ 休日 法定休日(135)％、法定外休日(135)％、 ハ 深夜(150)％ 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳) / <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> / 無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無1 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する、更新する場合があり得る、契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
-------------------------------	---

履 歴 書

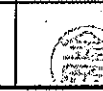
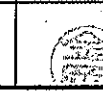
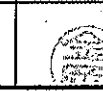
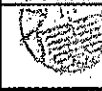
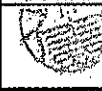
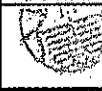
令和 7 年 5 月 / 日現在

ふりがな 氏 名																																		
	※																																	
ふりがな 現 住 所						☎ ☎ 留守番電話 ※ ※																												
ふりがな 連 絡 先	(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)					☎ () ※家族・友人・その他 ()																												
最終学歴																																		
職務経歴 (パート・アルバイト含む) ※ 有・無						本人希望記入欄 希望職種 入社希望日 月 日から 勤務可能期間 被扶養者年収制限希望 ※ 有・無																												
年 月～ 年 月						通 信 欄																												
免許・資格・専門教育、技能・技術																																		
年 月						交通機関・通勤時間 ※ 電車・バス・自転車・徒歩・その他 駅～ 駅 駅～ 駅 片道 円 約 時間 分																												
OA機器の使用経歴	使用機種	使用ソフトウェア																																
	()	()																																
勤務曜日時間希望 ※ 有・無 (有の場合のみ下欄に記入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> </tbody> </table>						月	火	水	木	金	土	日	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
月	火	水	木	金	土	日																												
：	：	：	：	：	：	：																												
：	：	：	：	：	：	：																												
：	：	：	：	：	：	：																												

記入上の注意

①鉛筆以外の用または青の筆記具で記入。 ②数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
 ③※印のところは、該当するものを○で囲む。

日本協分 労務11-5 20.2 改

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700029-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日		  	  	  
☒	要請・陳情活動費	R7.6.2				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.10	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.10		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人件費	承認日		  	  	  
☐	事務費	R7.6.11				
特記事項						
健康保険料・介護保険料・厚生年金料の事務員負担分は控除の上 残額を支出 雇用保険料は別通帳に振替						
支出内容	会派事務員給料 2名分 (令和7年5月～令和8年3月分のうち 令和7年5月分)					
積算根拠	支給	賃金	160,000	160,000	計	320,000
		交通費	9,120	10,640		19,760
		小計	169,120	170,640		339,760
	控除	健康保険料	8,202	8,202		16,404
		介護保険料	1,351	1,351		2,702
		厚生年金料	15,555	15,555		31,110
		源泉所得税				
		雇用保険料	930	939		1,869
		小計				
	合計(支給額)					
購入(依頼)業者	富山市議会 自由民主党会派事務員2名分				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	289,544円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	支出合計		289,544			
	賃金					
	賃金					
	源泉所得税					
	雇用保険料		1,869			
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

自由民主党 控室

2025年5月 給料明細書		様		
支 給	基本給			
	160,000			
	時間外手当	通勤手当(非)	不就労控除	総支給額
控 除		9,120		169,120
	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険
	8,202	1,351	15,555	930
	社会保険計			26,038
除	所得税	住民税		控除計
差引支給額			円	

2025年5月 給料明細書					様
支 給	基本給				
	160,000				
		時間外手当	通勤手当(非)	不就労控除	総支給額
			10,640		170,640
控 除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険計
	8,202	1,351	15,555	939	26,047
	所得税	住民税			控除計
差引支給額					円

タイムカード 令和7年 5月分

Sカード 前半

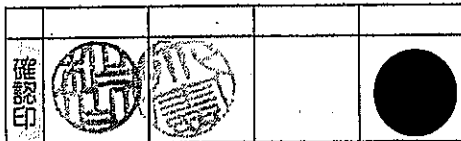
氏名 [REDACTED]
所属 2025年 5月 NO.

自由民主党

日付	出	退	出	退	出	退
			出	退	出	退
1木	8:00	16:16				
2金	8:02	16:16				
7*	7:51	16:32				
8*						
9金	8:04	16:17				
12月	7:58	16:16				
13火	8:02	16:17				
14*	8:00	16:16				
15*	8:02	16:16				
16金	8:02	16:16				

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。



☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
(フリーダイヤル) 0120-510-200 マックス株式会社

後半 Sカード

氏名 [REDACTED]
所属 2025年 5月 NO.

自由民主党

日付	出	退	出	退	出	退
			出	退	出	退
19月	8:03	16:17				
20火	8:02	16:17				
21*	8:05	16:20				
22*	7:59	16:16				
23金	8:02	16:16				
26月	7:57	16:16				
27火	8:02	16:16				
28*	8:02	16:16				
29*	8:02	16:17				
30金	7:54	16:16				

曜日	1	2	3	4	5

就業日数	19日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

タイムカード 令和7年5月分

Sカード

前半

氏名

所属

2025年5月 NO.

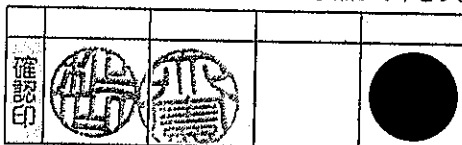
自由民主党

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
1日	7:41	16:16					
2日	7:44	16:16					
7日	7:43	16:32					
8日	7:42	16:20					
9日	7:51	16:16					
12日	7:51	16:15					
13日	7:37	16:16					
14日	7:40	16:15					
15日	7:40	16:16					
16日	7:42	16:15					

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業

テ→徹夜 !→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。



☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
(フリーダイヤル) 0120-610-200 マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属

2025年5月 NO.

自由民主党

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
19日	7:39	16:17					
20日	7:39	16:16					
21日	7:40	16:18					
22日	7:49	16:15					
23日	7:41	16:16					
26日	7:42	16:15					
27日	7:41	16:16					
28日	7:41	16:15					
29日	7:39	16:16					
30日							

曜日	1	2	3	4	5

就業日数	19	日	休日出勤	日	欠勤	日		
就業時間	H	休出時間	H	休暇		日		
早出	H	残業	H	深夜		H		
遅刻	回	H	早退	回	H	外出	回	H

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

※5月28日(水) 出勤時タイムカード押し忘れの為、手書きで記入。会派代表作山会長承認。

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～適用

・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用

・介護保険料率:令和7年3月分～適用

・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(富山支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	58,000	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,889.6	5,944.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,078.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,888.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,165.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,785.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(税の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間160万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



ひと、くらし、あそびのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク

給与所得の源泉徴収税額表（令和7年分）

(一) 月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和5年3月31日財務省告示第94号改正））（～166,999円）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社 会保険料等 控除後の給 与等の金額 の3.063%に 相当する金 額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

雇 用 契 約 書

自由民主党（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用期間
2025（令和7）年5月1日から2026年3月31日までの間
- 2 勤務条件等
雇用条件通知書による。
- 3 その他

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月 / 日

甲 富山県富山市新桜町7番38号
自由民主党
会長 柞山 数男



乙 [REDACTED]

雇用条件通知書

令和7年5月1日

殿

事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号

使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男

契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分 ～ 終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年末年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u>]/無 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費(XXXXXXXXXX にて計算)480円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)%、所定超(125)%、 ロ 休日 法定休日(135)%、法定外休日(135)%、 ハ 深夜(150)% 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳) / <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> / 無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する、更新する場合があります、契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
------------------------------	---

雇 用 契 約 書

自由民主党（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用期間
2025（令和7）年5月1日から2026年3月31日までの間
- 2 勤務条件等
雇用条件通知書による。
- 3 その他

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月 / 日

甲 富山県富山市新桜町7番38号
自由民主党
会長 柞山 敦 男



乙 [REDACTED]

雇用条件通知書

令和7年5月1日

殿

事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号
使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男

契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分～終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年未年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u> /無] 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費(にて計算)560円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)%、所定超(125)%、 ロ 休日 法定休日(135)%、法定外休日(135)%、 ハ 深夜(150)% 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳) / <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> / 無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する、 <u>更新する場合があります</u> 、契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
------------------------------	--

振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額		円
-----	--	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和 7年 6月 10日

経理責任者

久保 大憲



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額		円
-----	--	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和 7年 6月 10日

経理責任者

久保 大憲



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

国税 収納金 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(等)

⑧ 領 収 証 書

32301

07

トヤマ

税務署

00043611

110

00383036

区分	支払年月日	入 金	支払額	納 税
保給・給料等	070610	2	720000	
地方(市町村等)税				
国庫金の				
返戻手当等				
税理士等の報酬				
役員給与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分

令和	年	月

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領	印 度
☐	☐

(領収年月日及び領収者名)

出納
7. 6. 10
支店・税務署
1-2

在院の合計額を領収しました

国庫金

住所 930-0005 (電話番号)
トヤマシ シンサクラマチ 7-38氏名
シユウミンシユトウ

姓(姓中)

年末調整による 不足税額	
年末調整による 超過税額	
本 税	
延 滞 税	
合計額	

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・信託代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

1-07301-00383036 0 (YC-00146) H



5

年 月 日	摘 要	お 支 払 い 金 額 (円)	お 引 入 り 金 額 (円)	差 し 引 き 残 高 (円)
106-12-10*			*2,042	*18,270
206-12-10*			*1,920	*20,190
307-01-10*			*2,039	*22,229
407-02-10*			*2,029	*24,258
507-03-10*			*2,026	*26,284
607-04-10*			*2,045	*28,329
707-04-10*	政務活動費口座へ戻入れ	*28,329	普通預金	*0
807-05-09*			*1,875	*1,875
907-06-10*			*1,869	*3,744
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

8月5日

①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

クレンコ 00-00
トリタデ 00-00

お支払いできる日
お支払いできる期限は、所定の
不渡返還期限経過後となります。



5

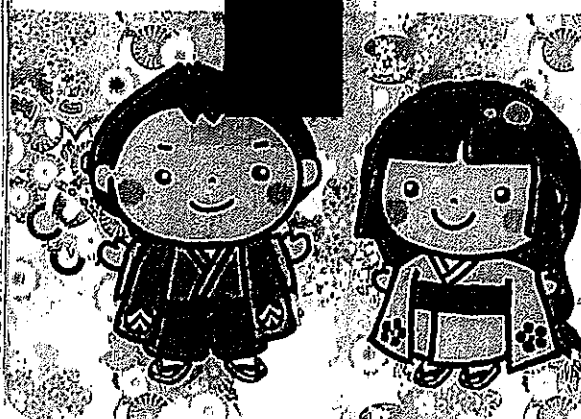
店番号

口座番号

自由民主党
雇用保険料
管理口座

自由民主党様

名義変更届受理



普通預金通帳

北陸銀行



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシブツ 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カタイヨウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回損	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳には提出のあるお取引のときは年月日順に*と表示します。
2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

タケノコ 〇〇-〇〇

トリダチ 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
不効期限満後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700046-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒ 調査研究費	会派承認欄				
☒ 研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	R7.6.9				
☒ 要請・陳情活動費	承認日				
☒ 会議費	R7.6.11				
☐ 資料作成費	特記事項				
☐ 資料購入費					
☒ 人件費					
☐ 事務費					
支出内容	令和7年度 労働保険 概算払い分(令和7年4月～令和8年3月分)				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり 労働保険申告書・領収済通知書の写し及び、令和7年度労働保険料概算のとおり				
購入(依頼)予定業者	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 富山労働局 労働保険特別会計歳入徴収官			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	82,653円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

令和7年度労働保険料概算

◎賃金収入

	給料		交通費(概算) 21日		月計
	160,000	+	10,080	=	170,080
	160,000	+	11,760	=	171,760
	1ヶ月合計				341,840

毎月 $341,840 \times 12 \text{ヶ月} = 4,102,080 \text{円}$

賞与 $160,000 \times 2 \text{名} \times 2 \text{回} = 640,000$

1年合計 $\Rightarrow 4,742,080 \text{円}$

概算 $\Rightarrow \underline{4,742,000 \text{円}}$

◎労災保険料

$4,742,000 \text{円} \times 0.3\% = \underline{14,226 \text{円}}$

◎雇用保険料

$4,742,000 \text{円} \times 1.45\% = 68,759 \text{円}$ (1円未満切り捨て)

令和7年度労災保険料(概算)

$14,226 + 68,759 = \underline{82,985 \text{円}}$

一般拠出金 $4,719,000$ (令和6年度確定賃金総額) $\times 0.02/1000 = \underline{94 \text{円}}$ (1円未満切り捨て)

令和6年度労働保険概算支払額 $87,727$...①

令和6年度労働保険確定額 $87,301$...②

令和6年度労働保険差額 ①-② 426円 ...充当額(還付金)

令和7年度労働保険料支払額(概算) $82,985 + 94 - 426 = \underline{82,653 \text{円}}$

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。 OCR字体への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

№0700046

提出用

08 E 0002959
EA116B0005917\$
47A116B0002959#

年 月 日

あて先 〒 930-8509

富山市
神通本町1丁目5番5号
富山労働総合庁舎

富山労働局 4x6s288z

労働保険特別会計歳入徴収官殿

GES GED

石綿による健康被害の救済に関する法律等第1項に基き、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

種別 32701 修正項目番号 雇人力徴収コード 1
(1) 都道府県 富山 管轄 基幹番号 16101014175-000 枝番号 000

※各種区分
管轄(2) 保険関係 業種 産業分類
01 111 9416 93

(2) 増加年月日(元号：令和は9) (3) 事業廃止等年月日(元号：令和は9) (4) 事業廃止等理由
④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数
2 2

確定 保険料 算定 内 訳	⑦ 区 分	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで		
		⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
	労働保険料	(イ)		

概算増加概算保険料算定内訳	⑪ 区 分	算定期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで									
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額					⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)			
	労働保険料	(イ)		(イ)	1000分の	(イ)		(イ)	82985	(イ)	円
	労災保険分	(ロ)		(ロ)	1000分の	(ロ)		(ロ)	14226	(ロ)	円
	雇用保険分	(ホ)		(ホ)	1000分の	(ホ)		(ホ)	68759	(ホ)	円

事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
延納の申請 郵便回数 1

⑮ 申告済概算保険料額 87,727 円
⑯ 申告済概算保険料額
⑰ 増加概算保険料額
⑱ ⑯の(イ) - ⑮

⑳ 期別納付額
第1期 82,985 円
第2期 426 円
第3期 82,559 円
第4期 94 円
第5期 82,653 円
⑳ 事業又は作業の種類 ⑳ 保険関係成立年月日
その他の事業
㉑ 事業廃止等理由
(1) 廃止 (2) 委託 (3) 譲渡 (4) 労働者なし (5) その他

㉒ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉓ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉔ 事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称
富山市新桜町7-38
自由民主党
佐山 教男

社会保険 作成年月日 氏名 電話番号
労働士 提出代行者 事務代理者の表示
記載欄

16-1-01 014175-000 E

切りはなさないで下さい。

30840 富山労働局 00075362

労働保険 特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 07 年度

№0700046

現年度5月1日以降 現年度歳入組入

労働保険 納付番号 16101014175-0000

納付の目的

1. 令和 7 年度 1 期

2. 令和 6 年度 第2期

(住所) 〒930-0005 富山市 新桜町 7-38

(氏名) 自由民主党 柞山 数男

16101014175-000 0002959

00400 1659010000025377 114794

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)...

内訳

労働保険料 ¥82559

一般提出金 ¥94

納付額 (合計額) ¥82653

あて先 〒930-8509 富山市 神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎 富山労働局

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

注 意 事 項

年度更新の手続き期間は6月1日～7月10日(7月10日が土曜日又は日曜日の場合は直後の月曜日)までです。

労働保険料等の窓口納付を行う場合は、この申告書に納付する保険料を添えて日本銀行の本店・支店・代理店・歳入代理店(全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局)、管轄の労働局又は労働基準監督署の窓口にご提出下さい。

口座振替納付を行う場合は、この申告書は金融機関で受付できませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出下さい。

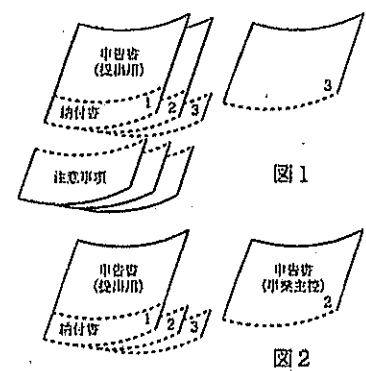
申告書の提出方法は、窓口にご提出いただく他、郵送、電子申請もご利用になります。

年度更新手続き期間内に申告書のご提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、ご注意ください。

詳しくは、「労働保険年度更新申告書の書き方」をご覧ください。

〇取扱上の注意

- この申告書(切りとり線から下方に納付書が接続しています。は)はノーカーボンの3枚1組となっていますから記入するに当たってはまず、この注意事項の部分を図1のように下の切りとり線から切りはなし、同封の「労働保険年度更新申告書の書き方」をよく読んでから記入して下さい。
- 申告書及び納付書の記入が完了したら、申告書(事業主様)を図2のように切りはなし保存して下さい。この場合、残りの申告書(提出用)と納付書は切りはなさないで下さい。
- この申告書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(ㄐ-ㄓ)の所で折り曲げて下さい。



それぞれ矢印で示す箇所に金額を転記して下さい。

⑤ 申告済概算保険料額				⑥ 申告済概算保険料額			
⑦ 増加概算保険料額 (⑤の(イ)-(ロ))				⑧ 増加概算保険料額 (⑤の(イ)-(ロ))			
⑨ 第1期別納付額				⑩ 第2期別納付額			
⑪ 第3期別納付額				⑫ 第3期別納付額			

⑬ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑭ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑮ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑯ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑰ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑱ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑲ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

⑳ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

㉑ 労働保険料(⑤の(イ)-(ロ))

令和6年度 確定保険料・一般拠出金算定基(金集計表)

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主様)と一緒に保管してください

労働保険 番号	16	10	10	14	17	50	00
支部番号	16	10	10	14	17	50	00
所管	管轄	基礎番号	校番号	出向者の有無	受	出	
事業の名称	自由民主党			出向者の有無	0名	0名	
事業の所在地	山形県新井市新井町7-38			受	0名	0名	
電話	076-443-2152			出	0名	0名	
郵便番号	930-0005			具体的な業務又は作業の内容	事務		

区分	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)				雇用保険(対象者数及び賃金)			
	① 常用労働者	② 家族で労働者 でない人	③ 臨時労働者	④ 合 計 (①+②+③)	⑤ 家族で労働者の資格のある人(パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人を含めます。)	⑥ 家族以外の人(パート、アルバイトで雇用保険の資格のない人)を記入してください。	⑦ 合 計 (⑤+⑥)	⑧ 家族で雇用保険の資格のある人(扶養的な収入を得る人を含む)
月	令和6年4月	2	340,720		2	340,720	2	340,720
	5月	2	340,720		2	340,720	2	340,720
	6月	2	340,800		2	340,800	2	340,800
	7月	2	341,840		2	341,840	2	341,840
	8月	2	338,720		2	338,720	2	338,720
	9月	2	338,720		2	338,720	2	338,720
	10月	2	341,360		2	341,360	2	341,360
	11月	2	340,320		2	340,320	2	340,320
	12月	2	339,840		2	339,840	2	339,840
	令和7年1月	2	338,240		2	338,240	2	338,240
	2月	2	337,600		2	337,600	2	337,600
	3月	2	340,800		2	340,800	2	340,800
令和6年6月		320,000			320,000		320,000	
7月		320,000			320,000		320,000	
令和6年12月								
令和7年1月								
合計	24	4,719,680		24	4,719,680	24	4,719,680	

※A 次のBの事業以外の場合、毎月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し、④の合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

※B 給与、給付、代領、被
止、停止、休職又は合算に
おける労働者数の事業に
おいては、令和6年度中
の1日平均労働者数を
記入してください。

令和6年度における所定労働日数

労働保険 対象者数	24	÷12=	2	人
雇用保険 対象者数	24	÷12=	2	人
一般拠出金	4,719,680	÷12=	393,313	円

備考

雇用条件通知書

№0700046

令和7年5月1日

殿

事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号

使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男

契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分～終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年末年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u> /無] 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費(<u>有</u>)にて計算)480円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)%、所定超(125)%、 ロ 休日 法定休日(135)%、法定外休日(135)%、 ハ 深夜(150)% 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳) / <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> / 無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無1 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する <u>更新する場合があります</u> ・契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
-------------------------------	---

雇用条件通知書

令和7年5月1日

殿

事業所名称・所在地 自由民主党・富山県富山市新桜町7番38号

使用者職氏名 自由民主党 会長 柞山 数男

契約期間	期間の定めあり(2025(令和7)年5月1日～2026年3月31日)
就業の場所	富山市役所内 自由民主党議員控室
従事すべき業務の内容	自由民主党における政務活動の事務補助的な業務
勤務日及び始業、終業の時刻 休憩時間等	原則 月、火、水、木、金曜日 始業 8時30分～終業 16時15分(週5日) 休憩は45分
所定外労働	1 所定時間外労働の有無(有、 <u>原則無</u>) 2 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、 <u>原則無</u>)
休日	1 お盆 2 年末年始
休暇	1 年次有給休暇 [<u>有</u> /無] 雇用期間内の取得可能日数 18日間 2 その他の休暇 なし
賃金	1 基本賃金 月給 160,000円 2 諸手当の額又は計算方法 出勤日数に応じて交通費実費(<u> </u> にて計算)560円を支給 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(125)％、所定超(125)％、 ロ 休日 法定休日(135)％、法定外休日(135)％、 ハ 深夜(150)％ 4 給与締切日 毎月(月末)日 5 給与支払日 毎月(翌月10)日 ※休日の場合は前日 6 給与支払方法(銀行振り込み) 7 昇給 無 8 賞与 有 6月 160,000円 12月 160,000円 9 退職金 無 10 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無
退職に関する事項	1 定年制 [有(歳) / <u>無</u>] 2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続()
その他	・社会保険の加入[<u>有</u> / 無] ・労災保険の適用[<u>有</u> / 無] ・雇用保険の適用[<u>有</u> / 無] ・その他()

本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

更新の有無1 期間の定めありと した場合に記入	1 契約の更新の有無[自動的に更新する、 <u>更新する場合があります</u> 、契約の更新はしない] 2 契約の更新は、次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
-------------------------------	--

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700046-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	R7.6.11	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.13				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.13	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日	支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.6.13	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.6.16				
特 記 事 項						
支出内容	令和7年度 労働保険 概算払い分(令和7年4月～令和8年3月分)					
積算根拠	☐ 納品書等添付あり 領収済通知書の写し及び、令和7年度労働保険料概算のとおり					
購入(依頼)業者	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 富山労働局 労働保険特別会計歳入徴収官				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	82,653円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	82,653円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

令和7年度労働保険料概算

◎賃金収入

	給料	交通費（概算）21日	月計
	160,000	+ 10,080	= 170,080
	160,000	+ 11,760	= 171,760
	1ヶ月合計		341,840

毎月 $341,840 \times 12 \text{ヶ月} = 4,102,080 \text{円}$

賞与 $160,000 \times 2 \text{名} \times 2 \text{回} = 640,000$

1年合計 $\Rightarrow 4,742,080 \text{円}$

概算 $\Rightarrow \underline{4,742,000 \text{円}}$

◎労災保険料

$4,742,000 \text{円} \times 0.3\% = \underline{14,226 \text{円}}$

◎雇用保険料

$4,742,000 \text{円} \times 1.45\% = 68,759 \text{円}$ （1円未満切り捨て）

令和7年度労災保険料（概算）

$14,226 + 68,759 = \underline{82,985 \text{円}}$

一般拠出金 $4,719,000$ （令和6年度確定賃金総額） $\times 0.02/1000 = 94 \text{円}$ （1円未満切り捨て）

令和6年度労働保険概算支払額	87,727	…①
令和6年度労働保険確定額	87,301	…②
令和6年度労働保険差額 ①－②	426円	…充当額（還付金）

令和7年度労働保険料支払額(概算) $82,985 + 94 - 426 = \underline{82,653 \text{円}}$

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

(一括有期事業を含む。)

字体 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

第3号記入に当たっては注意事項をよく読んでから記入して下さい。OCR特への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

№0700046

提出用

08 E 0002959

EA116B00005917\$

47A116B00002959#

年 月 日

あて先 〒 930-8509

富山市

神通本町1丁目5番5号

富山労働総合庁舎

富山労働局

4x6s289z

労働保険特別会計繰入徴収取扱

労働保険番号	都道府県	事業種別	基 礎 番 号	支 部 番 号
16101014175-000				

管轄(2)	保険関係等	業 種	区分
01	111	9416	93

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

⑥事業廃止等理由

⑦保険関係 ⑧片側保険理由コード

⑨事業種別 ⑩片側保険理由コード

確定保険料算定内訳	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
⑦ 区 分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額
労働保険料	(イ) 1000分の 18.50
労災保険分	(ロ) 1000分の 3.00
雇用保険分	(ホ) 1000分の 15.50
一般拠出金	(ヘ) 1000分の 0.02

概算増加概算保険料算定内訳	算定期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
⑩ 区 分	⑪保険料算定基礎額の見込額
労働保険料	(イ) 1000分の 17.50
労災保険分	(ロ) 1000分の 3.00
雇用保険分	(ホ) 1000分の 14.50

⑫事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	⑬事業主の電話番号(変更のある場合記入)
⑭延納の申請 納付回数	⑮延納の申請 納付回数

⑯申告済概算保険料額	87,727 円	⑰申告済概算保険料額	
⑱増加概算保険料額	426 円	⑲増加概算保険料額	

⑳当期別納付額	82,985 円	㉑当期別納付額	426 円	㉒当期別納付額	82,559 円	㉓当期別納付額	94 円	㉔当期別納付額	82,653 円
㉕事業又は作業の種類	その他の事業	㉖事業又は作業の種類	その他の事業	㉗事業又は作業の種類	その他の事業	㉘事業又は作業の種類	その他の事業	㉙事業又は作業の種類	その他の事業

㉚加入している労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	㉛特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	㉜事業主	930-0005 (076) 443 - 2152	㉝事業主	富山市新桜町7-38	㉞事業主	自由民主党	㉟事業主	柘山 数男
-------------	-----------------	-------	------------------	------	---------------------------	------	------------	------	-------	------	-------

㊱社会保険	㊲作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	㊳氏 名	㊴電話番号
労働士			
記載欄			

16-1-01 014175-000 E

切りはなさないで下さい。

令和6年度 確定保険料・一般拠出金算定表
(算定期間 令和6年4月～令和7年3月)

※概算・確定保険料、一般拠出金申告書(事業主様)と一緒に保管してください

労働保険 番号	16	1	0	1	4	1	7	5	0	0	0	
保険種別	所	業	種	別	基	礎	番	号	枝	店	番	号
事業の名称	自由民主党											
事業の所在地	富山県新井町7-38											
電話	076-423-2752											
郵便番号	930-0005											
具体的な業務又は作業の内容	事務											

区分	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)										雇用保険(対象者数及び賃金)			
	① 常勤労働者					② 非常勤労働者					被保険者			
月	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
令和6年	2	340,720			2	340,720			2	340,720			2	340,720
4月	2	340,720			2	340,720			2	340,720			2	340,720
5月	2	340,720			2	340,720			2	340,720			2	340,720
6月	2	340,800			2	340,800			2	340,800			2	340,800
7月	2	341,840			2	341,840			2	341,840			2	341,840
8月	2	338,720			2	338,720			2	338,720			2	338,720
9月	2	338,720			2	338,720			2	338,720			2	338,720
10月	2	341,360			2	341,360			2	341,360			2	341,360
11月	2	340,320			2	340,320			2	340,320			2	340,320
12月	2	339,840			2	339,840			2	339,840			2	339,840
令和7年	2	338,240			2	338,240			2	338,240			2	338,240
1月	2	337,600			2	337,600			2	337,600			2	337,600
2月	2	340,800			2	340,800			2	340,800			2	340,800
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
12月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和7年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
1月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
2月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
3月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
令和6年	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
4月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
5月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
6月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
7月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
8月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
9月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
10月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	320,000
11月	2	320,000			2	320,000			2	320,000			2	32

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱店名

富山労働局

※ 取扱店番号

00075362

徴収勘定 労働保険収入及び
一般拠出金収入労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所 管

6118

※ 令和

07

年度

労働 局	都道府県	所管 管 轄	基 礎 番 号	枝 番 号	※CD	※証券受領
富山	16	101	014175	-000	1	金 部 一 部

※ 会計年度(元号: 令和は9)

元号 9 - 年度 7

※ 徴収年度(元号: 令和は9)

元号 9 - 年度 7

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

納付の目的 1. 令和 7 年度 1 期 (名称又は1期) 2. 令和 6 年度 確定	※ 収納区分	62	※ 認決 区分	
	(住所) 〒930-0005 富山市 新桜町 7-38 (氏名) 自由民主党 作山 敦男 16101014175-000 0002959 股 00400 1659010000025377 114794 収納機関番号 納付番号 繰越番号			

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 容	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
労働保険料	¥ 82559
一般拠出金	¥ 94
納付額 (合計額)	¥ 82653

あて先
 〒930-8509
 富山市
 神湊本町1丁目5番5号
 富山労働総合庁舎
 富山労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
 領 収 日 付 等
 出納
 7. 6. 13
 元金・富山市役所
 2-2
 (納付者渡し)



年 月 日	簡 要	お 支 払 い 金 額 (円)	お 預 かり 金 額 (円)	残 し 引 き 残 高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマシンマン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シー・フ・ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し費	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	新職員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度勤労保険料	*897,574
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振替用をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
 米価発表時刻は過ぎます。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700018-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
回	調査研究費	会派承認欄			
回	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
回	広報広聴費	R7.5.1			
回	要請・陳情活動費	承認日			
回	会議費	R7.5.1			
☐ 資料作成費		特記事項			
☒ 資料購入費		1. 購読継続の為、1年契約するもの。 2. 年間購読で継続購読には月払いではなく、一括払い規定がある為。			
☐ 人件費					
☐ 事務費					
支出内容	定期購読 日経グローバル年間購読料 2025年分				
積算根拠	☒ 見積書等添付あり				
購入(依頼)予定業者	東京都港区虎ノ門4-3-12 株式会社BPマーケティング 代表取締役社長 高柳 正盛			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	92,400円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

見 積 書

自由民主党 様

購読者番号 5320045748

2025年5月1日



〒105-8308 東京都港区虎ノ門4-3-12

株式会社日経Bマーケティング

代表取締役社長 高柳 昌昭

登録番号:T4010401087739

¥92,400
(消費税込み)

雑誌名

摘 要

日経グローカル

2025年5月19日号～2026年5月4日号 年間購読料金として

上記のとおり、お見積り申し上げます。

▼ご不明な点は下記までお問い合わせください。
日経B Pマーケティング 読者サービスセンター
〒134-0086 東京都江戸川区臨海町5-2-2
TEL:03-5696-1124 (平日9:00～17:00)
FAX:03-5696-1150

雜
考
書

BL 2025-05-0002

請求明細書

F-500-00129-00129 CTNB

二、目錄

10141260-202505-0-000-01 (500) 単位コード 000

富山市議會 自由民主党

2025年 6月 6日

数男
柞山

来

〒105-8308 東京都港区新橋
Pマーケティング
株式会社経産
TEL. (03) 5696-1150 FAX. (03) 5696-1150

92,400円(税込)

商 品 名 / 氏 名	読者番号	区 分	購 読 開 始	期 間	取引開始日	請求金額	備 考
日経グローカル							
岸山 敦男 様	5320045748	＊ ＊	2025年5月19日号	1年(24冊)	2025/ 5/19	92,400	自由民主党
					小 計	92,400	1 件
商 品 計						92,400	1 件
					合 計	92,400	1 件

「区分」欄に*ある場合は新規にご購読いただいた分の請求、
「区分」欄に**ある場合はご購読継続のご連絡をいただいた分の請求です。

BL 2025-05-0003

№ 070001

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

振替払込請求書兼受領証									
日付 00140	3	901469							
加入者 株式会社 日経BPマーケティング									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
				9	2	4	0	0	

ご依頼人住所氏名 富山市議会 自由民主党 様									
請求コード 10141260202505000001									
(消費税込み)		目 附 印							
料 金	336	内税10%30円 07-06-19 T501000111 2730 ユウチヨ (32216) N94120002							
備 考	現金扱								

X 切り取らないでお出ください。

この受領証は大切に、保管してください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。





2

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トナミンマン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ°ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カタイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリス	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回損	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度勤労保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経加-カ/購読料	*804,838
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳の提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 振替預金お預り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

 クレジット 〇〇-〇〇
 トリカドール 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
本銀通帳の期限を過ぎます。

2

普通預金通帳

店番 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700034-2
				会派名	自由民主党
				議員名	
☒	調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒	研修費	R7.6.2	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日			
☒	要請・陳情活動費	R7.6.2			
☒	会議費	支払件数 1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.23
☐	資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.23	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日			
☒	事務費	R7.6.25			
特記事項					
整理番号0700021-1で事前審査承認済					
支出内容	コピー機リース料 ①リコー製 カラーデジタル複合機IM C6000F 1台 ②リコー製 カラーデジタル複合機IM C3000 1台 (令和7年6月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日22日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠	☐ 見積書等添付あり リース料 57,640円(税込)/月 内訳リース料 ①36,300円 /月 ②16,100円 /月 消費税 3,630円 /月 1,610円 /月 合計額 39,930円 /月 17,710円 /月				
購入(依頼)業者	富山市黒崎141番地1 日通リース&ファイナンス株式会社富山営業所 お問い合わせ窓口 富山市二口3-2-16 (株)大用堂 代表取締役 田島 盛男			取引規定	
				☒ 抵触なし	
請求金額	57,640円				
振込手数料			金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	57,640円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)					

リース料お支払明細表

1 頁

富山市議会 自由民主党

御中 日通リース&ファイナンス株式会社

年 月 日

ご契約番号	2232940-00	期 間	60 か 月
開 始 日	2021年05月28日	満 了 日	2026年05月27日
ご契約物件名	リコー カラーデジタル複合機 IM C6000F		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 No. 5021490		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	2,395,800 円 (217,800 円) 円		

富山営業所
〒939-8214
富山県富山市
黒崎141-1

TEL : 076-492-6185

お支払金額内訳

リース料	2,178,000 円
消費税	217,800 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1		2021/5/31	39,930	2,355,870	31		2023/11/22	39,930	1,157,970
2		2021/06/22	39,930	2,315,940	32		2023/12/22	39,930	1,118,040
3		2021/07/22	39,930	2,276,010	33		2024/01/22	39,930	1,078,110
4		2021/08/22	39,930	2,236,080	34		2024/02/22	39,930	1,038,180
5		2021/09/22	39,930	2,196,150	35		2024/03/22	39,930	998,250
6		2021/10/22	39,930	2,156,220	36		2024/04/22	39,930	958,320
7		2021/11/22	39,930	2,116,290	37		2024/05/22	39,930	918,390
8		2021/12/22	39,930	2,076,360	38		2024/06/22	39,930	878,460
9		2022/01/22	39,930	2,036,430	39		2024/07/22	39,930	838,530
10		2022/02/22	39,930	1,996,500	40		2024/08/22	39,930	798,600
11		2022/03/22	39,930	1,956,570	41		2024/09/22	39,930	758,670
12		2022/04/22	39,930	1,916,640	42		2024/10/22	39,930	718,740
13		2022/05/22	39,930	1,876,710	43		2024/11/22	39,930	678,810
14		2022/06/22	39,930	1,836,780	44		2024/12/22	39,930	638,880
15		2022/07/22	39,930	1,796,850	45		2025/01/22	39,930	598,950
16		2022/08/22	39,930	1,756,920	46		2025/02/22	39,930	559,020
17		2022/09/22	39,930	1,716,990	47		2025/03/22	39,930	519,090
18		2022/10/22	39,930	1,677,060	48		2025/04/22	39,930	479,160
19		2022/11/22	39,930	1,637,130	49		2025/05/22	39,930	439,230
20		2022/12/22	39,930	1,597,200	50		2025/06/22	39,930	399,300
21		2023/01/22	39,930	1,557,270	51		2025/07/22	39,930	359,370
22		2023/02/22	39,930	1,517,340	52		2025/08/22	39,930	319,440
23		2023/03/22	39,930	1,477,410	53		2025/09/22	39,930	279,510
24		2023/04/22	39,930	1,437,480	54		2025/10/22	39,930	239,580
25		2023/05/22	39,930	1,397,550	55		2025/11/22	39,930	199,650
26		2023/06/22	39,930	1,357,620	56		2025/12/22	39,930	159,720
27		2023/07/22	39,930	1,317,690	57		2026/01/22	39,930	119,790
28		2023/08/22	39,930	1,277,760	58		2026/02/22	39,930	79,860
29		2023/09/22	39,930	1,237,830	59		2026/03/22	39,930	39,930
30		2023/10/22	39,930	1,197,900	60		2026/04/22	39,930	0

リース料お支払明細表

1 頁

富山市議会 自由民主党

御中 日通リース & ファイナンス株式会社

年 月 日

ご契約番号	2232941-00	期 間	60 か 月
開 始 日	2021年05月28日	満 了 日	2026年05月27日
ご契約物件名	リコー カラーデジタル複合機 IM C3000		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 N o. 5021490		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	1,062,600 円 (96,600 円) 円		

富山営業所
〒 939-8214富山県富山市
黒崎141-1

TEL : 076-492-6185

お支払金額内訳

リース料	966,000 円
消費税	96,600 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1		2021/05/31	17,710	1,044,890	31		2023/11/22	17,710	513,590
2		2021/06/22	17,710	1,027,180	32		2023/12/22	17,710	495,880
3		2021/07/22	17,710	1,009,470	33		2024/01/22	17,710	478,170
4		2021/08/22	17,710	991,760	34		2024/02/22	17,710	460,460
5		2021/09/22	17,710	974,050	35		2024/03/22	17,710	442,750
6		2021/10/22	17,710	956,340	36		2024/04/22	17,710	425,040
7		2021/11/22	17,710	938,630	37		2024/05/22	17,710	407,330
8		2021/12/22	17,710	920,920	38		2024/06/22	17,710	389,620
9		2022/01/22	17,710	903,210	39		2024/07/22	17,710	371,910
10		2022/02/22	17,710	885,500	40		2024/08/22	17,710	354,200
11		2022/03/22	17,710	867,790	41		2024/09/22	17,710	336,490
12		2022/04/22	17,710	850,080	42		2024/10/22	17,710	318,780
13		2022/05/22	17,710	832,370	43		2024/11/22	17,710	301,070
14		2022/06/22	17,710	814,660	44		2024/12/22	17,710	283,360
15		2022/07/22	17,710	796,950	45		2025/01/22	17,710	265,650
16		2022/08/22	17,710	779,240	46		2025/02/22	17,710	247,940
17		2022/09/22	17,710	761,530	47		2025/03/22	17,710	230,230
18		2022/10/22	17,710	743,820	48		2025/04/22	17,710	212,520
19		2022/11/22	17,710	726,110	49		2025/05/22	17,710	194,810
20		2022/12/22	17,710	708,400	50		2025/06/22	17,710	177,100
21		2023/01/22	17,710	690,690	51		2025/07/22	17,710	159,390
22		2023/02/22	17,710	672,980	52		2025/08/22	17,710	141,680
23		2023/03/22	17,710	655,270	53		2025/09/22	17,710	123,970
24		2023/04/22	17,710	637,560	54		2025/10/22	17,710	106,260
25		2023/05/22	17,710	619,850	55		2025/11/22	17,710	88,550
26		2023/06/22	17,710	602,140	56		2025/12/22	17,710	70,840
27		2023/07/22	17,710	584,430	57		2026/01/22	17,710	53,130
28		2023/08/22	17,710	566,720	58		2026/02/22	17,710	35,420
29		2023/09/22	17,710	549,010	59		2026/03/22	17,710	17,710
30		2023/10/22	17,710	531,300	60		2026/04/22	17,710	0



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	残し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマシンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウト"ウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	昭和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し戻	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経10-カ/購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウト"ウシステム 5月分	*764,908
13 07-06-23		*17,710	キヨウト"ウシステム 5月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分戻入	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	カ"ミ アキト	*9,955	*761,225
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お305せ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に*と表示します。

タケン
トリタデー

お支払いできる日

お支払いできる時間は、所定の
不換出時間後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費支出額変更 兼 戻入伝票					整理番号	0700046-3	
					会派名	自由民主党	
					議員名		
☐	調査研究費	起案日			会派承認欄		
☐	研修費	R7.6.20			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	承認日					
☐	要請・陳情活動費	R7.6.23					
☐	会議費	戻入件数	1	戻入日(口座振込完了日)	R7.6.23		
☐	資料作成費	起案日			戻入完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.23			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人件費	承認日					
☐	事務費	R7.6.25					
特記事項							
労働保険料納付後、4/1～4/30議員負担分を戻し入れするもの							
戻入内容		令和7年4月市議会選挙となり、月割計算のうえ4,072円を議員負担するものである。					
積算根拠		①納付済労働保険料 82,653円 【内訳】 事業主負担+会派事務員負担 労災保険 14,226円 算定基礎額(4,742千円×0.3%) 雇用保険 68,759円 算定基礎額(4,742千円×1.45%) 一般拠出金 94円 令和6年度労働保険確定差額 -426円(還付金) 合計 82,653円 ②事業主負担分 56,998円 【内訳】 労災保険 14,226円 算定基礎額(4,742千円×0.3%) 雇用保険 42,678円 算定基礎額(4,742千円×0.9%) 一般拠出金 94円 合計 56,998円 ③議員負担分 4,072円(4/1～4/30市議会議員選挙(改選)戻入) 56,998円÷14月・回(毎月時+給与時)≒4,072円(小数点以下切り上げ)					
政務活動費支出額 変更状況		変更前		→	変更後		
		82,653円			78,581円		
政務活動費戻入額		4,072円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

令和7年度労働保険料概算

◎賃金収入

	給料		交通費（概算）21日		月計
	160,000	+	10,080	=	170,080
	160,000	+	11,760	=	171,760
	1ヶ月合計				341,840

毎月 $341,840 \times 12 \text{ヶ月} = 4,102,080 \text{円}$

賞与 $160,000 \times 2 \text{名} \times 2 \text{回} = 640,000$

1年合計 $\Rightarrow 4,742,080 \text{円}$

概算 $\Rightarrow \underline{4,742,000 \text{円}}$

◎労災保険料

$4,742,000 \text{円} \times 0.3\% = \underline{14,226 \text{円}}$

◎雇用保険料

$4,742,000 \text{円} \times 1.45\% = 68,759 \text{円}$ （1円未満切り捨て）

令和7年度労災保険料（概算）

$14,226 + 68,759 = \underline{82,985 \text{円}}$

一般拠出金 $4,719,000$ （令和6年度確定賃金総額） $\times 0.02/1000 = \underline{94 \text{円}}$ （1円未満切り捨て）

令和6年度労働保険概算支払額	87,727	…①
令和6年度労働保険確定額	87,301	…②
令和6年度労働保険差額 ①－②	426円	…充当額（還付金）

令和7年度労働保険料支払額(概算) $82,985 + 94 - 426 = \underline{82,653 \text{円}}$

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700046-2
会派名	自由民主党
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.6.11	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.6.13			
☒ 会議費	支払件数 1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.13
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.6.13	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R7.6.16			

特記事項

支出内容	令和7年度 労働保険 概算払い分(令和7年4月～令和8年3月分)		
積算根拠	☐ 納品書等添付あり 領収済通知書の写し及び、令和7年度労働保険料概算のとおり		
購入(依頼)業者	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 富山労働局 労働保険特別会計歳入徴収官	取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	82,653円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	82,653円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カノタイヨウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し戻金	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経カ-ナル 購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウトウシステム	*764,908

13 07-06-23		*17,710	キヨウトウシステム	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分 入金	*4,072	*751,270
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは毎月1日頃に*と表示します。
2. 通帳預金お預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ ○○-○○
トリタチ ○○-○○

お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の
不渡期限の翌日以後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

収入伝票		整理番号	0700074		
		会派名	自由民主党		
収入日 (口座入金日)	収入件数	収入確認報告			
		起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
		R7.6.25			
		確認日			
R7.6.24	1	R7.6.25			
収入金額	19,910円				
収入内容	令和7年5月分 複合機ICM3000の貸与代 使用料				
支払者	会派太政 9,955円 会派みどり 9,955円				

複合機使用に関する覚書

会派自由民主党(以下「甲」という)、会派太政(以下「乙」という)、および会派みどり(以下「丙」という)は、下記のとおり複合機の貸与に関して合意し、本覚書を締結する。

使用

第1条(目的)

甲が契約する複合機の一部を乙および丙が共同で使用することに必要事項を定める。

第2条(物件)

貸与する物件は、リコー製カラーデジタル複合機「IM C3000」とする。

第3条(貸与期間)

使用

貸与期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条(使用料)

乙および丙は、甲に対し、月額17,710円のリース料およびカウント料金を分担して支払うものとする。詳細な分担方法は別途協議のうえ決定する。

第5条(遵守事項)

乙および丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、破損や故障があった場合は速やかに甲に報告すること。

第6条(解約)

使用

期間中、やむを得ない事由により貸与を中止する場合は、三者協議のうえ、別途取り決めを行うものとする。

尚、この覚書の内容は5月1日に遡り適用する。

令和7年6月25日

会派自由民主党 代表 村山教男 

4字削除

6字訂正

会派太政 代表 村上和久 



会派みどり 代表 野上瑠人 

請求書

令和7年6月18日

会派 太政様

自由民主党

会派会長 柞山 数男



富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2152

FAX 076-431-6100

コピー機のリース料及びカウント料を下記の通り御請求申し上げます。

令和7年5月分 ¥9,955

【内訳】

リコー製 カラーデジタル複合機IMC3000 リース料 リース料/月 17,710円消費税込 ÷ 2	¥8,855
コピー機カウントチャージ料 基本料金 2,000円 ÷ 2 モノカラー総出力 @3円×452 フルカラーコピー @16円×21 フルカラープリント@14円×0 消費税 200円 ÷ 2	¥1,100
合 計	¥9,955

※複合機IMC3000に係る費用を会派太政と会派みどりで折半するもの。

※支払期日：令和7年6月25日

※振込手数料は貴会派にてご負担願います。

振込先	北陸銀行富山市役所出張所
口座名	自由民主党
口座番号	普通5021490

請求書

令和7年6月18日

会派 みどり 様

自由民主党

会派会長 柞山 数男



富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2152

FAX 076-431-6100

コピー機のリース料及びカウント料を下記の通り御請求申し上げます。

令和7年5月分 ¥9,955

【内訳】

リコー製 カラーデジタル複合機IMC3000 リース料 リース料/月 17,710円消費税込 ÷ 2	¥8,855
コピー機カウントチャージ料 基本料金 2,000円 ÷ 2 モノカラー総出力 @3円×452 フルカラーコピー @16円×21 フルカラープリント@14円×0 消費税 200円 ÷ 2	¥1,100
合 計	¥9,955

※複合機IMC3000に係る費用を会派太政と会派みどりで折半するもの。

※支払期日：令和7年6月25日

※振込手数料は貴会派にてご負担願います。

振込先	北陸銀行富山市役所出張所
口座名	自由民主党
口座番号	普通5021490



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマソンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カタイヨウ"ウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し費	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度勤労保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経カ-カル購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウ"ウシテム } 5月分	*764,908

13 07-06-23		*17,710	キヨウ"ウシテム } 5月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分 入金	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカミ アット	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分 入金	*737	*771,917
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは毎月日割に※と表示します。
 2. 証憑類をお預け入れのときは、お支払い金額順に※のとお表示します。

タケ
 トリ
 タ

お支払いできる日

お支払いできる日は、所定の
 不遇日を除く日曜日を過ぎます。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

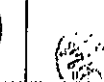


北陸銀行

政務活動費支出額変更 兼 戻入伝票					整理番号	0700027-3	
					会派名	自由民主党	
					議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日			会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.6.23			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.25					
☐	会 議 費	戻入件数	1	戻入日(口座振込完了日)	R7.6.25		
☐	資 料 作 成 費	起 案 日			戻 入 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.6.25			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日					
☒	事 務 費	R7.6.25					
特 記 事 項							
戻入内容		NTT利用料5月分2,765円(税込)のところ、日割り計算で4/16～4/23分と5/1～5/15分を政務活動費から支払ったが、4/16～4/23分も政務活動費から充当できない為戻入するもの。					
積算根拠		①R7.6.9支払額 2,119円 $2,765円 \div 30日 \times 23日 \approx 2119.8円$ (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て) 2,119円 (4/16～23, 5/1～5/16)は政務活動費から支払い、差額分 $2,765円 - 2,119円 = 646円$ (4/24～4/30)は議員負担とする。 ②正しい支払額 1,382円 (5/1～5/15の15日分) $2,765円 \div 30日 \times 15日 \approx 1382.5円$ (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て) 1,382円 ③差額 737円 $2,119円 - 1,382円 = 737円$ (4/16～4/23)は議員負担とする。					
政務活動費支出額 変更状況		変更前		→	変更後		
		2,119円			1,382円		
政務活動費戻入額		737円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号 0700027-2
会派名 自由民主党
議員名

回	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
回	研 修 費	R7.6.9		代表者	經理責任者	申請者(議員)
回	広 報 広 聴 費	承 認 日				
回	要請・陳情活動費	R7.6.9				
回	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.9
□	資 料 作 成 費	起 案 日			支 払 完 了 報 告	
□	資 料 購 入 費	R7.6.9			代表者	經理責任者
□	人 件 費	承 認 日				
☑	事 務 費	R7.6.11				

特記事項

NTT利用料5月分2,765円(税込)のところ、日割り計算で4/16~4/23分と5/1~5/15分を政務活動費から支払うもの

支出内容	令和7年5月分 会派控室電話料金(FAX回線分)		
積算根拠	☑請求書添付あり 電話料5月分2,765円(税込)のところ、4/16～4/23分と5/1～5/15分は政務活動費から支払い、4/24～4/30分は議員負担とする。 2,765円÷30日×23日＝2119.8円(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て)2,119円(4/16～23, 5/1～5/15)は政務活動費から支払い、差額分2,765円－2,119円＝646円(4/24～4/30)は議員負担とする。		
購入(依頼)業者	NTT西日本	取引規定	
		☑ 抵触なし	
請求金額	2, 119円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	2, 119円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

電話料金等領収証
(Receipt)

請求番号
9047467151170

お客様氏名
自由民主党 様

金額

2025年5月分
¥2,765

支払金額

251円

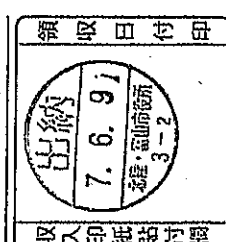
西日本電信電話株式会社

富山支店

お客さまからの

料金お問合せ先(無料)

0120-747488





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマジンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャープファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カクタイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	足利市4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金網振替	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経ラジオ社 購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キョウトウシステム 7月分	*764,908
13 07-06-23		*17,710	キョウトウシステム 7月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分入金	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカミ アキト	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分入金	*737	*771,917
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ 〇〇-〇〇
トリクター 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払いできる時間は、所定の
不効期限時間を超えてはなりません。

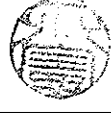
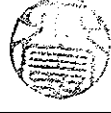
普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700049-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒ 調査研究費	会派承認欄				
☒ 研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	R7.6.18	  			
☒ 要請・陳情活動費	承認日				
☒ 会議費	R7.6.19				
☐ 資料作成費	特記事項				
☐ 資料購入費					
☐ 人件費					
☒ 事務費					
支出内容	不必要となった備用品を廃棄処分 ノートパソコン1台、パソコンソフト2台、裁断機1台、スキャナ1台、ルーター2台、 電子辞書2台、無線ラン1台、プロジェクター1台、紙折り機1台、拡声器2台 合計14台				
積算根拠	☒ 見積書等添付あり				
購入(依頼) 予定業者	富山市二口町3-2-16 株式会社 大用堂 代表取締役 田島 盛男			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	82,500円(税込)				

見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)

御見積書

見積日 2025年 6月 18日

見積No. 015410 (1/ 1)

お客様No. 41740 (01)

自由民主党（富山市議会） 御中

下記の通り、御見積いたします。何卒、御用命の程お願い申し上げます。

納入期日： 別途お打合せの上

納入場所： ご指定場所

支払方法： 従来通り

有效期限：

和イ家具・文具事務用品・OA機器・教育映像

株式会社 大用堂

代表取締役 田島 盛孝

干939-8211-13-2-16

TEL : 076-421-1128 FAX : 076-421-1129

御見積合計金額 ￥82,500 (税込)

責任者：

營業部 076-421-1128

担当者：

營業部 076-421-1128

[illegible]

備考

税率 ※印：特減税率対象

様式9

備品台帳

				備品番号	295
				会派名	自由民主党
品名	ノートパソコン、ACアダプター他				
規格・品質	ソニーSVT1112AJ				
購入価格	200,864円(税込み)				
購入年月日	平成24年 11月 9日				
	支出伝票・整理番号	240457			
購入先	東京都港区港南1-7-1 ソニーマーケティング株式会社 0120-55-1174				
耐用年数が経過する日	年数	4年	年月日	平成28年11月 8日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成24年11月9日	令和元年10月1日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年10月1日	令和3年4月28日
	専用		控室	令和3年5月31日	
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考	備品番号412 パソコンソフト(ATOK2015 for Windows) 内蔵、 備品番号416 ウイルスバスターソフトクラウド3年版 内蔵				
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	335
				会派名	自由民主党
品名	モバイルプロジェクター				
規格・品質	パナソニック L.F-P J525H				
購入価格	39,585円(税込み)				
購入年月日	平成25年 4月 15日				
	支出伝票 整理番号	250051			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成30年 4月 14日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成25年4月15日	平成 年 月 日
廃止年月日	平成 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					

※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式9

備品台帳

				備品番号	336
				会派名	自由民主党
品名	裁断器ディスクカッター				
規格・品質	DC-230 A3				
購入価格	14,790円(税込み)				
購入年月日	平成25年 4月16日				
	支出伝票 整理番号	250058			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成30年 4月15日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成25年4月16日	平成31年4月18日
廃止年月日	平成 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備 品 台 帳

				備品番号	349
				会派名	自由民主党
品 名	スキャナ				
規格・品質	I x 500				
購入価格	49,800円(税込み)				
購入年月日	平成 25 年 6 月 3 日				
	支出伝票 整理番号	250070			
購入先	富山県射水市大島町赤井 145-1 高橋電機商事株式会社 0766-52-6100				
耐用年数が経過する日	年数	5 年	年月日	平成 30 年 6 月 2 日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成 25 年 6 月 3 日	令和 3 年 10 月 6 日
	専用	事務員	控室	令和 3 年 10 月 6 日	
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考					
※ 1 件 20,000 円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

様式9

備品台帳

				備品番号	412
				会派名	自由民主党
品名	パソコンソフト				
規格・品質	ATOK2015 for Windows オールインワンパック				
購入価格	19,440円(税込み)				
購入年月日	平成27年2月5日				
	支出伝票 整理番号	260769			
購入先	東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー 株式会社 ジャストシステム TEL 0120-999-420				
耐用年数が経過する日	年数	4年	年月日	平成31年 2月4日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成27年2月5日	令和元年10月1日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年10月1日	令和3年4月28日
	専用	鋪田議員	控室	令和3年7月6日	※継続中
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考	備品番号 295 ノートパソコンに内蔵、ACアダプター他				
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備品台帳

				備品番号	416
				会派名	自由民主党
品名	ウイルスバスターソフトクラウド				
規格・品質	ウイルスバスタークラウド3年版				
購入価格	13,170円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月12日				
	支出伝票 整理番号	260796			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	3年	年月日	平成30年 3月11日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成27年3月12日	令和元年10月1日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年10月1日	令和3年4月28日
	専用	鋪田議員	控室	令和3年7月6日	※継続中
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考	備品番号295 ノートパソコンに内蔵、ACアダプター他				
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備 品 台 帳

				備品番号	418
				会派名	自由民主党
品 名	ギガアクセスルーター				
規格・品質	ヤマハ NVR500				
購入価格	43,200円(税込み)				
購入年月日	平成27年 2月27日				
	支出伝票 整理番号	260802			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和7年 2月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年2月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	419
				会派名	自由民主党
品名	無線LANアクセスポイント				
規格・品質	WAPS-APG600H				
購入価格	21,600円(税込み)				
購入年月日	平成27年 2月 27日				
	支出伝票 整理番号	260802			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和7年 2月 26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年2月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	422
				会派名	自由民主党
品名	電子辞書				
規格・品質	カシオXD-D6500				
購入価格	17,800円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月19日				
	支出伝票・整理番号	260816			
購入先	富山県富山市大町76 事務キチ 富山店 (株式会社つちや) TEL076-420-6001				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	令和2年 3月18日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手(方)	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	高田重信議員	自宅	平成27年3月19日	平成29年5月30日
	貸出	高田重信議員	自宅	平成29年5月30日	令和3年11月8日
	専用		控室	令和3年11月8日	
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					

※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備品台帳

				備品番号	429
				会派名	自由民主党
品名	ハンズフリーマイク拡声器				
規格・品質	なんずNZ-660-W				
購入価格	62,000円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月20日				
	支出伝票 整理番号	260840			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-428-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成32年 3月19日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成27年 3月20日	平成31年4月18日
廃止年月日	平成 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	441
				会派名	自由民主党
品名	無線ルーター				
規格・品質	WZR-1750DHP2				
購入価格	15,762円(税込み)				
購入年月日	平成27年 7月27日				
	支出伝票 整理番号	270221			
購入先	富山県富山市布瀬南1-7-4 100 満ボルト 富山店 TEL 076-492-8800				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和 7年 7月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年7月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式9

備品台帳

				備品番号	452
				会派名	自由民主党
品名	ワイヤレスマイク				
規格・品質	NANZU NZ-690-W				
購入価格	57,024円(税込み)				
購入年月日	平成28年 1月18日				
	支出伝票 整理番号	270614			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成33年 1月17日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成28年1月18日	平成29年1月4日
廃止年月日	平成 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備品台帳

				備品番号	457
				会派名	自由民主党
品名	電子辞書				
規格・品質	カシオXDK8700TB				
購入価格	39,895円(税込み)。				
購入年月日	平成28年 2月 27日				
	支出伝票 整理番号	270717			
購入先	富山県富山市婦中町速星 35-1 株式会社ヤマダ電機 テックランド富山婦中本店 076-466-0606				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月 日	令和3年2月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	貸出	有澤聡員	自宅	平成28年2月27日	令和3年4月8日
			控室	令和3年4月8日	
廃止年月日	令和 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備品台帳

				備品番号	462
				会派名	自由民主党
品名	紙折り機				
規格・品質	デュプロDF-755				
購入価格	140,000円(税込み)				
購入年月日	平成28年 3月17日				
	支出伝票 整理番号	270776			
購入先	富山県富山市豊田町2丁目12番8号 株式会社 フクール 代表取締役社長 福崎 秀樹 076-432-2559				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成33年 3月16日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	貸出	柞山議員	自宅	平成28年 3月17日	平成29年5月25日
	専用		控室	平成29年5月25日	平成 年 月 日
廃止年月日	平成 年 月 日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700049-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.6.25		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.25				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.26	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.6.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.6.27				
特 記 事 項						
支出内容 不必要となった備用品を廃棄処分 ノートパソコン1台、パソコンソフト2台、裁断機1台、スキャナ1台、ルーター2台、 電子辞書2台、無線ラン1台、プロジェクター1台、紙折り機1台、拡声器2台 合計14台						

様式 14

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納品書

納品日 2025年 6月 24日

伝票No. 037881 (1/2)

株式会社 大用堂

代表取締役 田島 盛男

〒939-8211 富山市二口町3-2-16

TEL: 076-421-1128 FAX: 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党 (富山市議会)

様

御発注 様 お客様No. 41740 ()

品名	数量	単価	金額	税率	
ノートパソコン他廃棄 リチウムイオンバッテリー処理込 No. 1, 2, 3	1 台	17,000.00	17,000	税抜 10.0%	税率※印: 軽減税率対象
スキャナー廃棄 No. 4	1 台	2,000.00	2,000	税抜 10.0%	
無線ルーター他廃棄 No. 5, 6, 7	3 台	2,000.00	6,000	税抜 10.0%	
プロジェクター廃棄 No. 8	1 台	5,000.00	5,000	税抜 10.0%	
その他廃棄 No. 9, 10, 11, 12, 13	5 台	2,000.00	10,000	税抜 10.0%	

請求書

請求日 2025年 6月 24日

伝票No. 037881 (1/2)

株式会社 大用堂

代表取締役 田島 盛男

〒939-8211 富山市二口町3-2-16

TEL: 076-421-1128 FAX: 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党 (富山市議会)

様

御発注 様 お客様No. 41740 ()

北陸銀行 越前町支店 (当座) 2601780

ゆうちょ銀行 記号13260 番号11860921

品名	数量	単価	金額	税率	
ノートパソコン他廃棄 リチウムイオンバッテリー処理込 No. 1, 2, 3	1 台	17,000.00	17,000	税抜 10.0%	発行責任者 田島 盛男 経理部 076-421-1128 担当者 田島 盛男 営業部 076-421-1128
スキャナー廃棄 No. 4	1 台	2,000.00	2,000	税抜 10.0%	
無線ルーター他廃棄 No. 5, 6, 7	3 台	2,000.00	6,000	税抜 10.0%	
プロジェクター廃棄 No. 8	1 台	5,000.00	5,000	税抜 10.0%	
その他廃棄 No. 9, 10, 11, 12, 13	5 台	2,000.00	10,000	税抜 10.0%	
					税率※印: 軽減税率対象

様式 14

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納品書

納品日 2025年 6月24日

伝票No. 037881 (2 / 2)

株式会社 大 用 堂

代表取締役 田島 盛男

〒939-8211 富山市二口町3-2-16

TEL : 076-421-1128 FAX : 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党（富山市議会）

様

御発注 様 お客様No. 41740 ()

品 名		数 量	単 価		金 額	税 率	
紙折り機廃棄 No.14		1 台	35,000.00		35,000	税抜 10.0%	
			</				

請 求 書

請求日 2025年 6月24日

伝票No. 037881 (2 / 2)

株式会社 大 通 堂

代表取締役 岡島 盛男

〒939-8211 福井県福井市三町丁3-2-16

TEL : 076-421-1128 FAX : 076-421-1129

930-8510 富山市新桜町 7-38
富山市役所内 6F

自由民主党（富山市議会）

様

御発注 様 お客様No. 41740 ()

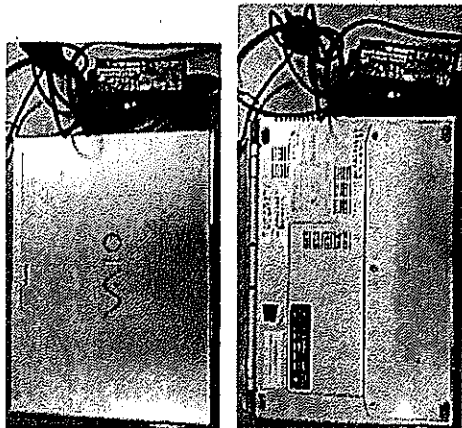
品名	数量	単価	金額	税率	
紙折り機廃棄 No. 14	1 台	35,000.00	35,000	税抜 10.0%	発行責任者 経理部 076-421-1128
					担当者 営業部 076-421-1128
税率 10.0	課税対象額 ¥75,000	消費税等 ¥7,500	合 計	75,000	消費税
				7,500	税込合計
					82,500

自由民主党(富山市議会)様 OA機器廃棄一覧

No.	備品台帳	品名	品番	摘要
1	412	パソコンソフト	ATOK2015forWindows オールインワンパック	政務活動費
2	416	ウイルス対策ソフト	ウイルスバスタークラウド3年	
3	295	ノートパソコン、ACアダプター他	ソニー SVT1112AJ	
4	349	スキャナー	PFU Scan Snap IX500	
5	418	ブロードバンドVoIPレター	YAMAHA NVR500	
6	419	無線LANアクセスポイント	バッファロー WAPS-APG600H	
7	441	無線Wi-Fiレター	バッファロー WZR-1750DHP2	
8	335	モバイルプロジェクター	パナソニック LF-PJ525H	
9	422	電子辞書	カシオ XD-D6500	
10	457	電子辞書	カシオ XD-K8700TB	
11	429	手ぶら拡声器	南豆無線電機 NZ-660-W	
12	452	手ぶら拡声器	南豆無線電機 NZ-690-W	
13	336	裁断機 ディスクカッター	カール事務器 DC-230	
14	462	紙折り機	デュプロ DF-755	

No.1、No.2、No.3

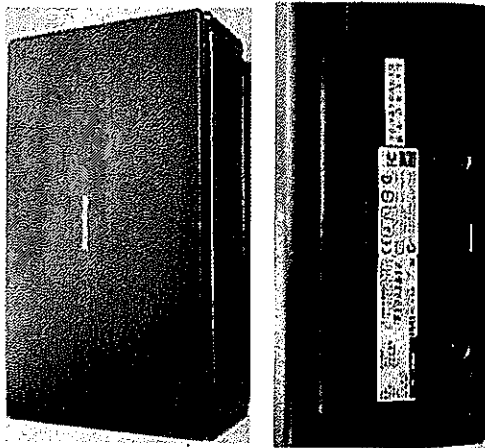
ソニー ノートパソコン
SVT1112AJほか



備品台帳：412、416、295

No.4

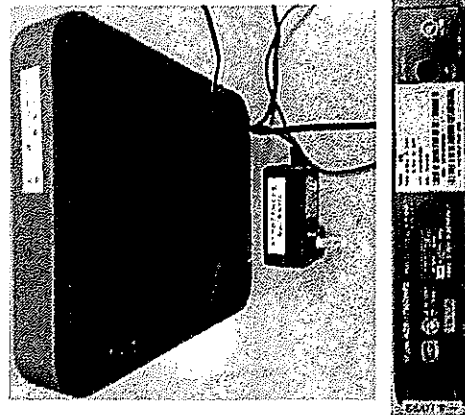
PFU スキャナー IX500



備品台帳：349

No.7

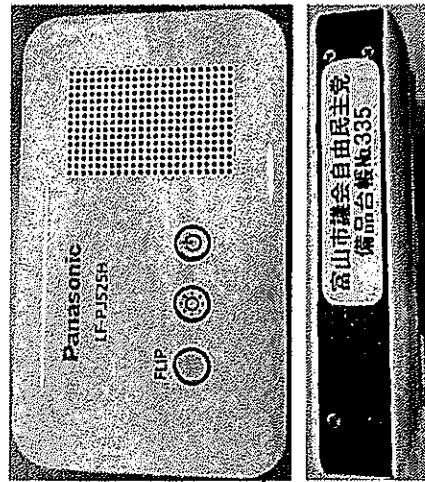
バッファロー 無線Wi-Fiルーター
WZR-1750DHP2



備品台帳：441

No.8

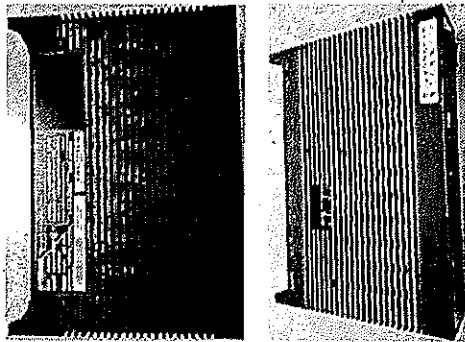
パナソニック モバイルプロジェクター
LF-PJ525H



備品台帳：335

No.5

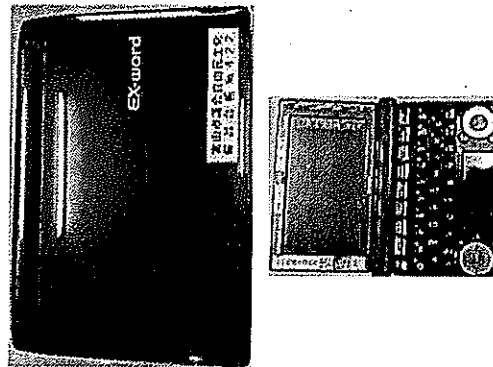
YAMAHA プロードボンド VoIPルーター
NVR500



備品台帳：418

No.9

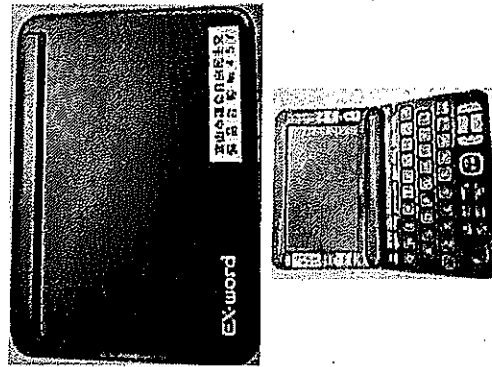
カシオ 電子辞書 XD-D6500



備品台帳：422

No.10

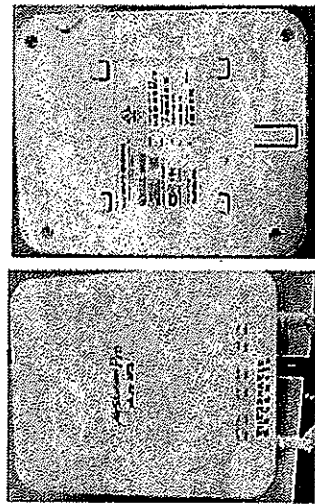
カシオ 電子辞書 XD-K8700



備品台帳：457

No.6

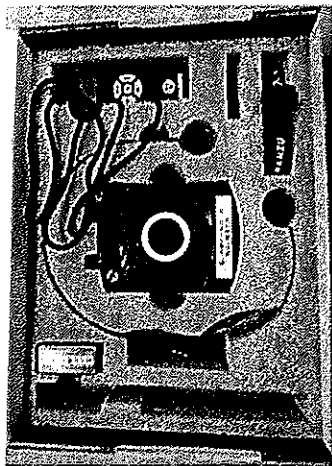
バッファロー 無線LAN7ヶ所が、イント
WAPS-APG600H



備品台帳：419

No.11

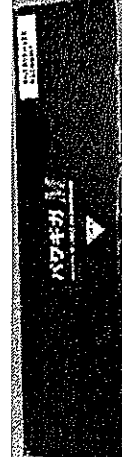
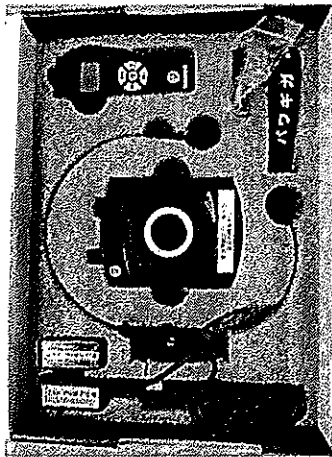
南豆無線電機 手ぶら拡声器
NZ-660-W



備品台帳：429

No.12

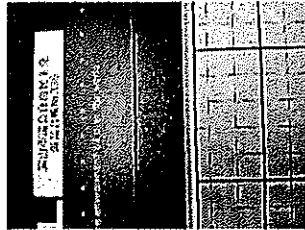
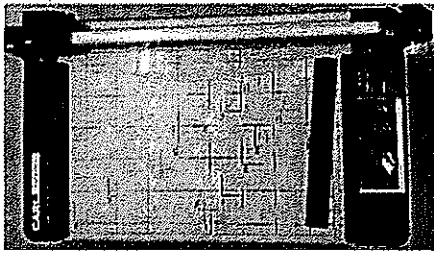
南豆無線電機 手ぶら拡声器
NZ-690-W



備品台帳：452

No.13

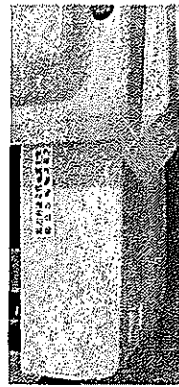
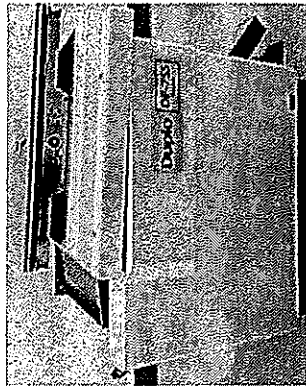
カール事務器 裁断機 DC-230



備品台帳：336

No.14

デュプロ 紙折り機 DF-755



備品台帳：462

令和7年6月24日

株式会社 大用堂 御中

 **KIMURA CO., LTD.**
木村産業株式会社
(代表取締役) 木村 一夫
〒939-3552 富山市水橋肘崎592-1
TEL:076-479-2275 / FAX:076-479-2276

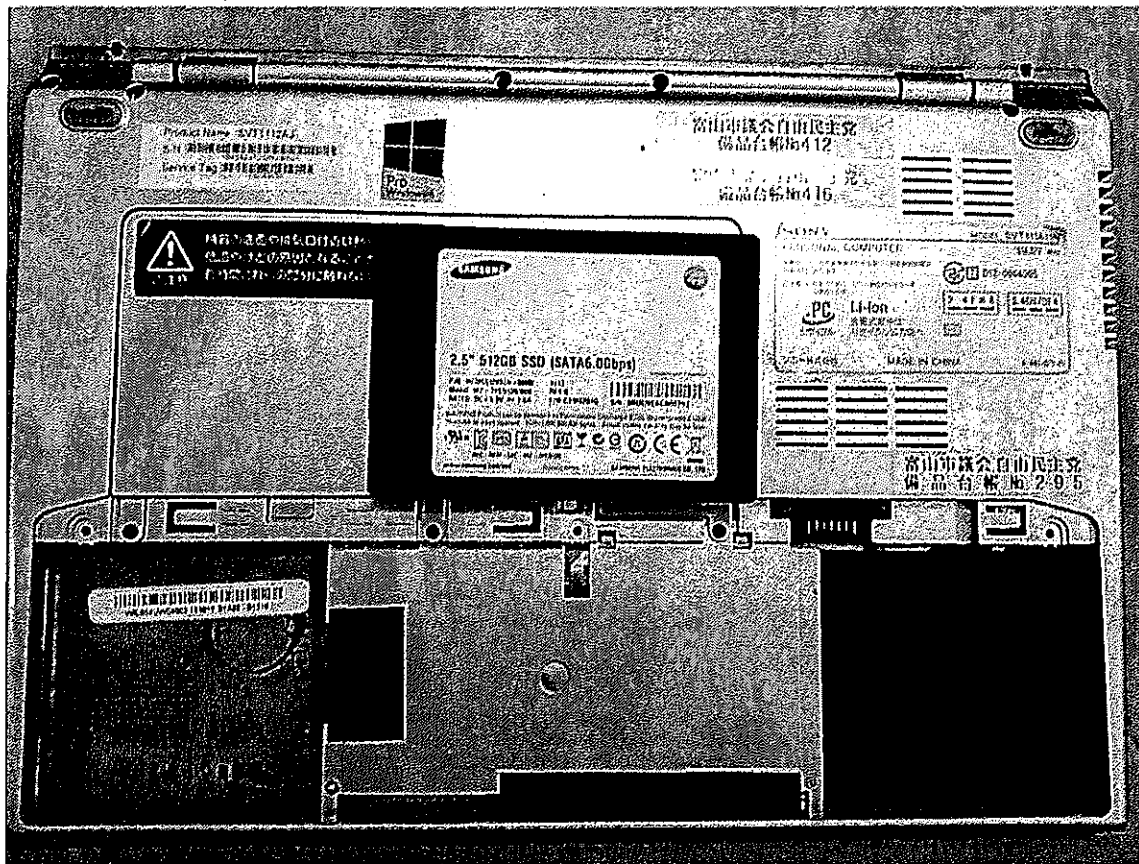
破壊処理証明書

令和7年6月18日受入の産業廃棄物について下記の通り処理を完了したことを証明する。

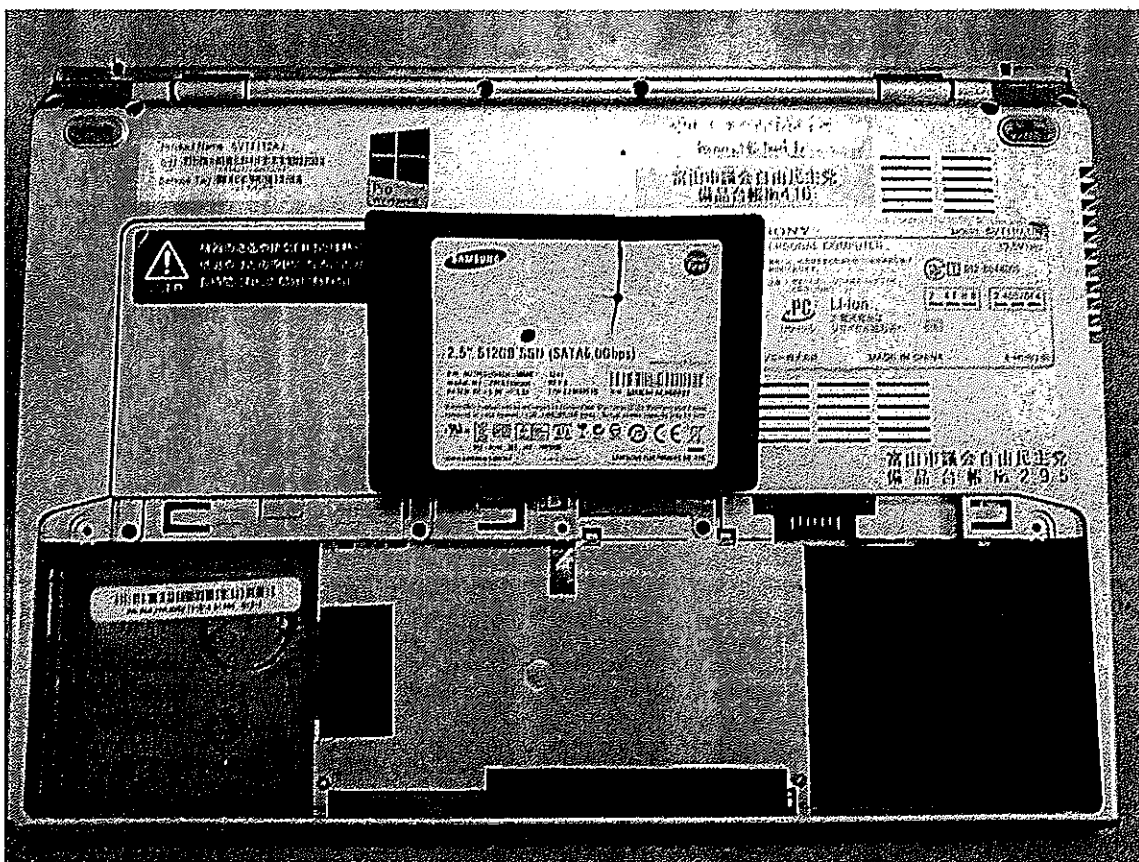
排出者	株式会社 大用堂 (自由民主党(富山市議会) 様分)
排出地	富山県富山市新桜町7番38号 自由民主党(富山市議会)
運搬受託者	株式会社 大用堂 (自社運搬)
処分受託者	木村産業株式会社
対象廃棄物	混合廃棄物 (ノートパソコン×1台)
中間処理日	令和7年6月19日
中間処理方法	破碎選別処理 (木村産業株式会社)
最終処分完了日	令和7年6月23日
最終処分方法	埋立処分 (株式会社アイザック・オール)

破壊要領については、別紙画像(8頁)の通り。

以上



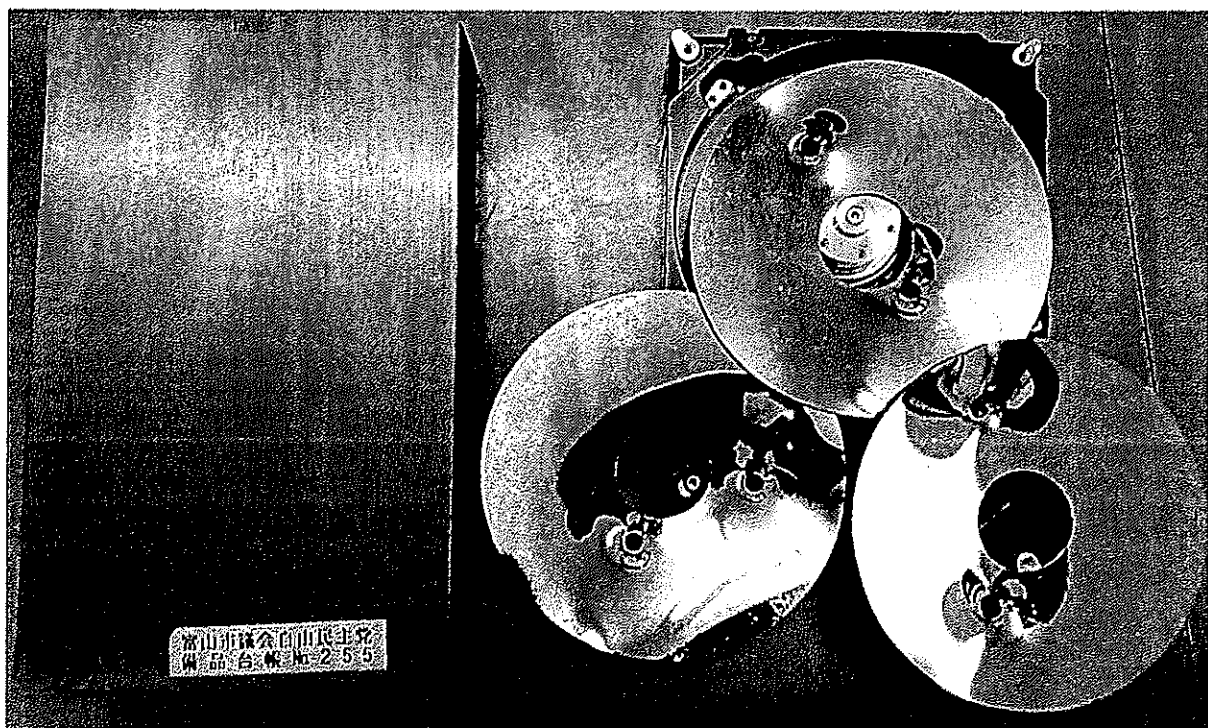
ソニー ノートパソコン SVT1112AJ SSD破壊前



ソニー ノートパソコン SVT1112AJ SSD破壊後



LaCie 外付けHDD LCH-MN2TU3S HDD破壊前



LaCie 外付けHDD LCH-MN2TU3S HDD破壊後

備品台帳

				備品番号	295
				会派名	自由民主党
品名	ノートパソコン、ACアダプター他				
規格・品質	ソニー S V T 1112 A J				
購入価格	200,864円(税込み)				
購入年月日	平成 24 年 11 月 9 日				
	支出伝票 整理番号	240457			
購入先	東京都港区港南 1-7-1 ソニーマーケティング株式会社 0120-55-1174				
耐用年数が経過する日	年数	4 年	年月 日	平成 28 年 11 月 8 日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成 24 年 11 月 9 日	令和元年 10 月 1 日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年 10 月 1 日	令和 3 年 4 月 28 日
	専用		控室	令和 3 年 5 月 31 日	
廃止年月日	令和 7 年 6 月 23 日			廃止 理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考	備品番号 412 パソコンソフト(ATOK2015 for Windows) 内蔵、 備品番号 416 ウイルスバスターソフトクラウド 3 年版 内蔵				
※ 1 件 20,000 円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。 ※ 破壊処理証明書有り					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	385
				会派名	自由民主党
品 名	モバイルプロジェクター				
規格・品質	パナソニック L F - P J 525 H				
購入価格	39,585円(税込み)				
購入年月日	平成 25 年 4 月 15 日				
	支出伝票 整理番号	250051			
購入先	富山市新根塚町三丁目 6 番地 5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5 年	年月日	平成 30 年 4 月 14 日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成 25 年 4 月 15 日	平成 31 年 4 月 18 日
廃止年月日	平成 7 年 6 月 23 日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考					
※ 1 件 20,000 円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	336
				会派名	自由民主党
品名	裁断器ディスクカッター				
規格・品質	DC-230 A3				
購入価格	14,790円(税込み)				
購入年月日	平成25年 4月16日				
	支出伝票 整理番号	250058			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成30年 4月15日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成25年4月16日	平成31年4月18日
廃止年月日	平成7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式9

備品台帳

				備品番号	349
				会派名	自由民主党
品名	スキャナ				
規格・品質	I x 500				
購入価格	49,800円(税込み)				
購入年月日	平成25年 6月 3日				
	支出伝票 整理番号	250070			
購入先	富山県射水市大島町赤井145-1 高橋電機商事株式会社 0766-52-6100				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成 30年 6月 2日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成25年6月3日	令和3年10月6日
	専用	事務員	控室	令和3年10月6日	
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

様式 9

備品台帳

				備品番号	412
				会派名	自由民主党
品 名	パソコンソフト				
規格・品質	ATOK2015 for Windows オールインワンパック				
購入価格	19,440円(税込み)				
購入年月日	平成 27 年 2 月 5 日				
	支出伝票 整理番号	260769			
購入先	東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー 株式会社 ジャストシステム TEL 0120-999-420				
耐用年数が経過する日	年数	4 年	年月日	平成 31 年 2 月 4 日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成 27 年 2 月 5 日	令和元年 10 月 1 日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年 10 月 1 日	令和 3 年 4 月 28 日
	-専用	鋪田議員	控室	令和 3 年 7 月 6 日	※継続中
廃止年月日	令和 7 年 6 月 23 日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考	備品番号 295 ノートパソコンに内蔵、AC アダプター他				
※ 1 件 20,000 円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	416
				会派名	自由民主党
品 名	ウイルスバスターソフトクラウド				
規格・品質	ウイルスバスタークラウド3年版				
購入価格	13,170円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月12日				
	支出伝票 整理番号	260796			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	3年	年月日	平成30年 3月11日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成27年3月12日	令和元年10月1日
	専用	村上議員	自民ク	令和元年10月1日	令和3年4月28日
	専用	鮎田議員	控室	令和3年7月6日	※継続中
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考	備品番号 295 ノートパソコンに内蔵、ACアダプター他				
※ 1件 20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	418
				会派名	自由民主党
品 名	ギガアクセスルーター				
規格・品質	ヤマハ NVR500				
購入価格	43,200円(税込み)				
購入年月日	平成27年 2月27日				
	支出伝票 整理番号	260802			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和7年 2月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年2月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	419
				会派名	自由民主党
品名	無線LANアクセスポイント				
規格・品質	WAPS-APG600H				
購入価格	21,600円(税込み)				
購入年月日	平成27年 2月 27日				
	支出伝票 整理番号	260802			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和7年 2月 26日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年2月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	422
				会派名	自由民主党
品名	電子辞書				
規格・品質	カシオXD-D6500				
購入価格	17,800円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月19日				
	支出伝票 整理番号	260816			
購入先	富山県富山市大町76 事務キチ 富山店 (株式会社つちや) TEL076-420-6001				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	令和2年 3月18日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手(方)	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	高田重信議員	自宅	平成27年3月19日	平成29年5月30日
	貸出	高田重信議員	自宅	平成29年5月30日	令和3年11月8日
	専用		控室	令和3年11月8日	
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					

※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	429
				会派名	自由民主党
品名	ハンズフリーマイク拡声器				
規格・品質	なんずNZ-660-W				
購入価格	62,000円(税込み)				
購入年月日	平成27年 3月20日				
	支出伝票 整理番号	260840			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成32年 3月19日	
使用履歴 会派室内での専用利用又は会派控室以外への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成27年 3月20日	平成31年4月18日
廃止年月日	平成7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	441
				会派名	自由民主党
品名	無線ルーター				
規格・品質	WZ R-1750DHP2				
購入価格	15,762円(税込み)				
購入年月日	平成27年 7月27日				
	支出伝票 整理番号	270221			
購入先	富山県富山市布瀬南1-7-4 100 満ボルト 富山店 TEL 076-492-8800				
耐用年数が経過する日	年数	10年	年月日	令和 7年 7月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用		控室	平成27年7月27日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☐ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☒ その他(説明資料を添付)
備考	現在使用せず、劣化が激しいため廃止するもの。				
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備品台帳

				備品番号	452
				会派名	自由民主党
品名	ワイヤレスマイク				
規格・品質	NANZU NZ-690-W				
購入価格	57,024円(税込み)				
購入年月日	平成28年 1月18日				
	支出伝票 整理番号	270614			
購入先	富山市新根塚町三丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩 TEL076-423-0238				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	平成33年 1月17日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	専用	村上議員	控室	平成28年1月18日	平成29年1月4日
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					

※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

様式 9

備 品 台 帳

				備品番号	457
				会派名	自由民主党
品 名	電子辞書				
規格・品質	カシオXDK8700TB				
購入価格	39,895円(税込み)。				
購入年月日	平成28年 2月 27日				
	支出伝票 整理番号	270717			
購入先	富山県富山市婦中町速星 35-1 株式会社ヤマダ電機 テックランド富山婦中本店 076-466-0606				
耐用年数が経過する日	年数	5 年	年月日	令和3年2月26日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	貸出	有澤議員	自宅	平成28年2月27日	令和3年4月8日
			控室	令和3年4月8日	
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備 考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

「使用履歴」欄については、別紙「貸出簿」等を作成しても可とします。

備品台帳

				備品番号	462
				会派名	自由民主党
品名	紙折り機				
規格・品質	デュプロDF-755				
購入価格	140,000円(税込み)				
購入年月日	平成28年 3月17日				
	支出伝票 整理番号	270776			
購入先	富山県富山市豊田町2丁目12番8号 株式会社 フクール 代表取締役社長 福崎 秀樹 076-432-2559				
耐用年数が経過する日	年数	5年	年月日	令和3年3月16日	
使用履歴 会派室内での 専用利用又は 会派控室以外 への貸出し時	事由	相手方	場所	開始日/貸出日	終了日/返却日
	貸出	柞山議員	自宅	平成28年 3月17日	平成29年5月25日
	専用		控室	平成29年5月25日	令和 年 月 日
廃止年月日	令和7年6月23日			廃止理由	☒ 耐用年数経過 ☐ 故障(説明資料を添付) ☐ その他(説明資料を添付)
備考					
※ 1件20,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する。					

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0040612	07-06-26	
銀行番号	振込店番号	科目・口座番号	振込額
0144	0191	8502***00000	191
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用の残高 (前普通預金含む)	お取引金額	
11:04	¥440円	¥82,500円	
おつり	お取引後の残高		
	¥688,977円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000001北陸銀行
越前町支店
当座 2601780
カ)タイウトウ 様

リョウミンリョウトウ 様

電話番号 076-443-2152

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0040612	07-06-26	
銀行番号	振込店番号	科目・口座番号	振込額
0144	0191	8502***00000	191
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用の残高 (前普通預金含む)	お取引金額	
11:04	¥440円	¥82,500円	
おつり	お取引後の残高		
	¥688,977円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000001北陸銀行
越前町支店
当座 2601780
カ)タイウトウ 様

リョウミンリョウトウ 様

電話番号 076-443-2152

裏面もあわせてご覧ください。

※キャッシュカードサービス利用控が感熱紙の為、コピーを添付



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマソンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウト"ウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回戻	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度新築保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経カ-カ-ル電話料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウト"ウシステム 北-機	*764,908
11-7.6月分				
13 07-06-23		*17,710	キヨウト"ウシステム	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分 入金	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカミ アキト	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分 入金	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カ)タイウト"ウ 備品 入金	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコ	*688,977
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

- 通帳の記載のあるお取引のときは年月日欄に々と表示します。
- 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

クレンー ○○-○○

トリクテー ○○-○○

お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の
不渡期限の満期日となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700033-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1	  		
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容		インターネット使用料(令和7年6月～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 27日(金融機関休業日は翌営業日)			
積算根拠		☐ 見積書等添付あり 光ネット (基本)光ハイパー1G 6,600円(税込) 契約書添付			
購入(依頼)予定業者		富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階 (株)ケーブルテレビ富山		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		66,000円(令和7年6月～令和8年3月分)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

■株式会社ケーブルテレビ富山 光ネット料金表

・表記説明

- (1) 付記事項なき料金は、1台(単位)あたりの月額利用料です。
 (2) 料金はすべて税込みです。

1. 基本料金

(1) 戸建

注釈	サービス種類 (コース)	最大速度(bps)		料金
		上り	下り	
	光ウルトラ10G	10G	10G	7,678円
	光ハイパー1G	1G	1G	6,600円
※1	光ハイパー1G (2年定期契約)	1G	1G	4,950円
	光エクセレント300	300M	300M	6,050円

(2) 集合住宅

サービス種類 (コース)	最大速度(bps)		料金
	上り	下り	
光マンション10G	10G	10G	4,950円
光マンション1G	1G	1G	3,850円

(新規受付終了)

光エントリー100	100M	100M	4,950円
光ベーシック2	0.3M	2M	3,850円
光マンション300M ※2	300M	300M	3,630円

※1 契約解除料は4,950円です。

※2 R-FeG方式で接続する集合住宅(集合住宅の加入者で共用)の場合、通信の上り最大速度は30Mbpsとなります。光マンションからの名称変更です。

2. 付加機能(オプション)料金

付加機能	条件	料金
安心セキュリティ	3台まで	220円
フィルタリング		157円
無線ルーター(※1)	1台のみ	330円
10G無線ルーター	1台のみ	660円
メッシュWi-Fi(※2)	2台のみ	440円
10GメッシュWi-Fi	2台のみ	1,320円
メールアドレス追加	1アドレス追加	264円
IPアドレス追加(※3)	1つ	1,100円
固定IPアドレス(※3,4,5,6)	グローバルIPアドレス1つ	3,300円
有線・無線LANの インターネット接続設定 6台目以降	1台あたり	1,430円
メールアドレスの 追加設定	1アドレスあたり	1,430円

(新規・変更受付終了)

ホームページ	非商用利用	無料
	商用利用	1,650円
ホームページ容量追加	100MB毎	1,100円

※1 R-FeG方式で接続する集合住宅の場合は、無線モデムを提供いたします。

※2 C+STB2をご利用の場合、110円追加にてご契約いただけます。なお、R-FeG方式の集合住宅では、ご契約いただくことができません。

※3 法人・団体のみに提供します。

※4 固定IPアドレスのご指定はできません。また、事前に固定IPアドレスを割り当てて機器の固有情報(MACアドレス等)を当社までご提示いただく必要があります。機器を交換される場合も同様となります。

※5 当社設備の入れ替えに伴い、提供する固定IPアドレスが変更となる場合がございます。固定IPアドレスの変更等に伴い発生する契約者所有の機器の設定変更等の費用は、契約者のご負担となります。

※6 R-FeG方式で接続する集合住宅の場合はご契約いただくことができません。

3. 手数料

(1) 事務処理に関する手数料

項目	料金	内容
変更手数料	1,100円	工事完了後にメールアドレスの変更・廃止をされる場合に必要です。

(2) 書面発行に関する手数料

項目	料金	料金
請求書発行手数料	110円	請求書、利用明細などの発行、郵送が対象となり、1通あたりの料金です。
インボイス発行手数料	220円	A4用紙20枚以下
	385円	A4用紙21枚以上

4. 料金割引表

(1) 基本料金のセット割引

当社との契約に応じて、以下の種類の割引がありますが、複数の割引を併用することはできません。

A. セット割引

当社の他の光サービスの契約内容に応じて適用されます。なお、以下の「C+STB2専用セット割引」「け〜ぶる〜む割引」が適用される場合、本割引は適用されません。

光ネット契約	光テレビ契約	光デジタ契約	光ネットのセット割引額
光ウルトラ10G 光ハイパー1G 光エクセレント300	光プレミアム 光スタンダード	有	▲1,540円
	光コミュニティ	ケーブルプラス電話	▲1,463円
		ケーブルライン	▲1,419円
	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ	無	▲1,100円
光エントリー100 光ベーシック2	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ	有・無問わず適用	▲550円
光ウルトラ10G 光ハイパー1G 光エクセレント300 光エントリー100	光ライト		
光マンション10G 光マンション1G 光マンション300M	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ		
光ハイパー1G (2年定期契約)	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ		

B. C+STB2専用セット割引

光テレビコースの付加機能(オプション)「C+STB2(4Kスマート・4Kスマートプラス)」を選択された場合のみ適用されます。

光ネット契約	光テレビ契約	光デジタ契約	光ネットのセット割引額
光ハイパー1G 光エクセレント300	光プレミアム 光スタンダード	有・無 問わず適用	▲1,100円
光マンション300M			▲550円

C. け〜ぶる〜む割引

集合住宅の所有者契約がけ〜ぶる〜む「全戸光ネット割引」コースの場合に適用されます。

(C+STB2専用セット割引は適用されません。)

集合住宅の け〜ぶる〜むコース	サービス種類 (コース)	割引額
け〜ぶる〜む全戸光ネット割引	光マンション300M	▲880円

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700033-2	
				会派名		自由民主党	
				議員名			
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄			
☒	研修費	R7.6.19		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広報広聴費	承認日					
☒	要請・陳情活動費	R7.6.19					
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.27	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告			
☐	資料購入費	R7.6.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人件費	承認日					
☒	事務費	R7.6.27					
特記事項							
支出内容		インターネット使用料(令和7年6月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 27日(金融機関休業日は翌営業日)					
積算根拠		□請求書等添付あり 光ネット (基本)光ハイパー1G 6,600円(税込)					
購入(依頼)業者		富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階 (株)ケーブルテレビ富山				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		6,600円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額		6,600円					
領収書等资料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

〒930-8510

富山県富山市新桜町7番38号

自由民主党控室

自由民主党 御中

お客様No. 179932

登録番号

〒1230001000850

請求書発行番号

202506000191123001

発行日

2025年06月14日

株式会社ケーブルテレビ富山

〒930-0004

富山県富山市桜橋通り3番1号

富山電気ビル新館3F

フリースイッチ: 0120-493-530

一般電話: 076-444-5555

請求明細書（仕入税額控除用）

いつも当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

インボイス（適格請求書）にご利用いただける明細書となります。

今後とも、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

繰越金額 0円

当月金額 6,600円

合計金額 6,600円

2025年06月 ご請求分

■インボイス対象請求

インボイス対象の請求項目となります。

請求内容	金額	税率	備考
割/F:新N[0]	-880円	10%	
F:ネット標準工事	880円	10%	
光ハイパ-1G	6,600円	10%	月払い 2025年6月分
10%対象税込計(内税)、消費税額	6,600円	600円	
合計	6,600円	600円	

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号
自由民主党控室

2025/5/12

ご契約内容のお知らせです。必ずお読みください。

自由民主党 様

お客様番号:179932

【契約事業者】

株式会社ケーブルテレビ富山

富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階

お客様相談窓口:0120-493-530

【電話受付時間】9:00～17:00

(上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送)

ご契約の内容

※電気通信事業法 第26条提供条件の説明に基づき、施行規則第22条の2の3第1項 基本説明事項を記載しております。

この度は当社サービスをお申しいただき誠にありがとうございます。

ご契約の内容につきまして、書面を送付させていただきます。お申込内容の変更やご不明な点がございましたら、当社のお客様相談窓口までお気軽にお問合せください。

今後とも、当社サービスを末永くご利用いただきますよう心よりお願い申し上げます。

ご契約者情報	お客様番号	179932
	お申込日	2025/05/12
	ご契約名義	自由民主党 様
	ご住所	富山県富山市新桜町7番38号 自由民主党控室

お申込サービス情報 ※サービス内容の詳細については 別紙をご参照ください。	光テレビ	【なし】
	光ネット	<基本> 光ハイパー1G
	光デジワ	【なし】
	ミタスト安心サポート	【なし】

ご利用料金 ※記載の金額は税込です。 ※各サービスの詳細は別紙をご参照ください。	光ネット(お支払方法:口座引落)		
	基本	光ハイパ-1G	6,600円
			合計 6,600円
	・当社のインターネットサービスはベストエフォート方式です。速度は技術的な最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合があります。 ・一定時間内に当社所定の基準を超える通信量が断続的に発生した場合、通信量や速度を制限する場合があります。 ・メールアドレスの変更・削除には変更手数料(1,100円)がかかります。		

料金の支払い時期・支払い方法	口座引落	毎月27日 (金融機関休業日は翌営業日)
----------------	------	-------------------------

初期費用 ※記載の金額は税込です。	工事費	
	(F)インターネット標準工事	21,120円
	[割引](F)インターネット標準工事	-21,120円
合計		0円
キャンペーンにてお申込みいただいた場合の標準工事費は、当社指定の分割支払いとなります。各サービス利用中は、分割支払いと相当額を当社指定回数割引いたします。 割引中に途中解約または休止された場合、割引は継続されません。 光テレビのみのお申込みは光プレミアムコース・光スタンダードコースが標準工事費割引特典の対象となり、課金開始月から12ヶ月はコースのダウングレードができません。 初期解除制度を利用される場合は、工事費キャンペーン割引適用外となります。 追加で下記オプション費用がかかる場合がございます。 ・2分配器新設 2,200円/個・4分配器新設 3,960円/個 ・6分配器新設 6,050円/個・8分配器新設 9,240円/個 ・6分配器取替(4分配→6分配) 2,200円/個・8分配器取替(4分配→8分配) 5,500円/個 ・同軸ケーブル敷設(1回線追加)20mまで 4,180円・同軸ケーブル敷設 220円(3m以上1m毎) ・HDMIケーブル1.5m 1,980円/本 ・LANケーブル1.5m 550円/本・LANケーブル敷設 220円(1.5m以上1m毎) ・BS分波器取付 1,980円/台 ・宅内配線撤去工事 4,290円/1ヶ所 ・アンテナ撤去(産廃処理含まず) 6,490円		

契約変更・解約の条件等 (光テレビ・光ネット・光デジワ)	共通	解約工事費(税込)
		・初回課金月から24ヶ月を経過した場合、解約工事費はかかりません。 ・24ヶ月以内に解約される場合の解約工事費は、初回課金月から起算してご利用いただいた月数を24ヶ月から差し引いた残月数に次の単価をかけた料金となります。 1台目:330円/台、2台目以降:192.5円/台 ※解約工事費に端数が発生した場合は切捨てとなります。 ※解約工事費は、機器毎のご請求となります。2台目以降の解約工事費は同時解約の場合のみとなります。
		【標準工事費割引特典】 ・標準工事費分割支払いの途中で解約された場合、最終請求月に残額を一括請求いたします。また、分割支払いで途中休止された場合、分割支払いで継続請求いたします。 ・各サービス利用中は、分割支払いと相当額を当社指定回数割引いたします。割引中に途中解約または休止された場合、割引は継続されません。

契約変更・解約の連絡先及び方法	株式会社ケーブルテレビ富山 お客様相談窓口 【電話受付時間】9:00~17:00 (上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送) ウェブページ: https://ctt.ne.jp/ メールアドレス: info@ctt.ne.jp
-----------------	--

サービス提供開始の予定時期	工事が完了次第、ご利用いただけます。工事日については別途ご案内させていただきます。 変更後コースの新しいチャンネルをご視聴いただく際は、機械が信号を受信する必要があるため、30分程新しいチャンネルに合わせてご視聴できるまでお待ちください。
---------------	--

初期契約解除制度の案内

本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

1. 初期契約解除制度とは、本書面が到着後から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行なうことができる制度です。この効力は下記の書面を発した時発生します。

2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。

3. 当社の初期契約解除制度の説明が不実あるいは不十分であったり、交付書面に初期解除制度の記載が無かったことにより、お客様が工事完了から8日以内に契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

4. 本件についてのお問合せ先・書面送付先

〒930-0004

富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階

株式会社ケーブルテレビ富山

お客様相談窓口

(電話番号:0120-493-530)

☐	☐	☐	☐	☐	☐
株式会社ケーブルテレビ富山 行					
富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階					
〒住所 ご契約者名(フリガナ) お電話番号					

契約書交付日	〇〇〇〇年〇月〇日
①販売店	
②販売代理店	
③電話番号	
④電気通信役務名	
⑤契約金額	〇〇円
右記契約を解除します。	

電気通信事業者の連絡先

株式会社ケーブルテレビ富山

お客様相談窓口:0120-493-530

【電話受付時間】9:00~17:00

(上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送)

ウェブページ: <https://ctt.ne.jp/>



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	残し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマソンマン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ-タイヨウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経テレカ-ド購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウトウシステム 北-機	*764,908

13 07-06-23		*17,710	キヨウトウシステム 北-機	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分戻入	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	カ-ミ アット	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分戻入	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カ-タイヨウトウ 備品廃止	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコミ	*688,977
20 07-06-27		*6,600	CATVトマソンマン 6月分	*682,377
21 07-06-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 6月分	*678,577
22 07-06-27		*12,100	ダイイチレンタ-ル シ-レッタ- 5月分	*666,477
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タ-ケ-ン ○○-○○
 ト-リタ-テ- ○○-○○

お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 不遇日時はお断りとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700035-2																					
				会派名	自由民主党																					
				議員名																						
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄																						
☐	研修費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)																				
☐	広報広聴費	承認日																								
☐	要請・陳情活動費	R7.6.2																								
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.27																					
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告																						
☒	資料購入費	R7.6.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)																				
☐	人件費	承認日																								
☐	事務費	R7.6.27																								
特記事項																										
整理番号0700022-1で事前審査承認済																										
支出内容		読売新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年6月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)																								
積算根拠		☐ 納品書等添付あり 朝刊のみ 読売新聞 1ヶ月 3,800円 (税込)																								
購入(依頼)業者		富山市弥生町2-1-2 読売センター富山中央 (株)太田新聞店				取引規定 ☒ 抵触なし																				
請求金額		3,800円																								
振込手数料		金融機関名 北陸銀行																								
政務活動費支出額		3,800円																								
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																										
領収書 区域016 全戸0013 お問合せNo 01755 登録番号 T5030001063708 お名前 富山市議会 自由民主党 様 富山市新桜町7 東6F 市議会 7年 6月分 振替 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>読売新聞朝刊 ※</td> <td>1</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> ※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 3,800円消費税 281円) 領収日 R7年 6月 27日 (株)太田新聞店 富山市弥生町2-1-2 ☎076-433-2315 領収印 ※領収書に記した内容が正しいことを確認してください							銘	柄	部数	金額	1	読売新聞朝刊 ※	1	3,800	2				3				合計			3,800円
銘	柄	部数	金額																							
1	読売新聞朝刊 ※	1	3,800																							
2																										
3																										
合計			3,800円																							



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマシンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャープファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	新築費給付 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経テレカール増設料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウトウシステム 7月分	*764,908
13 07-06-23		*17,710	キヨウトウシステム 11-7.6月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分返入	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカミ アト	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分返入	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カ)タイウトウ 備品廃止	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコミ	*688,977
20 07-06-27		*6,600	CATVトマ インターネット 6月分	*682,377
21 07-06-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 6月分	*678,577
22 07-06-27		*12,100	ダイイチレンタール ショールーム 5月分	*666,477
23				
24				

(お知らせ)

- 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
- 振替預金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

 クレジット 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
不渡日を除く日となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700030-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名			
☒	調査研究費	会派承認欄			
☒	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	R7.5.1			
☒	要請・陳情活動費	承認日			
☒	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費	見積書に返却時の運搬費が記載されているが、令和7年度において返却予定が無い為、支出予定額に入れない。			
☐	人件費				
☒	事務費				
支出内容	シュレッダー賃借料 自由民主党控室 (令和7年5月～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 翌月27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠	☒ 見積書等添付あり リース料 11,000円 /月 消費税 1,100円 /月 合計 12,100円 /月 契約書添付				
購入(依頼)予定業者	富山県富山市婦中町萩島2967-8 第一レンタル株式会社 富山センター 代表取締役 釋永 朋也			取引規定 ☒ 抵触なし	
支出予定金額	133,100円(令和7年5月～令和8年3月11ヶ月分)				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700030-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.6.6		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日				
☒	要請・陳情活動費	R7.6.9				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.27	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人件費	承認日				
☒	事務費	R7.6.27				
特記事項						
支出内容		シュレッダー賃借料 自由民主党控室 (令和7年5月分) 銀行口座引き落とし 口座振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				
積算根拠		☐ 納品書等添付あり 賃貸料 11,000円 消費税 1,100円 合計 12,100円				
購入(依頼)業者		富山県富山市婦中町萩島2967-8 第一レンタル株式会社 富山センター 代表取締役 釋永 朋也			取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		12,100円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		12,100円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

レンタル契約書(法人用サービス)

レンタル料金

商品名称	数量	単価	金額	備考
シュレッダー(Mクラス)	1	11,000	11,000	1ヶ月 税別
レンタル合計金額			11,000	税別

レンタル期間

R7 年 5 月 1 日 より R8 年 3 月 31 日 まで
(11ヶ月間レンタル)

契約金額

レンタル料金	11,000 × 11ヶ月 =	121,000
総 合 計		121,000 税別

お支払い条件

お支払い条件	末日締め 翌月27日支払い 現金100%
--------	-------------------------

請求書送付先

〒930-8510

富山県富山市新桜町7-38

使用場所住所

同上

連絡先電話番号 076-443-2152

特記事項

※搬出時には別途搬出料金10,000円がかかります。

本レンタル約款に合意の上、レンタル契約を締結いたします。

契約年月日

7 年 5 月 / 日

甲：申込者(会社名・ご担当者名)

※法人格は省略せずにご記入お願いいたします

富山市新桜町7番38号

TEL (076) 443-2152

自由民主党

利根 敦男

乙：提供会社

富山県富山市婦中町萩島296

第一レンタル株式会社 富山セン

代表取締役 釋永朋也



第一条(総則)

①借主(以下甲といいます)と第一レンタル株式会社(以下乙といいます)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約といいます)について、以下の条文の規定を適用します。

②本契約は、利用申し込みに対して、乙がこれを承認したときに成立します。契約成立後は、本レンタル申込書はレンタル契約書となります。

第二条(物件)

乙は甲に対し、乙が甲にレンタル契約書に記載するレンタル物件(以下物件と誓います)を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第三条(レンタル期間)

レンタル期間はレンタル契約書に記載する期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日をレンタル開始日、甲が乙に当物件を返却した日をレンタル終了日とします。

第4条(料金)

①甲は、月額レンタル料、運送諸経費、保守料金など、レンタル契約書記載の料金に、消費税を付した金額(以下「レンタル料金等」といいます)を乙に対して支払います。

②レンタル料金等は、レンタル開始日から1ヶ月ごとの月払いとし、毎月の支払いは、乙の指定する口座に振込みにより支払とします。

③前2項にかかわらず、乙が事前に承認し、レンタル契約書に記載した場合には、別に定める支払い条件に従うことができます。

第5条(物件の引渡し)

乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日の当日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。

物件の引渡しおよび返還に要する運送費などの諸費用は甲の負担とし、1ヶ月分のレンタル料等支払い時に全額支払うものとします。

第6条(担保責任)

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第7条(担保責任の範囲)

①レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、または速やかに修理します。また、交換、修理の受付は、乙の営業時間内(日曜、祝日及び、別途乙が定める定休日を除く9:00から17:00に限り)ます。この場合、乙は物件の交換または修理の為に使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。

②乙は前項に定める以外の責任は負いません。

9条(物件の使用、保管)

①甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品および費用を負担します。甲はその本来の使用目的以外には使用しません。

②甲は乙の書面による承認を得ないで物件の転貸しおよび改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整しません。

③甲が物件をレンタル契約書記載の設置場所以外に移動する場合には、乙の書面による承認を得ます。

④乙または乙の代理人は、いつでも物件をその設置場所で点検できます。

第9条(物件の使用管理義務違反)

物件が甲の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、または甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金または所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済します。

第10条(動産総合保険による補償)

物件が甲の責によらない偶発的な事由に基づき滅失、損傷した場合、レンタル物件に付与されている動産総合保険により、補償する場合があります。対象となる事由は以下の通りです。①火災②盗難③落雷 甲は動産総合保険による補償を請求する場合は、関係各所への届出、保険会社への請求手続きに協力するものとします。

第11条(レンタル期間の延長)

①甲が契約期間満了の一週間前まで解約の申し出が無い場合契約は自動更新となります。②契約延長時のレンタル料金は、契約当初のレンタル料金と同額となります。

第12条(中途解約)

①甲は、レンタル期間満了前であっても、乙に対してレンタル契約の解消を申し出ることができます。

②甲の都合により契約を解消する場合、甲は乙に対し、物件返却日の1ヶ月(30日)前に申し出をし、乙の承認を得るものとします。

第13条(機種変更)

①レンタル期間中の物件は、上位機種へ変更のみ可能です。その際は、変更月から新機種にて再契約するものとします。②機種変更を行った場合、機種変更当月より変更後のレンタル料金が適用されます。③前各項に伴い、物件の交換に伴う費用が発生した場合、甲はこれを別途乙に支払うものとします。

14条(履行遅滞等)

①甲が次の各号の一つに該当するときは、乙は甲に対して通知または催告をしないでレンタル契約を解除し物件の返還を請求することができます。一、レンタル料金が一回でも遅滞したとき。二、レンタル契約の条項の一つにでも違反したとき。三、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は整理、和議、破産、会社更生、民事再生などの申立があったとき。四、手形又は小切手を不渡りにしたとき。五、営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。六、乙が甲の代表者と連絡が取れなくなったとき。

②前項に基づき、乙が物件の引き取りを行う場合、乙又は乙の代理人は、いつでも物件の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができます。③レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。

第15条(延滞利息)

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払い済みに至るまで年率14.6%の割合による遅延利息を支払います。

第16条(物件の返還遅延の損害金)

甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。この場合、遅延期間1ヶ月当たりの損害金は、レンタル契約書に記載する月額レンタル料に相当する金額とします。なお遅延期間が1ヶ月以内の場合にもその端数を切り上げ1ヶ月とみなし、日割り計算は行いません。

第17条(相殺の禁止)

甲は、レンタル契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の負債を持って相殺することはできません。

第18条(乙の権利の譲渡)

乙は、この契約に基づく乙の権利を第三者に譲渡し、もしくは担保に差し入れることができます。

第19条(情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるにかかわらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償など請求をせず、且つ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしません。

第20条(通知・報告義務)

①甲に第11条1項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、称号、代表者の変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知します。

②乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について乙に報告します。

第21条(合意管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、富山地方裁判所を管轄裁判所とします。

富山市新桜町7-38

自由民主黨樣

シエレッダーレンタル

制
米
價

No. 250531-734-1-2

P. 1/1



1 第一レシタル株式会社

T 939-1511

富山県南砺市高堀8番地

TEL 0763-22-7321 FAX 0763-22-6226

登録番号: T5230001008502

2025年05月31日

▲ 振込銀行

北陸銀行 富山南中央支店 当座6000111

富山第一銀行 富山南シタ支店 当座017052

前回繰越額	御入金額	当月御買上額	消費税額等	当月御請求額
		11,000	1,100	12,100

[illegible]

次回口座振替日は
6月27日です。
よろしくお願ひします。

NO 0700030



年月日	商 票	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマソンフン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウト"ウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し振	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度勤労保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経テレカール購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	※ヨウト"ウシステム 5月分	*764,908

13 07-06-23		*17,710	※ヨウト"ウシステム 5月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労務保険料 4月分 入金	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカ"ミ アット	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分 入金	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カ)タイウト"ウ 備品 5月分	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコミ	*688,977
20 07-06-27		*6,600	CATVトマインターネット 6月分	*682,377
21 07-06-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 6月分	*678,577
22 07-06-27		*12,100	タイイチレンタル ショールーム 5月分	*666,477
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振込額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケコ 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の
 不償還期満後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700031-1																				
		会派名	自由民主党																				
		議員名																					
☐	調査研究費	会派承認欄																					
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)																		
☐	広報広聴費	R7.5.1	  																				
☐	要請・陳情活動費	承認日																					
☐	会議費	R7.5.1																					
☐	資料作成費	特記事項																					
☐	資料購入費																						
☒	人件費																						
☐	事務費																						
支出内容		会派事務員社会保険料2名分(令和7年5月分～令和8年3月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 翌月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)																					
積算根拠		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会派負担</th> <th>本人負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険料</td> <td>16,406円/月</td> <td>8,202×2=16,404円/月</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>2,704円/月</td> <td>1,351×2=2,702円/月</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>31,110円/月</td> <td>15,555×2=31,110円/月</td> </tr> <tr> <td>子供子育て拠出金</td> <td>1,224円/月</td> <td>0円/月</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>51,444円/月</td> <td>50,216円/月</td> </tr> </tbody> </table>					会派負担	本人負担	健康保険料	16,406円/月	8,202×2=16,404円/月	介護保険料	2,704円/月	1,351×2=2,702円/月	厚生年金保険	31,110円/月	15,555×2=31,110円/月	子供子育て拠出金	1,224円/月	0円/月	小計	51,444円/月	50,216円/月
			会派負担	本人負担																			
		健康保険料	16,406円/月	8,202×2=16,404円/月																			
		介護保険料	2,704円/月	1,351×2=2,702円/月																			
		厚生年金保険	31,110円/月	15,555×2=31,110円/月																			
子供子育て拠出金	1,224円/月	0円/月																					
小計	51,444円/月	50,216円/月																					
(本人負担額50,216円×11ヶ月=552,376円)																							
年間支払額・会派=51,444円×13ヶ月(費与分含む)=668,772円 } 合計 ・本人=50,216円×11 = 552,376円 } 1,221,148円																							
購入(依頼)予定業者		富山市牛島新町7-1 富山年金事務所		取引規定 ☒ 抵触なし																			
支出予定金額		1,221,148円 668,772円(令和7年5月～令和8年3月11ヶ月分)																					
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)																							

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用

厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用

介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

子ども・子育て提出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管轄健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,843.2	3,921.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,889.6	5,944.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が60銭以下の場合は切り捨て、60銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が60銭未満の場合は切り捨て、60銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て提出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て提出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て提出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て提出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、提出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700031-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名		
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄		
☒	研修費	R7.6.24		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広報広聴費	承認日				
☒	要請・陳情活動費	R7.6.25				
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日) R7.6.30		
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告		
☐	資料購入費	R7.6.30		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人件費	承認日				
☐	事務費	R7.7.4				
特記事項						
支出内容 令和7年5月分 会派事務員社会保険料2名分 自由民主党 銀行口座引き落とし 口座振替日 翌月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)						
積算根拠		会派負担		本人負担		
		健康保険料	16,406円/月	8,202×2=16,404円/月		
		介護保険料	2,704円/月	1,351×2=2,702円/月		
		厚生年金保険	31,110円/月	15,555×2=31,110円/月		
		子供子育て拠出金	1,224円/月	0円/月		
		小計	51,444円/月	50,216円/月		
購入(依頼)業者		富山市牛島新町7-1 富山年金事務所			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		101,660円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		101,660円 (会派負担51,444円 本人負担50,216円)				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用

厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用

介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			9.65%		11.24%		18.300%※	
			金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額
等級	月額	円以上 ～ 円未満						
1	58,000	～ 63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,582.0	3,291.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000 ～ 93,000	8,492.0	4,246.0	9,881.2	4,940.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,038.0	5,019.0	11,688.8	5,844.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ～ 114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,387.0	5,693.5	13,283.2	6,641.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,159.0	6,079.5	14,182.4	7,091.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ～ 138,000	12,931.0	6,465.5	15,081.6	7,540.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ～ 146,000	13,703.0	6,851.5	15,980.8	7,990.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ～ 155,000	14,475.0	7,237.5	16,880.0	8,440.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ～ 165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ～ 175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ～ 185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ～ 195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ～ 210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ～ 230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ～ 250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ～ 270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ～ 290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ～ 310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ～ 330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ～ 350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ～ 370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ～ 395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ～ 425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ～ 455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ～ 485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ～ 515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ～ 545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,788.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ～ 575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ～ 605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ～ 635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 ～ 665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ～ 695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000 ～ 730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000 ～ 770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000 ～ 810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000 ～ 855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000 ～ 905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000 ～ 955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000 ～	134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	09557	事業所番号	02068
納付日の年月	令和 7 年 5 月	納付期限	令和 7 年 6 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
38,216	62,220	1,224	
合 計 額	¥101,660 円		

年 月 分 保 険 料	領収日	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
*****	*****	*****
合 計 額	***** 円	

令和 7 年 6 月 19 日

記入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構
富山 年金事務所)

930-0005 富山市 新桜町 7-38

自由民主党

様

02/02 14127927

(裏面へつづく)



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	残し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トヤマシンパン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シャ-フ-ファイナンス 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カ)タイウト"ウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分返還金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経グループ購読料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウト"ウシステム 5月分	*764,908

13 07-06-23		*17,710	キヨウト"ウシステム 5月分	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分入分	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	カ)ミ アキト	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分入分	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カ)タイウト"ウ 備品廃止	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコミ	*688,977
20 07-06-27		*6,600	CATVトヤマ インターネット 6月分	*682,377
21 07-06-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 6月分	*678,577
22 07-06-27		*12,100	タ"イチレンタル ショールーム 5月分	*666,477
23 07-06-30	社会保険	*101,660	事務員社会保険料 5月分	*564,817
24 07-06-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 6月分	*560,817

(お知らせ)
1. 通帳の提出のあるお取引のときは年月日欄に※と表示します。
2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額時に次のとおり表示します。

タケ 〇〇-〇〇
トリタケ 〇〇-〇〇

お支払い金額欄

お支払い金額欄は、振込の
不意の金額表示となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700036-2											
				会派名	自由民主党											
				議員名												
☐	調査研究費	起案日		会派承認欄												
☐	研修費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)										
☐	広報広聴費	承認日														
☐	要請・陳情活動費	R7.6.2														
☐	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6.30											
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告												
☒	資料購入費	R7.6.30		代表者	経理責任者	申請者(議員)										
☐	人件費	承認日														
☐	事務費	R7.7.4														
特記事項																
整理番号0700023-1で事前審査承認済																
支出内容	北日本新聞 自由民主党控室新聞購読料 (令和7年6月分) 銀行口座引き落とし 銀行口座振替日 月末															
積算根拠	☐ 見積書等添付あり ☒ 朝刊のみ 北日本新聞 1ヶ月 4,000円 (税込)															
購入(依頼)業者	富山市舟橋北町6-20 (株)北日本新聞前澤販売店				取引規定 ☒ 抵触なし											
請求金額	4,000円															
振込手数料					金融機関名	北陸銀行										
政務活動費支出額	4,000円															
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																
領収証 30-00-049-00 (00007997) 2025年 6月分 富山市新桜町7-38 富山市役所 6F 自由民主党 様 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※北日本新聞朝刊</td> <td></td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td> ¥4,000 (8%対象 4,000円 内消費税 296円) </td> </tr> </tbody> </table> ※ 軽減税率対象 ご購読ありがとうございます。 購読料金の口座振替受付中です。 毎度ご購読有難うございます。 上記金額正しく領収いたしました。 2025年 6月30日 北日本新聞 4桁の暗証番号(パスワード)は、本紙の裏面に記載されています。本紙の裏面に記載されている暗証番号と、本紙の裏面に記載されている暗証番号とが一致しない場合は、本紙の裏面に記載されている暗証番号を再入力してください。 登録番号:T1230001004629 (株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町6-20 電話: 076-432-1680 担当者							銘	柄	部数	金額	合計金額	※北日本新聞朝刊		1	4,000	¥4,000 (8%対象 4,000円 内消費税 296円)
銘	柄	部数	金額	合計金額												
※北日本新聞朝刊		1	4,000	¥4,000 (8%対象 4,000円 内消費税 296円)												



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-05-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 5月分	*2,056,436
2 07-06-02		*3,880	トマシンマン 5月分	*2,052,556
3 07-06-03		*38,362	シー・フ・ファイブ 5月分	*2,014,194
4 07-06-09	振込	*14,439	カノタイウトウ 5月分	*1,999,755
5 07-06-09	手数料	*440	フリコミ	*1,999,315
6 07-06-09*		*723,545	令和7年4月分 延滞金	*1,275,770
7 07-06-09*		*2,119	電話料 5月分	*1,273,651
8 07-06-09*		*3,880	普通預金 金回し	*1,269,771
9 07-06-10*		*289,544	事務員給料 5月分	*980,227
10 07-06-13*		*82,653	令和7年度労働保険料	*897,574
11 07-06-19*		*92,736	日経加一カ月 贈証料	*804,838
12 07-06-23		*39,930	キヨウトウシステム	*764,908

13 07-06-23		*17,710	キヨウトウシステム	*747,198
14 07-06-23	普通預金	労働保険料 4月分 入金	*4,072	*751,270
15 07-06-24	振込	ノカミ アキト	*9,955	*761,225
16 07-06-24	振込	タイセイ	*9,955	*771,180
17 07-06-25	普通預金	電話料 5月分 入金	*737	*771,917
18 07-06-26	振込	*82,500	カノタイウトウ 備品 5月分	*689,417
19 07-06-26	手数料	*440	フリコミ	*688,977
20 07-06-27		*6,600	CATVトマ シナネット 6月分	*682,377
21 07-06-27	新聞代金	*3,800	読売新聞 6月分	*678,577
22 07-06-27		*12,100	タイイチリンタル ショールーム 5月分	*666,477
23 07-06-30	社会保険	*101,660	事務員 社会保険料 5月分	*564,817
24 07-06-30	新聞代金	*4,000	北日本新聞 6月分	*560,817

(お知れ)

1. 通帳のご提出があるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タケ金 ○○-○○
 トリタ金 ○○-○○

お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
不渡延滞期間経過後となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行